

令和5年度

第1回鹿屋市健康づくり推進協議会

令和5年12月21日(木)  
午後1時30分～午後3時00分

鹿屋市  
保健福祉部 健康増進課

# 会 次 第

## I 開 会

## II 健康づくり・高齢者支援対策監あいさつ

## III 参加者紹介

## IV 報告・協議

- 1 令和4年度保健事業実績及び令和5年度保健事業について
- 2 第3次鹿屋市健康づくり計画策定について
- 3 いのち支える鹿屋市自殺対策計画策定について
- 4 その他

## V 閉 会

## 令和5年度 第1回鹿屋市健康づくり推進協議会名簿

種別	番号	団体名	役職	氏名
行政機関	1	県民健康プラザ健康増進センター	副所長	内和田 浩巳
	2	鹿屋保健所	健康増進係長	比良 ゆかり
医療関係団体	3	鹿屋市医師会	フクダ委員院長	福田 恒典
	4	肝属東部医師会	会長	山内 慎介
	5	鹿屋市歯科医師会	会長	遠矢 治
	6	肝付歯科医師会	代表（事務局）	坂元 香介
	7	鹿屋市薬剤師会	会長	三浦 達朗
	8	肝属薬剤師会	会長	高津 和太
保健衛生	9	鹿屋市食生活改善推進連絡協議会	会長	落合 三重子
	10	鹿屋市母子保健推進員	代表	栞山 朝子
経学 験識	11	鹿屋体育大学	教授	中垣内 真樹
他組織	12	鹿屋商工会議所	総務課長	郷原 和徳
	13	鹿児島きもつき農業協同組合	経営企画部 広報課長	寺田 正臣
教育	14	鹿屋市養護教諭会	会長	園田 真弓
団体	15	鹿屋市町内会連絡協議会	会長	上籠 司

敬称略

(1) 母子保健事業

母子保健法に基づき母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、相談、教育、健診事業及び地域活動を実施した。

事業項目		内容	参加者数		
			令和4年度	令和3年度	
相談事業	母子健康手帳交付指導	手帳交付時に妊娠中の保健指導	822人	904人	
	母子相談	母と子の健康相談	1,284人	1,419人	
	母乳相談	助産師の相談、指導による乳房ケア	162人	197人	
	7か月児健診事後相談	発育発達についての相談	150人	163人	
	1歳6か月児健診事後相談	遊びを通して子育てを学ぶ会 (自由遊び)	0人 0組	0人 0組	
	心理発達相談	発達(心理)についての相談	103組	112組	
	ことばの相談	ことばについての相談	81組	80組	
	療育の広場(うさちゃん家)	集団遊びを通しての発達の相談	34組	27組	
教育事業	パパママ教室	妊娠中の健康管理	231人	109人	
	乳幼児栄養教室	離乳食をテーマに健康教育	73組	66組	
地域活動	母子保健推進事業	母子保健推進員 受診勧奨等活動	332人	278人	
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に母子保健推進員等が訪問	686人	728人	
	産前・産後サポート事業	助産師等による妊婦訪問指導	37人	34人	
		助産師等による新生児・乳児・産婦への訪問指導	402人	391人	
	訪問産後ケア	助産師等の訪問による産後ケア	209人	222人	
	宿泊産後ケア	助産所への宿泊による産後ケア	4人	8人	
	未熟児(養育医療)	訪問指導	助産師等による訪問指導	49人	23人
		院内面接	医療機関における保健師の母子面談	0人	2人
医療給付		入院が必要な未熟児への医療給付	承認 49件 給付 98件	承認 24件 給付 84件	
特定・新不妊治療助成事業	不妊治療に要する経費の補助	118件	111件		
健診事業		令和4年度 実施者数	令和3年度 実施者数	令和4年度 実施率	令和3年度 実施率
	新生児聴覚検査	749人	849人	97.8%	97.8%
	3か月児健康診査	761人	866人	95.0%	98.6%
	7か月児健康診査	747人	882人	88.0%	83.3%
	9～11か月児一般健診	657人	882人	77.4%	81.2%
	1歳6か月児健康診査	863人	996人	94.2%	91.1%
	2歳児歯科健康診査 (歯科保健事業)	772人	913人	84.8%	86.5%
	3歳児健康診査	856人	979人	93.7%	92.2%
	妊婦健康診査	9,232人	11,886人	86.1%	90.2%
	妊婦歯科健診	367人	849人	47.9%	49.3%
	産婦健康診査(R元～)	1,436人	1,698人	93.7%	93.6%

※7か月健康診査は、健康相談会を実施

## (2) 歯科保健事業

事業項目	内容	参加者数等	
2歳児 歯科健康診査	2歳6か月児を対象にした歯健康診査、歯科指導、ブラッシング指導、フッ化物塗布	母子保健事業 (健診事業)参照	
歯っぴい教室	歯の健康教育	5,099人 65回	5,170人 60回
歯と口の健康週間事業 (歯科医師会との協働事業)	無料歯科健診	5月31日～ 6月10日	5月31日～ 6月10日
	図画ポスター展示(リナシティかのや)	6月1日～ 6月14日	6月1日～ 6月14日
	和光学園での歯科健診、ブラッシング指導、フッ化物塗布	中止	中止
	歯っぴいスタンプラリー	中止	中止
高齢者 歯科コンテスト	80歳で、自分の歯を20本以上保持する方を表彰(8020表彰)	61人 個別表彰	49人 個別表彰

## (3) 予防接種事業

事業項目	令和4年度			令和3年度 接種率
	対象者数	接種者数	接種率	
インフルエンザ菌b型(Hib)	3,209人	3,107人	96.8%	93.8%
小児用肺炎球菌	3,209人	3,106人	96.8%	93.7%
B型肝炎	2,509人	2,336人	93.1%	94.2%
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	3,362人	3,178人	94.5%	98.0%
BCG	790人	810人	102.5%	95.6%
麻しん・風しん	1,874人	1,723人	91.9%	91.7%
水痘	1,960人	1,509人	77.0%	90.7%
日本脳炎	4,863人	4,078人	83.9%	52.3%
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	1,071人	781人	72.9%	80.9%
子宮頸がん予防ワクチン (ヒトパピローマウイルス)	5,673人	906人	16.0%	21.9%
インフルエンザ(成人)	30,575人	17,398人	56.9%	57.2%
インフルエンザ(高校生以下)	18,301人	5,918人	32.3%	34.0%
成人用肺炎球菌	4,081人	1,119人	27.4%	30.6%
成人風しん抗体検査	7,704人	399人	5.2%	8.8%
成人風しん予防接種	199人	95人	47.7%	51.3%
任意:成人風しん予防接種	142人	142人	100.0%	100.0%
ロタウイルス	1,950人	1,864人	95.6%	96.5%

#### (4) 健康増進事業

##### ① 健康診査・各種がん検診

事業項目		令和4年度			令和3年度受診率
		対象者数	受診者数	受診率	
健康診査	集団・病院	976人	32人	3.3%	4.2%
30歳代健診	集団	450人	345人	76.7%	49.1%
肝炎ウイルス検診	-	-	1,098人	-	-
胃がん検診	集団	61,543人	3,133人	5.1%	5.5%
大腸がん検診	集団	61,543人	5,303人	8.6%	9.0%
肺がんX線検診	集団	61,543人	6,047人	9.8%	10.1%
肺がんCT検診	集団	-	109人	-	
乳がん検診	集団・病院	33,121人	5,212人	20.1%	15.5%
子宮がん検診	集団・病院	42,346人	5,567人	13.1%	12.9%
前立腺がん検診	集団・病院	28,422人	2,807人	9.9%	10.4%
骨粗しょう症検診	集団・病院	61,543人	4,445人	7.2%	7.8%
腹部超音波検診	集団	61,543人	5,579人	9.1%	9.3%
歯周疾患検診	病院	5,195人	504人	9.7%	9.7%

##### ② 健康相談・健康教育・訪問指導

事業項目	内容	参加者数等				
		令和4年度		令和3年度		
健康教育	健康づくり講演会	医師等講師による健康講演会	16人	1回	0人	0回
	かのやん体操	市民体操や貯金運動を中心とした運動教室	3,795人	126回	2,795人	101回
	60代60分ウォーキング	ウォーキング入門編の運動教室	110人	9回	105人	9回
	30代健康教室	30代健診受診者を対象とした健康教室	274人	31回	210人	32回
	産後ママ骨盤エクササイズ教室	産後の身体のゆがみ改善やリラックスについて学ぶ教室	49人	24回	46人	23回
	小児生活習慣病予防教室	教育委員会や医師会と連携して行なう親子健康教室	35人	3回	19人	1回
	出前講座(健康教室)	学校・子育て広場・施設等からの依頼による健康教育	249人	13回	94人	5回
高齢者学級・サロンからの依頼による健康教室		372人	16回	379人	20回	
健康相談	日常生活、食生活等の指導、歯科健康相談	延 137人		延 146人		
訪問指導	健(検)診における要注意者の事後指導	延 99人		延 57人		

③ 糖尿病重症化予防事業

事業項目	内 容	実 績
血糖コントロール教室	特定健診の結果糖尿病該当者を対象に、運動や食事について実践を通して学習する教室	12回 84人
糖追跡事業	特定健診の結果糖尿病該当者を対象に、受診勧奨や生活指導を個別訪問で行うもの	148人

(5) 元気度アップ・ポイント事業

(ア) 市民健康・スポーツ連携推進事業(令和3年度開始)

スマホアプリを活用した、気軽に運動を継続できる事業を展開することで、市民の健康寿命の延伸、医療費の抑制を図る。対象者は20～64歳の鹿屋市民

- ・個人ポイント付与（1日ウォーキング8000歩以上、市の検診、運動教室等、市のイベントへの参加）及び一定ポイント数に達した方へアプリ内で2月申請後、3月記念品贈呈
- ・企業対抗戦（5人以上の市内事業所） 11月実施

令和4年度	
登録者数	346人
平均歩数	7,087歩
還元品申請者	123人
企業対抗戦参加企業数	19社
1万歩達成企業数	11社

(イ) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

市が指定する健康増進に関する事業やボランティア活動に参加した高齢者個人に、物品や現金に交換できるポイントを付与し、高齢者の健康づくりや社会参加活動等の促進を図ることにより、介護予防や地域における高齢者支援の担い手を育成することを目的として実施。対象者は65歳以上の鹿屋市民

令和4年度	
ポイント手帳発行数	(新規) 366人、累計 3,259人
転換交付人数	811人

(6) 特定健康診査等事業

国民健康保険被保険者の40歳から74歳を対象に特定健康診査を実施、また、75歳以上を対象に長寿健診を実施し、疾病の早期発見に努めた。

事業項目	令和4年度			令和3年度受診率
	対象者数	受診者数	受診率	
特定健康診査	15,259人	5,570人	36.5%	36.0%
特定保健指導	619人	348人	56.2%	49.6%
長寿健診	8,632人	2,856人	33.1%	30.1%

(法定報告)

(7) CKD 予防ネットワーク事業

事業項目	内 容	実 績
CKD予防支援事業	特定健診の受診結果でCKD紹介基準に該当した方に対し、紹介状の発行	262人発行中 95人受診
CKD予防講演会	医師、栄養士による健康講演会	1回83人
CKD予防ネットワーク かかりつけ医等研修会	鹿屋市CKD 予防ネットワーク登録医向けの研修会	WEB開催2回

## (8) 介護予防事業

### ① 介護予防事業

事業項目	内 容	実 績	
健康教室	栄養士による、介護予防啓発（口腔・栄養・転倒・認知症）の実施	1,353人	126回
健康相談	栄養士による、介護予防啓発（介護予防全般）の実施	48人	48回

### ② 地域介護予防活動支援事業

事業項目	内 容	実 績	
運動サロン育成事業	住民主体の通いの場に健康づくり指導者を派遣	延べ 213人	17箇所
教室型介護予防事業	高齢者個人に介護予防教室を提供	延べ 2,220人	23教室

## (9) 地域自殺対策強化事業

地域における自殺対策力を強化することを目的に普及啓発事業を実施し、また悩みを抱える人を対象に相談事業を実施した。

事業項目	内 容	参加者数			
		令和4年度		令和3年度	
普及啓発事業	研修会と講演会を実施	3,922人	41回	3,183人	34回
	キャンペーン	0人	0回	0人	0回
相談支援事業	相談日を設定	12人	9回	27人	24回
精神保健衛生	来所相談(随時)	44人		21人	
	電話相談	24人		41人	
	訪問支援	73人		48人	
こころの体温計	パソコンや携帯電話からチェックできるメンタルチェックシステム。相談機関の周知。	18,239件		20,725件	
人材育成事業	職員対象の研修	715人		520人	
	地域の支援者を対象とする研修	184人		142人	

## (10) 人間ドック助成事業

事業項目	内 容	利用者 (R4)	
		国 保	後 期
人間ドック 助成事業	合計	312人	88人
	(内訳) 一般ドック	247人	70人
	(内訳) 脳ドック	38人	11人
	(内訳) がんドック	27人	7人



## (11) 健康づくり推進事業

生活習慣の改善によって健康を増進し、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいて事業を実施した。

事業項目	内容	参加者数			
		令和4年度		令和3年度	
健康づくり推進員事業	育成研修会(全体会)	書面開催(1回)		書面開催(1回)	
	育成研修会(地区別) ※1	134		新型コロナウイルス感染症拡大のため書面開催に変更(1回)	
	養成講座	60人	4回	69人	4回
エイズ予防事業	予防講演会、学習会	3,265人	62回	2,970人	61回
食生活改善推進事業	育成研修会	496人	29回	511人	21回
	養成講座	81人	19回	0人	0回
	生活習慣改善	175人	15回	0人	0回

※1：健康づくり推進員・養成講座生・ストレッチウォーキングアドバイザーを対象とした。

## (12) かのやヘルスアッププラン21推進事業

区分	内容	回数等			
		令和4年度		令和3年度	
推進体制の整備	健康づくり推進協議会	15人	2回 (うち 書面1回)	15人	1回
健康づくり意識の向上	健診後のフォローとして個人に応じた健康づくり処方の提示及び運動支援	4,330人		2,128人	
	市民健康づくり講座	125人		125人	
健康まつり	(健康増進センターとの協働開催) 減塩に関するパネル展示、歯科健康相談、健康度測定等	2日間 152人		中止→パネ展示 R3.7.20~8/17	
	(秋の健康まつり) 健康づくり講座等→健康・福祉に関するパネル展示	ふれあい福祉まつり 1日間 143人		新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	
健康づくり運動の定着	ストレッチ・ウォーキングアドバイザー研修会	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止		新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	
第2次鹿屋市健康づくり計画最終評価・見直し業務	市の現状と課題を把握・分析し基礎資料とするため、令和4年12月に市民意識調査を実施	一般 1,314人 回収率 37.5%	中高生 1,097人 回収率 86.3%	—	—

### (13) 救急医療事業

救急医療に関する事業を実施した。

事業項目	実施回数	
	令和4年度	令和3年度
大隅広域夜間急病センター事業 (内科・外科及び小児科夜間)	6,714人 (うち鹿屋市民 4,956人)	3,832人 (うち鹿屋市民 2,785人)
夜間救急当番医運営事業 (外科夜間)	終了(大隅広域夜間急病センターで外科診療開始のため)	1,833人 (うち鹿屋市民 1,300人)
在宅当番・救急医療情報提供事業 (日曜祝祭日昼間:鹿屋地区)	11,596人 (うち鹿屋市民 8,462人)	8,120人 (うち鹿屋市民5,686人)
在宅当番・救急医療情報提供事業 (日曜祝祭日昼間:吾平・串良地区)	274人 (うち鹿屋市民 63人)	148人 (うち鹿屋市民 34人)
共同利用型病院運営事業 (日曜祝祭日夜間)	1,023人 (うち鹿屋市民 8人)	928人 (うち鹿屋市民 11人)
歯科休日急患診療在宅当番医制事業 (日曜祝祭日昼間)	438人 (うち鹿屋市民 328人)	475人 (うち鹿屋市民 372人)
貸出用自動体外式除細動器(AED)の設置	設置台数:2台 (鹿屋市保健相談センター) 貸出件数:19件	設置台数:2台 (鹿屋市保健相談センター) 貸出件数:10件

### (14) その他の事業

献血推進事業、ハンセン病関係事業を実施した。

事業項目	実施回数等	
	令和4年度	令和3年度
献血推進事業	95会場 2,699人	95会場 2,711人
ハンセン病関係事業	全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会 令和4年7月 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催	全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会 令和3年7月 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催
	・ハンセン病問題に関する啓発講演会 (リナシティかのや) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため映画上映(52人)	・ハンセン病問題に関する啓発講演会 (リナシティかのや) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	・パネル等展示:5会場、25日	・パネル等展示:5会場、25日

# 令和5年度保健事業計画について

## (1) 事業の重点方針

### 生涯にわたる健康づくりの推進

市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が生涯にわたり健やかで明るく心豊かに暮らすことができるよう支援を行う。

- 健康づくりの推進
- 保健活動の推進
- 健康診査の推進
- 医療体制の充実

## (2) 事業計画

### ①母子保健事業

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、相談、教育、健診事業及び地域活動を実施する。

事業項目		内容	実施期間
相談事業	母子健康手帳交付指導	手帳交付時に妊娠中の保健指導・相談	随時
	母子相談	母と子の健康相談	月4回
	母乳相談	助産師の相談、指導による乳房ケア	月1回+随時
	7か月児健診事後相談	発育発達についての相談	月1回
	心理発達相談	発達(心理)についての相談	月2～5回
	ことばの相談	ことばについての相談	月2～3回
	療育のひろば(うさちゃん家)	集団遊びを通しての発達等の相談	月1回
	1歳6か月児健診事後相談	遊びを通して子育てを学ぶ会(自由遊び)	月1回
	にこにこはいはい教室	発育発達についての相談	月2～3回
教育事業	パパママ教室	助産師、栄養士、歯科衛生士の講話	月1回
	乳幼児栄養教室	離乳食をテーマに健康教育	月1回
	すくすく育児教室	初めての子育てに対する指導・相談	月1回
健診事業	新生児聴覚検査	新生児聴覚検査(医療機関委託)	随時
	3か月児健康診査	3か月児健康診査(医療機関委託)	随時
	7か月児相談会	計測、保健指導、相談	月3回
	1歳6か月児健康診査	内科健診、歯科健診、検尿、計測、保健指導相談、フッ化物塗布	月3回
	2歳児歯科健康診査(歯科保健事業)	歯科健診、フッ化物塗布、歯科指導、保健指導相談	月3回
	3歳児健康診査	内科健診、歯科健診、検尿、計測、保健指導相談、フッ化物塗布、目・耳の検査(自宅)	月3回
	妊産婦健康診査	妊産婦一般健診(医療機関委託)	随時
	妊婦歯科健康診査	歯科健診、歯磨き指導等(医療機関委託)	随時
地域活動	乳児一般健康診査	9～11か月児一般健診(医療機関委託)	随時
	母子保健推進員事業	母子保健推進員活動	随時
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に母子保健推進員等が訪問	随時
	産前・産後サポート事業	助産師等による妊婦訪問指導	随時
		助産師等による新生児・乳児・産婦訪問指導	
	未熟児訪問指導	助産師等による訪問指導(養育医療対象)	随時
	訪問産後ケア	助産師等の訪問による産後ケア	随時
	宿泊産後ケア	助産所への宿泊による産後ケア	随時
未熟児訪問養育医療給付事業	未熟児訪問指導の実施、未熟児の養育医療費に係る給付	随時	
不妊治療費助成事業	不妊治療費の助成	随時	

子育て世代の方が、妊娠から子育てに至るまで切れ目なく安心して子どもを産み育てることができるよう子育て世代支援センター（すくすくルーム）を設置した。令和5年2月から出産・子育て応援交付金と一体的に実施する伴走型相談支援※を実施している。

※内容：母子手帳交付時面談、7～8か月妊婦へアンケート調査（希望者面談）、産後面談

## ② 歯科保健事業

事業項目	内容	実施期間
2歳児歯科健康診査(再掲)	2歳6か月児を対象にした歯科健康診査、 歯科指導、ブラッシング指導、フッ化物塗布	月3回
歯っぴい教室	歯の健康教育	随時
歯と口の健康週間 (歯科医師会との協働事業)	無料歯科健診	6月4日～6月10日
	図画ポスター展示	5月31日～6月13日
	和光学園での歯科健診、ブラッシング指導、 フッ化物塗布	中止
	歯っぴいスタンプラリー	中止
高齢者歯科コンテスト	80歳で、自分の歯を20本以上保持する方を表彰	1月予定

## ③ 予防接種事業

《 定期予防接種 》

事業項目	対象者	実施期間
予防接種	インフルエンザ菌b型 (Hib)	生後2か月～5歳未満
	小児肺炎球菌	生後2か月～5歳未満
	B型肝炎	2か月～1歳未満
	四種混合 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	3か月～7歳半
	不活化ポリオ	3か月～7歳半
	BCG	1歳未満
	麻しん・風しん	1歳～2歳未満、年長児
	二種混合 【ジフテリア・破傷風】	小学校6年生(11歳以上13歳未満)
	ヒトパピローマウイルス 【子宮頸がん予防ワクチン】	・中学校1年生から高校1年生 ・H9年4月2日生～H18年4月1日生で未接種者 ※R7年度までの経過措置
	成人用肺炎球菌	令和元年から令和5年度までは、各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者を対象とする経過措置
	インフルエンザ	予防接種法施行令で定められる65歳以上及び60歳以上65歳未満の者
	第5期風しん (令和3年度まで)	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
水痘	1歳～3歳未満	
日本脳炎	6か月～7歳半、9歳～13歳未満	
ロタウイルス	出生6週0日～32週0日	
		4月～3月 (指定医療機関)
		10月～1月 (指定医療機関)
		4月～3月(国のHPに掲載されている医療機関)
		4月～3月 (指定医療機関)

《 任意予防接種 》

事業項目	対象者	実施期間
インフルエンザ	生後6か月～高校生までの者	10月～1月
成人風しん予防接種	風しん抗体価の不十分な妊娠を希望する女性及びその同居者	随時

#### ④ 健康増進事業

健康増進法に基づく健康診査、各種がん健診等を実施し、疾病の早期発見に努める。

事業項目		内容	実施期間
健診	健康診査	集団	問診、身体計測、血圧測定、理学的検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、血清クレアチニン検査、尿検査、貧血検査、心電図検査(必要に応じて眼底検査)
		病院	6月～12月
	30歳代健康きっぷ事業	集団	健康診査と同様の内容、尿中塩分摂取量検査、胃がんリスク検査
検診	肝炎ウイルス検診		血液検査 (特定健康診査の採血時に実施)
	胃がん検診	集団	胃部X線検査
	大腸がん検診	集団	免疫便潜血反応検査(二日法)
	肺がんX線検診	集団	胸部X線検査、喀たん検査
	肺がんCT検診	集団	CT検査
	乳がん検診	集団	マンモグラフィー
		病院	
	子宮がん検診	集団	視診、内診、細胞診
		病院	
	前立腺がん検診	集団	血液検査 (特定健康診査の採血時に実施)
		病院	
	骨粗しょう症検診	集団	超音波又はX線による骨密度測定
病院			
腹部超音波検診	集団	超音波検査	
歯周疾患検診	問診、口腔内診査、EPP(CPI法)、歯科指導(医療機関委託)		
健康教育	健康づくり講演会、かのやん体操、60代60分ウォーキング、30代健康教室、産後ママ骨盤エクササイズ教室、2039エクササイズ、出前講座、小児生活習慣病予防教室(教育委員会・医師会連携)中止		
健康相談	日常生活・食生活等の指導、歯科健康相談		
訪問指導	健(検)診における要注意者の事後指導		

#### ⑤ かのやヘルスアッププラン21 推進事業

鹿屋市健康づくり計画に基づき、健康づくり意識の向上及び健康づくり運動の普及・促進を図り、市民の健康度を引き上げるための事業を実施。また、第3期鹿屋市健康づくりの策定。

区分	内容
健康づくりを推進する体制と環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿屋市健康づくり推進協議会開催等</li> <li>・第3次健康づくり計画の策定</li> </ul>
健康づくり意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進センターにおいて、健診、事業後のフォローとして個人に応じた健康づくり処方の提示及び運動支援</li> <li>・市民健康づくり講座(健康増進センターとの連携)</li> <li>・健康づくり運動キャンペーン</li> <li>・鹿屋市民健康体操の普及</li> </ul>
健康がもたらす交流の輪づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康ボランティアの育成(健康づくり推進員及びストレッチ・ウォーキングアドバイザー)</li> <li>・鹿屋市健康まつり</li> <li>健康増進センターと協働開催(R5.7.13、14)、健康まつり(R6.1月)</li> </ul>
ライフスタイルに応じた健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等による健康づくり情報発信</li> </ul>

## ⑥ 特定健康診査事業

国民健康保険被保険者の40歳から74歳を対象に、特定健康診査を実施。また、75歳以上を対象に長寿健診を実施する。

事業項目		内容	実施期間
健診	特定健康診査	集団	6月～11月
		病院	6月～12月
	長寿健診	集団	6月～11月
		病院	6月～12月

目標受診率（第3期特定健康診査等実施計画より抜粋）

項目	令和5年度
特定健診対象者	16,921人
目標受診率	60%
目標受診者数	10,152人

## ⑦ 国民健康保険事業

生活習慣の改善によって健康を増進し、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいて事業を実施する。

事業項目	内容	実施期間
健康づくり推進員事業	健康づくり推進員研修会、養成講座	5月～3月
エイズ予防事業	予防啓発の講演会、学習会、教材貸出し	6月～3月
食生活改善推進事業	食生活改善推進員の資質向上を図る研修会や情報提供、養成講座、食改さんの料理教室、地域での料理教室	4月～3月

## ⑧ 地域自殺対策強化事業

地域における自殺対策力の強化を目的に、人材養成事業や普及啓発事業を実施する。

事業項目	内容	実施期間等
普及啓発事業	研修会と講演会を実施(学校との連携でいのちの授業を実施)	23回
相談支援事業	こころの健康相談を実施	月1～2回
こころの体温計事業	携帯電話やパソコンからストレスや落ち込み度を気軽にチェックできるメンタルチェックシステム。相談機関の周知も実施。	4月～3月
人材育成事業	① 全職員に対してゲートキーパー研修等を実施。 ② 地域の支援者等に対してゲートキーパーに関する講話を実施。	① 年10回 ② 4月～3月

## ⑨ 救急医療事業

救急医療体制の充実など

事業項目	内容	実施期間等
大隅広域夜間急病センター事業	夜間の内科・外科及び小児科における救急医療の確保	4月～3月
在宅当番・救急医療情報提供事業	日曜祝祭日の昼間における救急医療の確保	4月～3月
共同利用型病院運営事業	日曜祝祭日及び夜間における二次救急医療体制の確保	4月～3月
歯科休日急患診療在宅当番医制事業	日曜祝祭日における歯科救急医療の確保	4月～3月
自動体外式除細動器(AED)の貸出	市内で開催される健康づくりやスポーツ、その他の各種イベントへの貸出	4月～3月

⑩ その他の事業

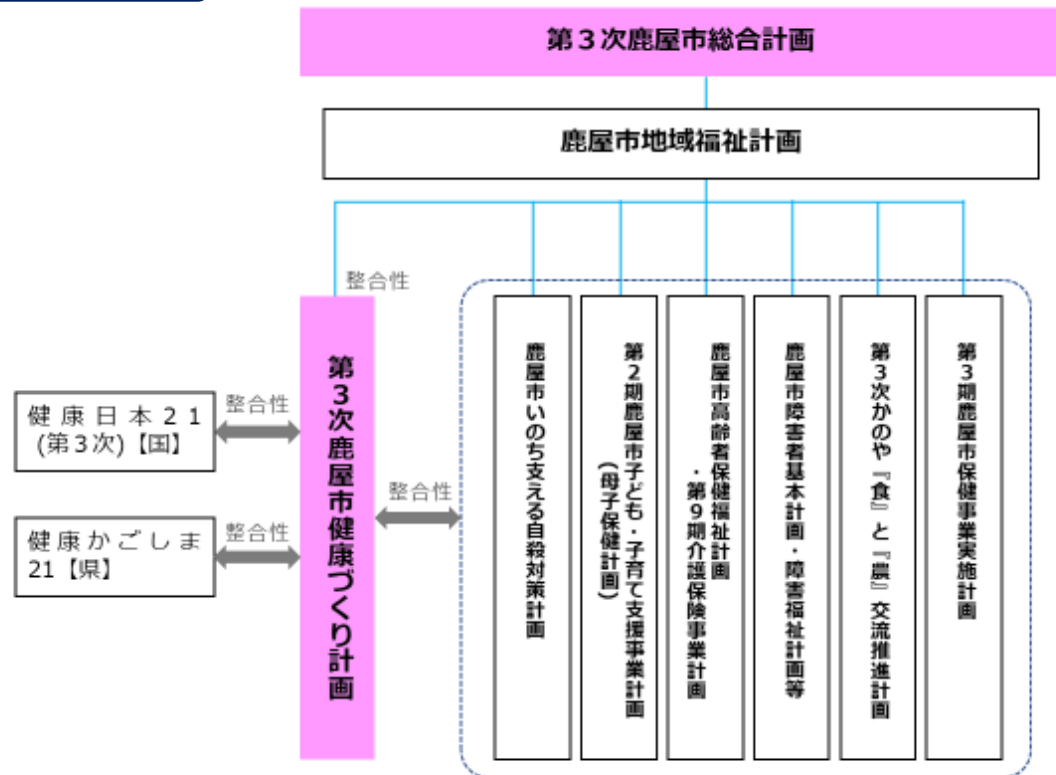
献血推進事業などの充実

事業項目	内容	実施期間等
献血推進事業	鹿屋市献血推進協議会	2月
ハンセン病関係事業	ハンセン病問題啓発パネル展示 (鹿屋市役所 本庁)	6月19日～6月23日 ハンセン病問題を正しく 理解する週間
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会総会	7月
	ハンセン病問題に関する啓発講演会	3月
	ハンセン病問題啓発パネル展示 (市役所本庁・支所等)	12月 人権週間

### 計画策定の趣旨・背景

- 本計画は健康増進法第8条第2項の規定に基づく「市町村健康増進計画」であり、本市の健康づくりの総合的な計画です。
- 前計画期間が令和5年度をもって終了するため、「第3次鹿屋市健康づくり計画」を策定することとしました。前計画を受け、少子高齢化の進展や、本市の疾病構造を考慮するとともに、生活習慣病の重症化予防の視点などを取り入れつつ、国や鹿児島県の計画と整合を図った、今後12年間で目指す市民の健康づくりの姿の指標となるものです。

### 関連計画との整合



### 策定する計画の期間

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
健康日本21	[Blue arrow spanning R6 to R17]											
	調査				調査	中間評価			調査	最終評価	プラン作成	
健康かごしま21	[Green arrow spanning R6 to R17]											
				中間評価							最終評価	
第3次鹿屋市健康づくり計画	[Orange arrow spanning R6 to R17]											
					中間評価					調査	最終評価	プラン作成

### 計画の特徴



#### ■ 計画期間12年間 (R6年度～R17年度)

国の指針である「健康日本21」および鹿児島県の指針である「健康かごしま21」との関連性を重視し、**期間を12年間とします。**

#### ■ ビジョン

第2次健康日本21の最終評価を踏まえ、「**全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現**」をビジョンとし、そのために「**誰一人取り残さない健康づくりを展開する**」、「**より実効性をもつ取組を推進する**」としています。

#### ■ 基本的な方向

ビジョン達成のため、基本的な方向を「**健康寿命の延伸・健康格差の縮小**」、「**個人の行動と健康状態の改善**」、「**社会環境の質の向上**」、「**ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり**」としています。

#### ■ 指針(案)

- 生活習慣病
  - がん
  - 脳血管疾患
  - 心疾患
  - 糖尿病
  - CKD (慢性腎臓病)
  - COPD (慢性閉塞性肺疾患)
  - 特定健診・特定保健指導
- 栄養・食生活
  - 肥満・やせ
  - 朝食の欠食
- 身体活動・運動
  - 活動量
  - 運動習慣
  - ロコモティブシンドローム
- 栄養・こころの健康
  - 睡眠
  - ストレス
- たばこ・アルコール
- 歯・口腔の健康



### 策定体制等

#### ■ 鹿屋市健康づくり推進協議会の開催

市民代表ならびに医療、保育、教育などの各関係団体や学識経験者により構成され、健康づくり施策の協議や本計画の進捗状況の点検及び評価を行います。

【開催予定】第1回：R5.12.21 (木) 第2回：R6.2月下旬

#### ■ 鹿屋市健康づくり計画策定部会の開催

本計画に関連のある庁内関係課で構成され、健康づくり施策の情報共有や検討を行い、横断的な計画の推進を図ります。

【開催予定】第1回：R5.7.12 (水) 第2回：R5.11.22 (木) 第3回：R6.2月下旬

#### ■ 今後のスケジュール

- ・12月：素案完成
- ・1月中旬から2月中旬：パブリックコメント
- ・2月下旬：鹿屋市健康づくり推進協議会及び鹿屋市健康づくり計画策定部会の開催
- ・3月：完成



## 第三次鹿屋市健康づくり計画（素案）目次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の期間 .....	3
3 持続可能な開発目標（SDGs）に伴う計画の見直し .....	4
4 本計画の位置づけ.....	6
5 本計画の策定に向けた体制.....	7
第2章 鹿屋市の健康の状況.....	10
1 鹿屋市の人口推計.....	10
2 子どもの体力 .....	12
3 鹿屋市の人口推計.....	14
(1) 特定健康診査・特定保健指導.....	14
(2) がん検診の受診率.....	15
(3) 標準化死亡比.....	16
4 高齢期の健康 .....	18
(1) 要支援要介護者の割合.....	18
(2) 在宅要介護者の介護・介助が必要となった原因.....	19
5 健康寿命 .....	21
第3章 第2次鹿屋市健康づくり計画の評価.....	23
1 全体の最終評価 .....	23
2 7つの領域とライフステージ別の最終評価.....	24
3 7つの領域 .....	25
(1) 生活習慣病.....	25
(2) 栄養・食生活.....	27

(3)	身体活動・運動.....	29
(4)	休養・こころの健康.....	30
(5)	たばこ .....	31
(6)	アルコール.....	32
(7)	歯の健康.....	33
4	ライフステージ（年代）別領域.....	34
(1)	妊娠・乳幼児期および児童・生徒期（次世代） .....	34
(2)	働く世代.....	35
(3)	高齢世代.....	36
第4章 第3次鹿屋市健康づくり計画の策定.....		37
1	基本的性格（基本理念） .....	37
2	全体目標 .....	38
3	基本構造の枠組み.....	39
4	目標設定 .....	40
5	目標と目標値 .....	41
(1)	全体目標.....	41
(2)	6つの指針.....	42
第5章 計画の推進 .....		52

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

わが国の平均寿命は男性 81.47 歳、女性 87.57 歳（令和 3 年時点）となっており、世界の先進諸国と比べても最も高い水準にあります（令和 5 年度版高齢社会白書、内閣府）。少子高齢化の進行により、生活習慣病に数えられている、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の有病者の増加や、要介護状態の者・認知症高齢者の増加が社会問題となっています。生活習慣病は文字通り、生活習慣に起因する疾患であることから、幼少期から規則正しい生活習慣を身につけ、疾病を予防することはとても重要です。しかし、近年では、子どもの体力低下も社会問題になりつつあります。その要因として 1 週間当たりの総運動時間が十分な子どもが少ないこと、肥満児童の増加、朝食欠食・睡眠不足・スクリーンタイムの増加などの生活習慣の変化が挙げられています（全国体力・運動能力、運動習慣等調査、スポーツ庁）。私たちは、少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、急激に変化している社会環境に適応しながら、自らの健康を維持・増進し、健康寿命※を延伸していく必要があります。

わが国では平成 12 年 3 月より「21 世紀における国民の健康づくり運動（健康日本 21）」が策定され、令和 6 年度からは「健康日本 21（第 3 次）」の実施が予定されています。健康日本 21（第 3 次）では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、健康寿命の延伸と健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）の縮小を中心的な目標として位置づけています。鹿児島県においても、平成 13 年 3 月より、「健康かごしま 21」が策定され、鹿児島県民の健康増進が図られてきました。鹿屋市では、平成 15 年 3 月に「健康日本 21」の地方計画となる「鹿屋市健康づくり計画」（かのやヘルスアッププラン 21）を策定しました。その後、「健康日本 21」及び「健康かごしま 21」の見直しなどを踏まえ、社会情勢の変化や本市における健康づくりの新たな課題に対応することを目的に、目標項目の見直しなどを行った「第 2 次鹿屋市健康づくり計画」（第 2 次かのやヘルスアッププラン 21）に基づき施策の展開を図ってきました。

この度、前計画期間が令和 5（2023）年度をもって終了するため、「第 3 次鹿屋市健康づくり計画（第 3 次かのやヘルスアッププラン 21）」を策定することとしました。これまで推進してきた第 2 次計画を受け、少子高齢化の進展や、本市の疾病構造の特徴を考慮するとともに、生活習慣病の重症化予防の視点などを取り入れつつ、国や鹿児島県の計画と整合を図った、今後 12 年間で目指す市民の健康づくりの姿の指針となるものです。

※ 健康寿命

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことを指し、2019（令和元）年の健康寿命は男性 72.68 歳、女性 75.38 歳となっています。2001（平成 13）年から男性の方が女性より健康寿命は延伸しており、男女差も若干縮小しています。e-ヘルスネット（厚生労働省ホームページ）より抜粋。

	国 健康日本21	鹿児島県 健康かごしま21	鹿屋市 鹿屋市健康づくり計画
2000 (H12)			
2013 (H25)	健康日本21 (第一次, H12-H24)	健康かごしま21 (第一次, H13-H24)	鹿屋市健康づくり計画 (第一次, H15-H25)
2024 (R6)	健康日本21 (第二次, H25-R5) ※当初予定より1年延長	健康かごしま21 (第二次, H25-R5) ※当初予定より1年延長	鹿屋市健康づくり計画 (第二次, H26-R5)
2035 (R17)	健康日本21 (第三次, R6-R17予定)	健康かごしま21 (第三次, R6-R17予定)	鹿屋市健康づくり計画 (第三次, R6-R17予定)

図：国・鹿児島県・鹿屋市の健康づくり計画の推移

H：平成、R：令和。年号はすべて年度で示しています。

## 2 計画の期間

本計画は、わが国の指針である「健康日本 21」および鹿児島県の指針である「健康かごしま 21」との関連を重視して作成しています。そのため、本計画の期間は次期「健康かごしま 21」に合わせた 12 年間（令和 6 年度から令和 17 年度）としました。本計画は今後、必要に応じて計画の見直しを行うものとし、中間年度である令和 11 年度に全ての目標の達成状況の評価した後、令和 16 年度に最終評価を行います。

	令和（年度）											
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
健康日本21	→											
						中間 評価					最終 評価	
健康かごしま21	→											
					中間 評価						最終 評価	
第3次鹿屋市 健康づくり計画	→											
						中間 評価					最終 評価	

図：国・鹿児島県・鹿屋市の第三次健康づくり計画の期間について

### 3 持続可能な開発目標（SDGs）に伴う計画の見直し

本計画の見直しに際しては、計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返すことによって、継続的に改善を図る「PDCA サイクル」の考え方を導入し、市民と本市の協働による健康づくりの推進に向け、多様な市民参画の機会を取り入れ、市民が主役の健康づくりを目指します。



**3** 全てのの人に健康と福祉を

**目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**  
 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

**5** 【ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち】

- ①地域福祉の充実
- ②健康づくり・生きがいづくりの推進
- ③共生協働・コミュニティ活動の推進

(鹿屋版 SDGs※ 鹿屋市政策推進課 令和2年6月)

#### ※ SDGs

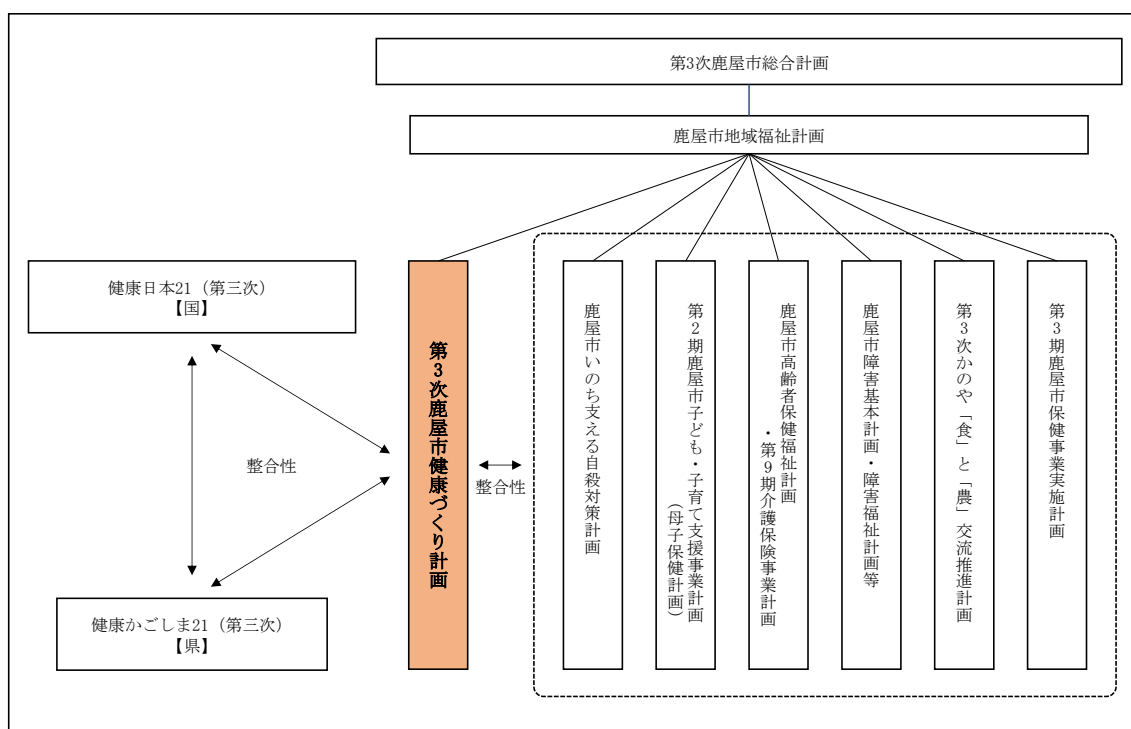
SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

鹿屋市においても、第2次鹿屋市総合計画に基づき取り組んでいる事業は、全てが直接または間接的にSDGsにおける17の目標につながっていることから、具体例として直接的に

SDGs17の目標につながる事業をピックアップしたものである、「鹿屋版SDGs」を制定しています。

#### 4 本計画の位置づけ

本計画は、第三次鹿屋市総合計画、鹿屋市地域福祉計画の下位計画の一つです。そのため、鹿屋市地域福祉計画の下位計画中にある、第三次鹿屋市保健事業実施計画、第3次かのや「食」と「農」交流推進計画、鹿屋市障害基本計画・障害福祉計画等、鹿屋市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画）、ならびに鹿屋市いのち支える自殺対策計画との整合性があります。また、国の健康づくり計画である、健康日本21（第三次）および県の計画である健康かごしま21（第三次）との整合性を図っています。

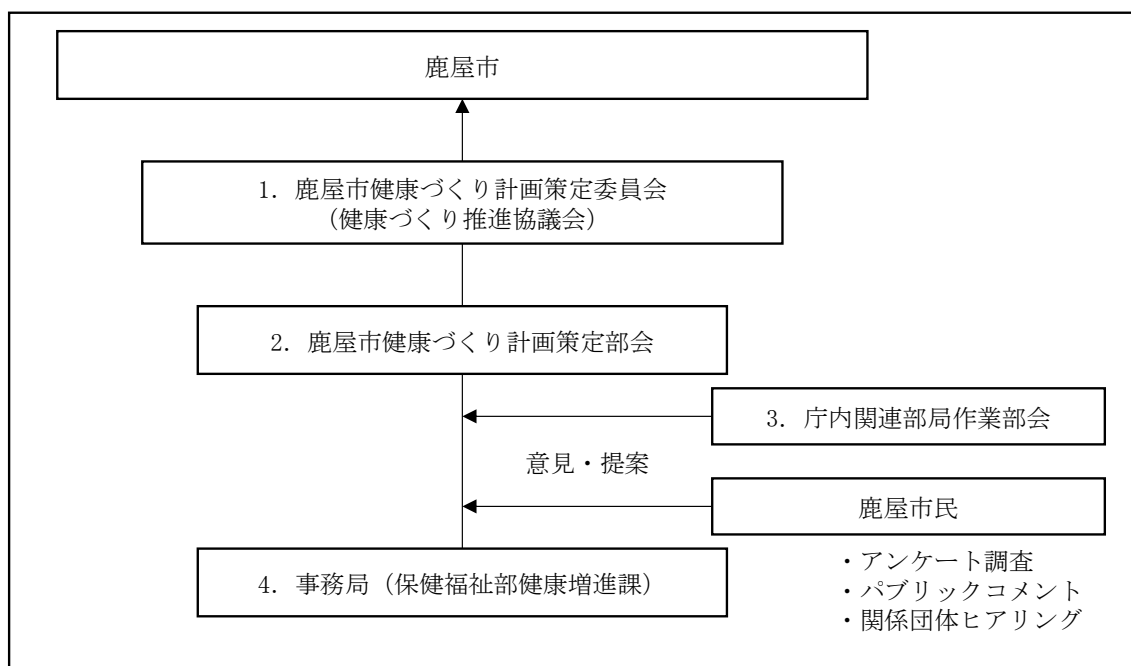


図：関係計画との整合についてのフローチャート



## 5 本計画の策定に向けた体制

計画策定にあたっての各種会議等の位置づけは以下の通りです。第二次計画策定時は、「健康づくり推進市民会議」においてワークショップを開催し、市民の御意見を頂いていましたが、国の第三次計画の推進のための方針変更の見通しから、国の方針に沿った体制を構築しました。



図：本計画策定のフローチャート

参考「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」抜粋

### 三 市町村の役割と市町村健康増進計画

市町村は、都道府県や保健所とも連携しつつ、また、庁内の関連する部局が連携して市町村健康増進計画の策定に努めるものとする。

市町村は、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定するよう努めるものとする。

市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査等実施計画、市町村が策定する介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画に加え、データヘルス計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮する。

また、市町村は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置づけるよう留意する。

表：各組織の構成と役割

番号	名称	区分	内容
1	鹿屋市健康づくり計画策定委員会 (健康づくり推進協議会)	構成	医療、保健衛生関係、学識経験者、関係団体代表者等
		役割	計画を策定するにあたり、基本的な方針及び事項を検討・協議し必要な提案を行う。
2	鹿屋市健康づくり計画策定部会	構成	健康づくり・高齢者支援対策監・健康増進課長・福祉政策課長・子育て支援課長、高齢福祉課長・健康保険課長
		役割	事務局からの資料について精査、計画に盛り込むべき事項を検討する。
3	庁内関連部局作業部会	構成	保健福祉部、学校教育課、市民スポーツ課、農政課等
		役割	各課の取組や各課にある協議会等の意見を健康づくり計画の策定、推進に反映するよう意見を述べる。
4	事務局	構成	健康増進課長・課長補佐・健康管理係長・担当者
		役割	計画策定に係る事務及び各課との連携・調整を行う。

表中の番号は、図内の番号に対応しています。

表：計画策定スケジュール

年度	年月	内容
2022（令和4）年度	11	市民意識調査アンケートの調査開始
	1	事業所、関係団体、庁内関係課調査
	2	アンケート調査分析
	3	第3次健康づくり計画策定方針の協議 市民意識調査等報告
2023（令和5）年度	7	健康づくり計画策定部会立ち上げ
	11	健康づくり計画作業部会 <b>健康づくり計画策定部会（計画素案の協議）</b>
	11-12	第1回計画策定委員会
	1	パブリックコメント
	2	<b>健康づくり計画策定部会（最終案の協議）</b>
	2-3	第2回計画策定委員会（最終案の協議）
	3	公表

太字は健康づくり策定部会の該当箇所になります。

## 第2章 鹿屋市の健康の状況

### 1 鹿屋市の人口推計

#### (1) データに基づく鹿屋市の現状と推計

##### 次世代（0－14歳）

2015年時点で、次世代（0－14歳）人口は鹿屋市全体の15.3%（15,822人）となっています。2020年の推計ではほぼ横ばい（15.2%、15,365人）となっていますが今後徐々に減少し、2040年には13.6%（11,669人）となる見込みです。

##### 現役世代（15－64歳）

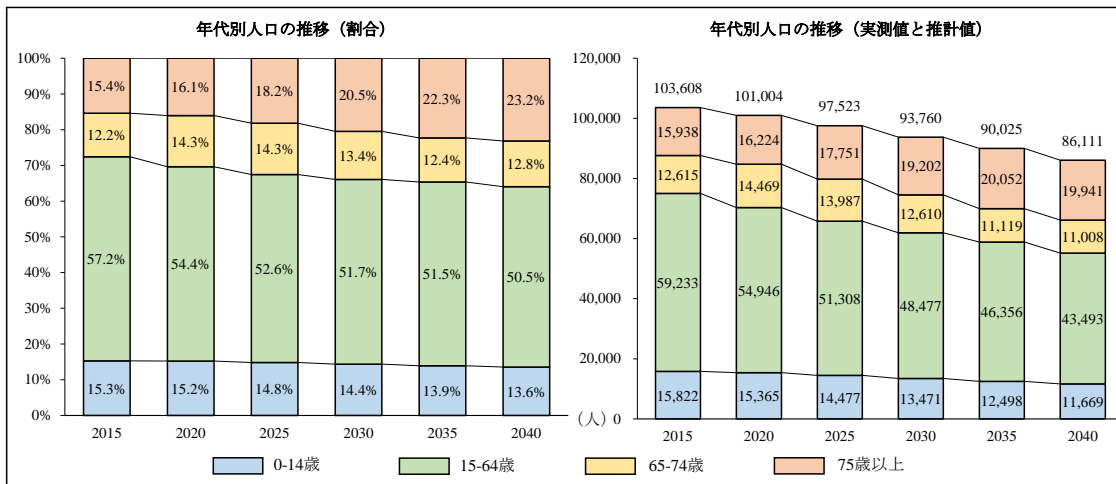
2015年時点で、鹿屋市全体の現役世代（15－64歳）人口は、多世代に比べて最も多い57.2%（59,233人）となっています。2020年の推計ではやや減少（54.4%、54,946人）にとどまっていますが今後大きく減少し、2040年には50.5%（43,493人）となる見込みです。

##### 高齢世代（65歳以上）

2015年時点で、鹿屋市全体の高齢世代（65歳以上）人口は27.6%（28,553人）でしたが、2020年の推計では30.4%（30,693人）と増加しています。今後の予想では、2040（令和21）年には36%（30,949人）に増加すると推計されています。高齢世代を前期高齢者（65－74歳）と、後期高齢者（75歳以上）に分けると、2040年の鹿屋市の前期高齢者の人口は、2015年に比べて12.7%（1,607人）減少することが推計されていますが、後期高齢者は2015年に比べて25.1%（4,003人）増加すると推計されています。

#### (2) 鹿屋市の課題

少子高齢化が顕著に進行する未来が見込まれています。社会情勢も人口動態も、今まで過ごしてきた時代とは大きく異なる時代になるでしょう。全ての世代において、市民一人ひとりが規則正しい生活習慣を意識し、健康度を高めることが必要です。健康寿命は、幼少期からの生活習慣に大きく影響を受けます。世代を問わず、エビデンスに基づいた情報提供を広く行うことで、市民一人ひとりの生活の質（QOL）の向上と健康寿命の延伸を目指す必要があります。



図：鹿屋市の人口の推移（左：割合、右：実測値と推計値）

国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計データを使用して作成しています。2020年は国勢調査のデータではなく、推計値を使用しています。年数は年度を示します。

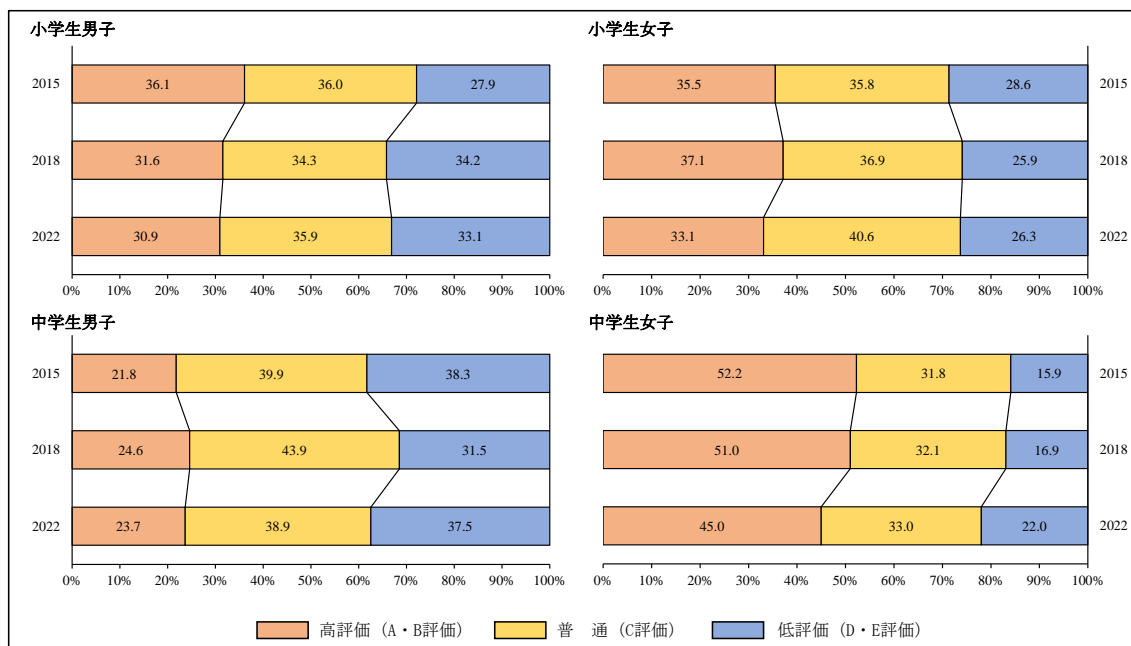
## 2 子どもの体力

### (1) データに基づく現状の評価

スポーツ庁が毎年行っている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査※」の結果を用いています。スポーツ庁の見解として、全国的な子どもの体力低下が指摘されています。鹿屋市の小中学生の体力の変化を見てみると、中学生男子は体力水準を維持しているように見て取れます。一方で、小学生男女及び中学生女子においては、2015 年度に比べて 2022 年度における高評価の子どもがやや減少しているように見て取れます。

### (2) 鹿屋市の課題

将来的に、鹿屋市の次世代の人口は減少していくことが推計されています。社会環境の変化は予想できないものがあり、近年では急速なインターネット環境の整備やソフトウェアの発展から、子どものスクリーンタイムが増加しているなど、体力低下の要因は生活習慣の変化に大きな影響を受けていると考えられます。次世代の健康を守るために、学校などを通じた現状の調査と、子どもの運動や遊びの機会や方法を提供するだけでなく、子を持つ親に対する運動遊びの情報提供や参加しやすいイベントの設定などを積極的に行うことが必要だと考えられます。



図：鹿屋市小中学生男女における体力の変化

鹿児島県教育委員会「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」より引用、改変。  
年数は年度を示します。

※「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

本調査は、全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、国や教育

委員会が、子供の体力・運動能力の向上に係る施策等の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、学校が体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てる取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的としています。体力の総合評価は A から E までの 5 段階で評価され、最も高い評価が A となり、最も低い評価が E となっています。全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁ホームページ）より抜粋。

### 3 鹿屋市の人口推計

#### (1) 特定健康診査・特定保健指導

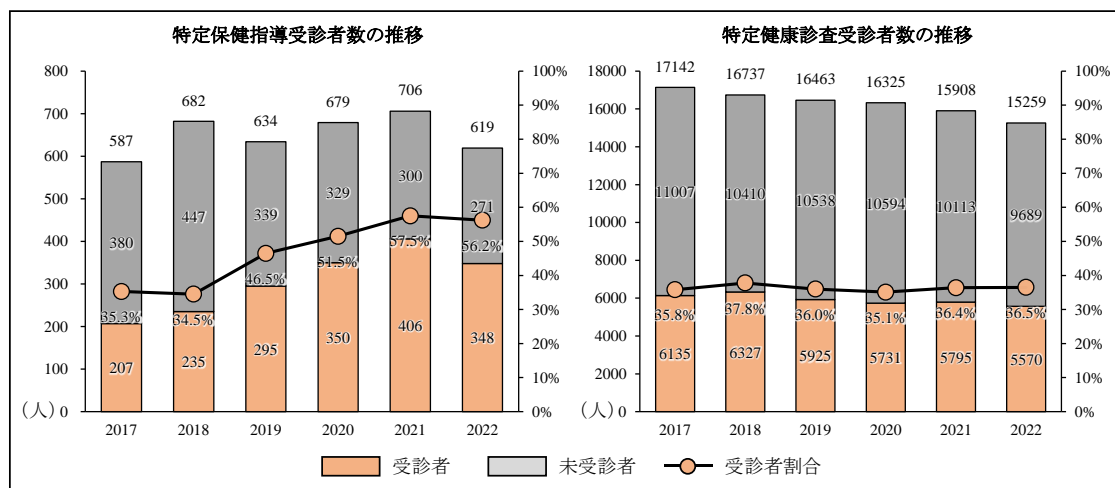
##### ア データに基づく現状の評価

国民健康保険のデータですが生活習慣病の予防のために、対象者（40歳～74歳）の方にメタボリックシンドロームに着目した健診のことを指す特定健康診査受診率の目標値は、国（健康日本21・第二次）が70%、鹿屋市（第二次鹿屋市健康づくり計画）は60%に設定されています。鹿屋市では、特定健康診査受診率の推移は、ほぼ横ばいになっており、35%前後の低い値を推移しています。

特定保健指導は、特定健康診査の結果生活習慣病のリスクが高いと判定された方が受診する検査です。特定保健指導における、鹿屋市の受診率は年々増加しており、望ましい傾向です。しかし、特定保健指導の対象者数が、年々やや増加していることは気がかりです。

##### イ 鹿屋市の課題

特定健康診査の受診率が低水準で推移しているため、受診率の向上が大きな課題です。生活習慣病に限らず多くの疾病に通じることですが、発症前の予防に始まり、発症後の早期発見と継続的な治療に取り組むことが、健康寿命延伸に不可欠です。その入り口になり得る特定健康診査には、多くの市民に受診していただく必要があります。特定健康診査の受診率を少しでも高めるために、現役世代の個人事業主や職場単位の情宣、多くの人の目に留まりやすい場所への掲示に加え、次世代の子ども達を通じて現役世代の親へアプローチを掛けるなど、あらゆる手段を通じて現役世代の受診率を高める工夫が必要です。



図：鹿屋市の特定健康診査と特定保健指導の受診者数の推移

特定健康診査・特定保健指導（厚生労働省ホームページ）、鹿屋市健康増進課データより作成。年数は年度を示します。



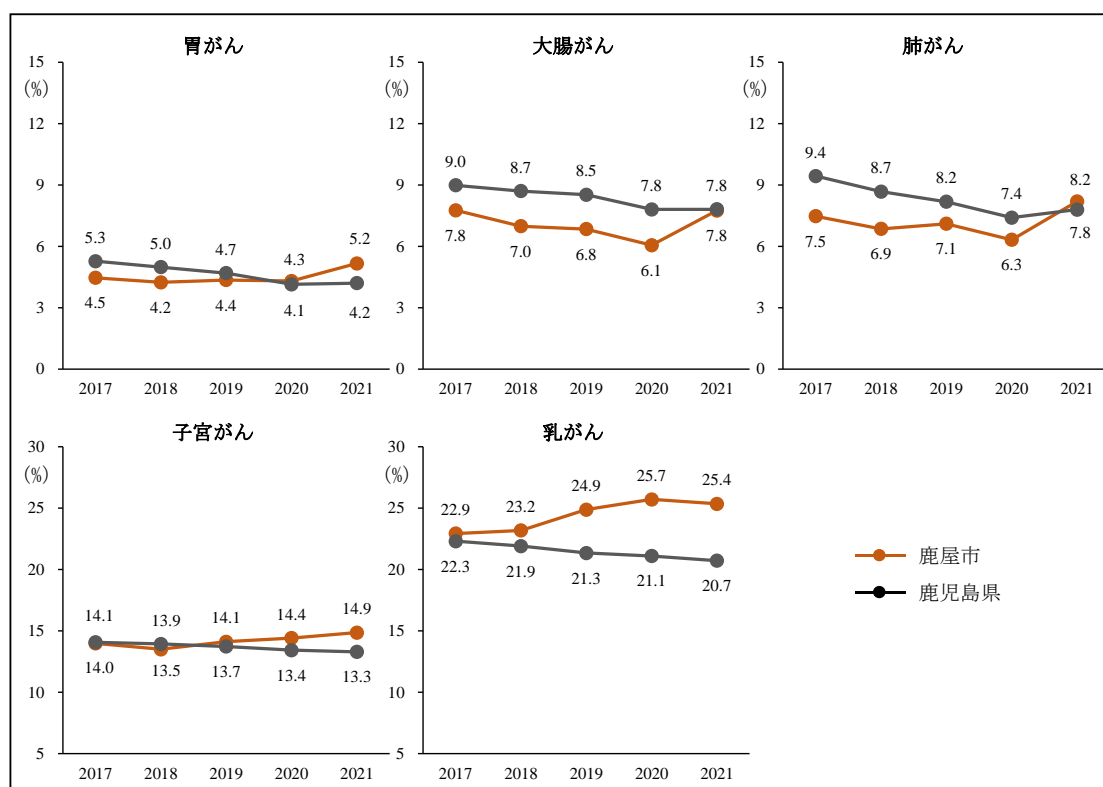
## (2) がん検診の受診率

### ア データに基づく現状の評価

鹿屋市の胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、ならびに乳がん検診の受診率は、鹿児島県と比べると同等以上になっています。しかし、受診率が高いとは言い難い状況です。

### イ 鹿屋市の課題

各がん検診の受診率を少しでも高めることが課題です。日本人の死因の中で最も高いがん（悪性新生物）は、生活習慣病の一つに数えられています。がんの根治療法は未だ不明であるため、治療には早期発見が望まれます。がんは、発症した部位や進行状況によっては自覚症状がないことも多いため、定期的な検診の受診がとても重要です。特定健康診査の情宣に合わせて、積極的な情宣を行う必要があります。



図：鹿児島県と鹿屋市のがん検診受診率

各種がん検診結果（鹿児島県ホームページ）より作成しています。

受診率＝〔前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－（前年度及び当該年度の2年連続受診者数）〕÷（当該年度の対象者数）×100で算出しました。

年数は年度を示します。

### (3) 標準化死亡比

#### ア データに基づく現状の評価

標準化死亡比※という指標を使用し鹿屋市の主な死因を調べました。鹿屋市男女のがん（悪性新生物）における標準化死亡比は、国を下回る結果となっています（女性・子宮がんを除く）。しかし、男性では脳血管疾患、急性心筋梗塞、腎不全、女性では子宮がん、心疾患、急性心筋梗塞、腎不全、糖尿病で国を上回っています。これらの傾向は、鹿屋市特有というよりも、鹿児島県の特徴と考えることも可能でしょう。

鹿屋市として着目すべきなのは、鹿児島県の比率よりも非常に高い水準を示している疾患です。男性では脳血管疾患、女性では、子宮がん、腎不全、糖尿病がそれにあたります。特に女性の子宮がんと腎不全は、国だけでなく県に対しても非常に高い標準化死亡比となっています。

※ 標準化死亡比は、基準死亡率（人口10万対の死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際に観察された死亡数とを比較するものです。わが国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合はわが国の平均より死亡率が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断されます（厚生労働省老健局ホームページ）。

#### イ 鹿屋市の課題

検診の受診率を少しでも高めることが課題です。検診の情宣を行うことで、市民一人一人の発症前の予防について意識が高まることが期待できます。実際に検診の受診率を高めることで、早期発見・継続的な治療につながることを期待されます。特定健康診査やがん検診に並び、積極的かつ継続的な定期健診の受診を進める取り組みを展開する必要があります。

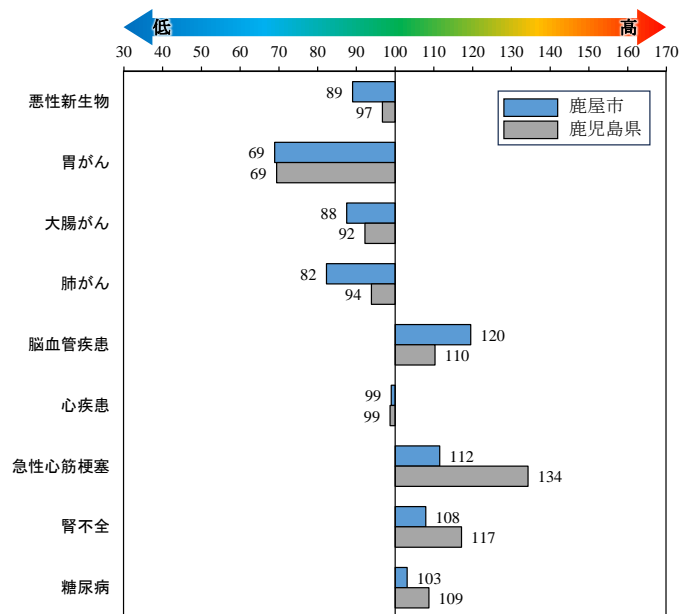


図1：鹿児島県と鹿屋市の標準化死亡比（男性）

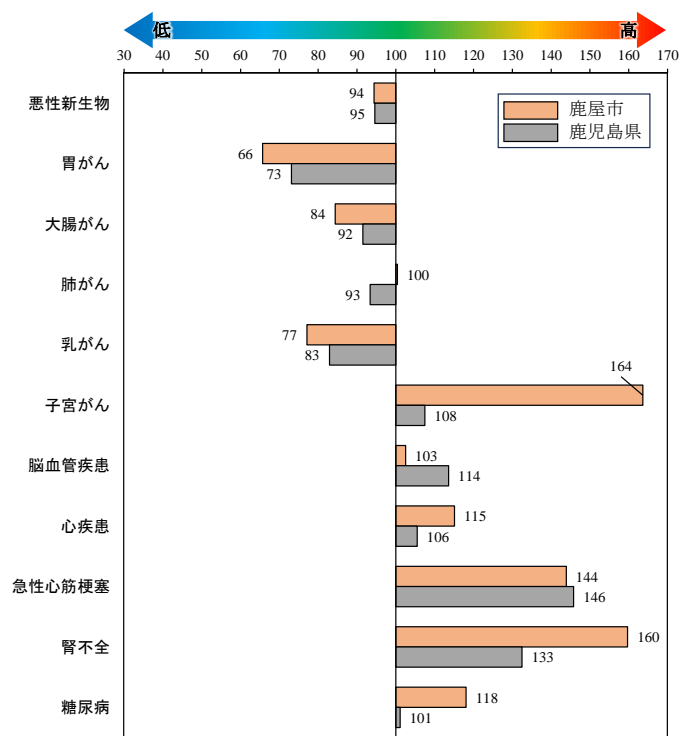


図2：鹿児島県と鹿屋市の標準化死亡比（女性）

横軸は標準化死亡比です。100であれば、国と同じ死亡比であると解釈します。右に行けば死亡比が高く、左に行けば死亡比が低いと解釈します。両図ともに、2017[平成29]ー2021[令和3]年度のデータです。2022（令和4）年度保健所別標準化死亡比（鹿児島県ホームページ）より引用、改変しています。

## 4 高齢期の健康

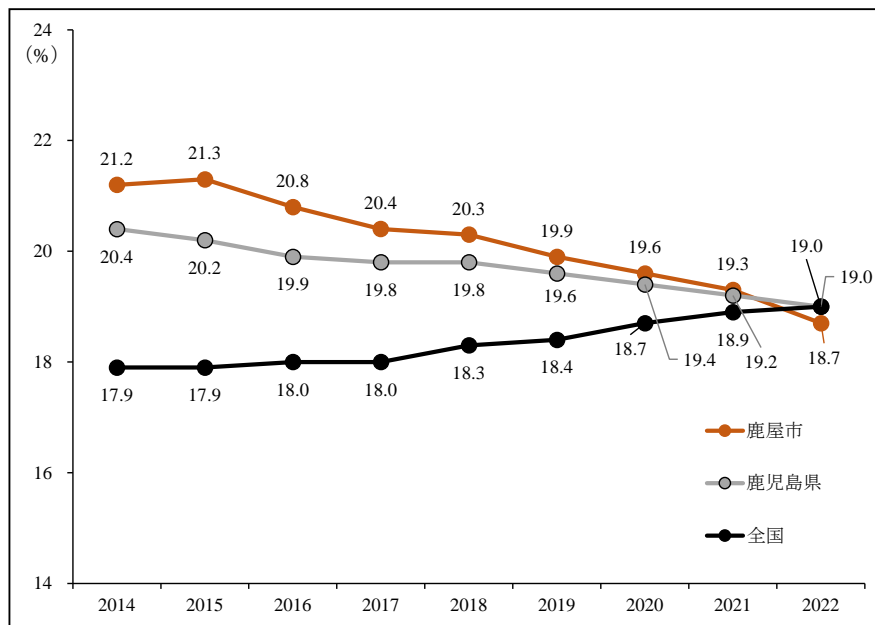
### (1) 要支援要介護者の割合

#### ア データに基づく現状の評価

健康寿命を短縮させる要因の一つに、常時介護を必要とする状態（要介護状態）になることが挙げられます。鹿児島県と鹿屋市は、2015（平成 27）年時点で国の要支援要介護認定者の割合よりも高い水準となっています。しかし、2015（平成 27）年からの要支援要介護者の割合の推移は、全国的に増加を辿っていますが、鹿児島県及び鹿屋市では減少傾向にあります。2023 年の速報値では、鹿屋市の要支援要介護者数が、全国及び鹿児島県の水準をわずかに下回る結果になっており、望ましい結果のように思えます。ただし、決して少ない数値ではありません。

#### イ 鹿屋市の課題

要支援要介護者の割合を、増加に転じさせないことが課題です。先述したように、鹿屋市の人口動態の推計から、将来的に鹿屋市の高齢世代（65 歳以上）の人口とその割合は増加する見込みです。特に、75 歳以上（後期高齢者）人口が増加することが推計されているため、要支援要介護者数は今後増加に転じる可能性が高くなっています。高齢化率が増加しても、健康を維持し、健康寿命を延伸する人が増えることが望ましいです。現在高齢世代の市民だけではなく、現役世代の後半期に当たる市民に対しても、今後の少子高齢社会や要介護状態の現状についてわかりやすく説明し、積極的な注意喚起を行う必要があります。



図：国・県・鹿屋市の要支援要介護認定者の割合

鹿屋市健康増進課のデータより作成しました。各年 3 月末時点のデータを反映しています。

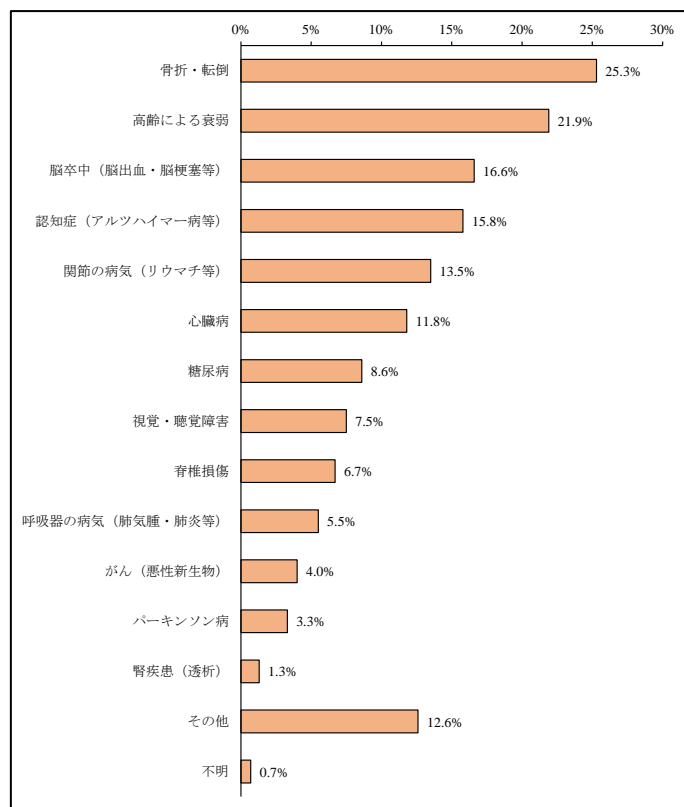
## (2) 在宅要介護者の介護・介助が必要となった原因

### ア データに基づく現状の評価

要介護状態を予防するために、鹿屋市の在宅要介護者の介護・介助が必要となった原因に着目すると、「骨折・転倒」が最も多く、次いで「高齢による衰弱」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、認知症（アルツハイマー病等）、関節の病気（リウマチ等）となっています。全国調査（2022 [令和 4] 年国民生活基礎調査）では、順序は違いますが上位を占めている疾患は鹿屋市と同様であるため、鹿屋市に突出した原因疾患が存在しているわけではないようです。

### イ 鹿屋市の課題

生活習慣に起因し予防が可能である要因によって要介護状態になる市民を一人でも多く防ぐことが課題です。そのためには、今後増加する高齢世代の一人ひとりの健康意識を高める必要があります。上位 5 件の原因は、自立している高齢期やその前の現役世代の段階で、適度な運動、栄養状態を保ち、規則正しい生活習慣を形成することで避けられる可能性が高いです。要介護状態についての現状や課題に加えその対策について、現役世代の段階から幅広く情宣し、特定健康診査などの定期検診を通して、市民一人ひとりに意識付けを行うことが重要です。



図：鹿屋市の介護・介助が必要となった主な原因（在宅要介護者）

令和 2 年鹿屋市介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査（在宅要介護（要支援）者調査）より引用改変しています。対象者数は 549 名で、重複回答を認めているため、合計しても 100%にはなりません。

## 5 健康寿命

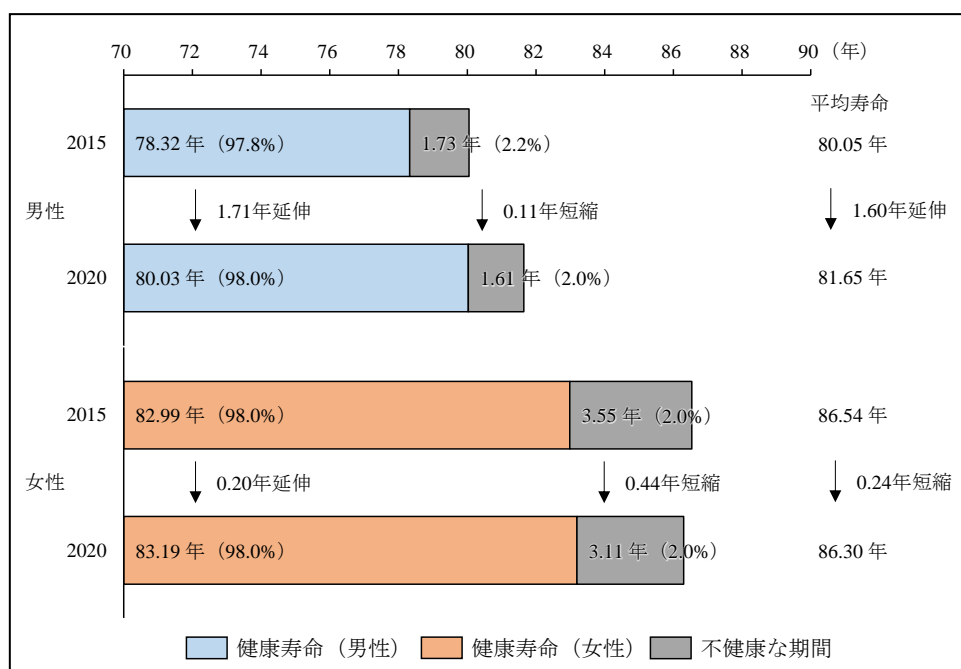
### (1) データに基づく現状の評価

要介護認定者情報の日常生活動作が自立している期間の平均から、鹿屋市の健康寿命を算出しました※。鹿屋市の男性における令和3年度の健康寿命は、2015（平成27）年度と比較して、1.71年延伸しています。一方、女性の健康寿命は0.20年と微増にとどまっています。しかし、日常生活に制限のある期間（不健康な期間）においては、男女共に微減しており、健康寿命の観点から考えると望ましい結果になっています。

### (2) 鹿屋市の課題

健康寿命の延伸が認められ、わずかですが不健康な期間も短縮している傾向があります。今後は、鹿屋市の少子高齢化の進行により、高齢者の割合が増加すると考えられています。そのため、健康寿命の延伸と、不健康な期間の短縮を継続していくことが課題です。

健康寿命の延伸は、第二次鹿屋市健康づくり計画と、第三次鹿屋市健康づくり計画の全体目標です。今回算定する第三次鹿屋市健康づくり計画で設定する目標を達成する努力を行い、健康寿命の延伸を目指す必要があります。



図：第二次鹿屋市健康づくり計画期間中の鹿屋市の健康寿命の変化

2015（平成27）年度と、2020（令和2）年度のデータを使用しています。

※ 健康寿命の算出に使用したデータ

- ・鹿屋市年齢別人口（鹿屋市ホームページ）
- ・鹿屋市死亡者数（鹿児島県ホームページ）
- ・要介護者数介護保険事業状況報告月報（厚生労働省ホームページ）
- ・健康寿命の算定方法の指針（健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班）。健康寿命の算出方法は以下の3種類の指標が用いられています。

- ① 「日常生活に制限のない期間の平均」（国民生活基礎調査より）
- ② 「自分が健康であると自覚している期間の平均」（国民生活基礎調査より）
- ③ 「日常生活動作が自立している期間の平均」（要介護認定者情報より）

市町村では、③を用いて算出することとされています。なお、算出の際は、厚生労働科学研究健康寿命のホームページ「健康寿命の算定プログラム」を活用しました。



### 第3章 第二次鹿屋市健康づくり計画の評価

#### 1 全体の最終評価

第二次鹿屋市健康づくり計画の策定時および中間評価時に設定された分野別の目標について、設定時の値と直近の値を比較・評価を行いました。目標の達成状況について評価したところ、評価項目 99 項目中、16 項目が「A：達成」、7 項目が「B：順調に改善」となり、合わせて 37.4%となりました。一方、35 項目が「C：やや改善」、9 項目が「D：低迷・悪化」であり、合わせると 53.5%となりました。そのため、改善が認められた項目より、認められない項目のほうが多い結果となりました。また、6 項目は最終評価が不可能であったため、「E：評価除外」となりました（表）。

この結果を評価するにあたり、2019（令和元）年度から 2021（令和3）年度までは、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な流行により、市民の活動が大きく制限されたことも鑑みる必要があるでしょう。しかし、第二次鹿屋市健康づくり計画においては、市民の健康づくりに対して有効な取り組みが実行できなかった目標が多かった印象を受けます。そのため、次期健康づくり計画においては、実現可能な評価目標と目標値を設定し、どのような方法で調査するのかどうか、検討する必要があります。

評価区分	基準	全体	割合
A	達成	目標値に達した	26項目 26.3%
B	順調に改善	目標値に達していないが、改善傾向にある	11項目 11.1%
C	やや改善	変わらない	43項目 43.4%
D	低迷・悪化	悪化している	10項目 10.1%
E	評価除外	評価困難	9項目 9.1%
合計		99項目	100%

表：第二次鹿屋市健康づくり計画の目標の評価

※ 第二次鹿屋市健康づくり計画の策定当初は 101 項目でしたが、中間評価時に 99 項目へ見直しを行いました。

※ 2023（令和5）年 10 月時点での第二次鹿屋市健康づくり計画のデータを用いて最終評価としています。

## 2 7つの領域とライフステージ別の最終評価

次に、7つの領域（生活習慣病、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康）と、ライフステージ（次世代、働く世代、高齢世代）に分類した評価も行いました（表）。

項目	合計	A 項目数 割合	B 項目数 割合	C 項目数 割合	D 項目数 割合	E 項目数 割合
<b>7つの領域</b>						
生活習慣病	21 100%	2 10%	2 10%	12 57%	5 24%	0 0%
栄養・食生活	13 100%	4 31%	0 0%	6 46%	3 23%	0 0%
身体活動・運動	10 100%	2 20%	0 0%	6 60%	0 0%	2 20%
休養・こころの健康	5 100%	1 20%	0 0%	2 40%	1 20%	1 20%
たばこ	6 100%	3 50%	1 17%	2 33%	0 0%	0 0%
アルコール	9 100%	3 33%	2 22%	4 44%	0 0%	0 0%
歯の健康	9 100%	2 22%	2 22%	2 22%	0 0%	3 33%
<b>ライフステージに応じた健康づくりの推進</b>						
妊娠・乳幼児期及び童生徒（次世代）の健康づくり	12 100%	6 50%	3 25%	1 8%	0 0%	2 17%
成人期（働く世代）の健康づくり	8 100%	2 25%	0 0%	5 63%	1 13%	0 0%
高齢期（者）の健康づくり※	6 100%	1 17%	1 17%	3 50%	0 0%	1 17%
合計	99 100%	26 26%	11 11%	43 43%	10 10%	9 9%

表：第二次鹿屋市健康づくり計画の目標（7つの領域・ライフステージ別）の評価

※ 第二次鹿屋市健康づくり計画の策定当初は 101 項目でしたが、中間評価時に 99 項目へ見直しを行いました。

※ 2023（令和 5）年 10 月時点での第二次鹿屋市健康づくり計画のデータを用いて最終評価としています。

### 3 7つの領域

#### (1) 生活習慣病

生活習慣病の対策として、22の目標を設定していました。しかし、A・B評価（達成または改善傾向）だったのはわずか4つという結果でした。生活習慣病の目標は、がん検診、特定健康診査、疾病を認知し、治療を継続する者の増加など、市民に広く正しい情報を情宣し、健康意識を高めていくことが必要な目標ばかりでした。市民の健康寿命の短縮や、死亡率の増加、医療費の増加などに大きく影響する目標であるため、今後は市民に対するアプローチの仕方や、どのように目標に対して行った取り組みを評価するかなど、大きく見直す必要があると考えられます。

表1：生活習慣病の目標の最終評価（再掲）

項目	合計	A 項目数 割合	B 項目数 割合	C 項目数 割合	D 項目数 割合	E 項目数 割合
生活習慣病	21 100%	2 10%	2 10%	12 57%	5 24%	0 0%

表2：生活習慣病の各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	胃がん検診受診率向上	40-69歳	12.9	4.2	4.6	40.0	D
2	肺がん検診受診率向上	40-69歳	15.2	6.9	7.7	40.0	D
3	大腸がん検診受診率向上	40-69歳	16.3	7.0	7.1	40.0	D
4	子宮がん検診受診率向上	20-69歳女性	17.6	17.1	15.1	40.0	D
5	乳がん検診受診率向上	40-69歳女性	19.6	22.9	25.2	40.0	C
6	がんによる死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人男性	90.3	88.8	※1 89.0	減少させる	C
7	がんによる死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人女性	96.4	91.8	※1 94.4	減少させる	C
8	糖尿病による死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人男性	80.6	109.8	※1 103.1	減少させる	B
9	糖尿病による死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人女性	117.4	116.8	※1 118.1	減少させる	C

NO.	指標名	区分	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
10	脳血管疾患による死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人男性	121.7	100.7	※1 119.5	減少させる	C
11	脳血管疾患による死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人女性	140.2	141.1	※1 102.5	減少させる	A
12	心筋梗塞による死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人男性	126.1	104.7	※1 111.5	減少させる	A
13	心筋梗塞による死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人女性	141.2	108.8	※1 143.9	減少させる	C
14	特定健康診査の実施率の増加	40-74歳	34.4	37.8	※2 36.5	60.0	C
15	特定保健指導の実施率の増加	40-74歳	35.8	34.1	※2 56.2	60.0	B
16	定期的に血圧測定をする人の割合 の増加	成人	50.1	※3 49.6	51.2	60.0	C
17	治療継続者の割合の増加	40-74歳	56.9	-	58.4	70.0	C
18	糖尿病有病者等の割合の維持	40-74歳男性	18.9	16.1	24.9	維持する	D
19	糖尿病有病者等の割合の維持	40-74歳女性	10.4	11.6	12.7	維持する	C
20	CKD（慢性腎臓病慢性腎臓病）を認 知する人の割合の増加	成人	26.2	-	21.7	50.0	C
21	COPD（慢性閉塞性肺疾患慢性閉塞 性肺疾患）を認知する人の割合の増加	成人	19.8	-	23.4	50.0	C

単位はすべて%です。

※1 鹿屋市標準化死亡比（SMR）データより引用しました。2021（令和3）年のデータです。

※2 2022（令和4）年の速報値です。

※3 市民意識調査（H30年度実施）結果より引用改変しています。

## (2) 栄養・食生活

栄養・食生活の対策として、13の目標を設定していました。しかし、A・B評価（達成または改善傾向）だったのは4つという結果でした。栄養・食生活の目標は、成人以降に対する適正体重の維持、そのための食生活の意識の変化が設定されています。次世代に対しては規則正しい生活習慣を形成するために、朝食を摂取するように設定されています。今回は特に、肥満に対する意識、全市民の規則正しい生活習慣（朝食摂取）について、成果が出ていなかったと考えられます。市民に対してどのような方法でアプローチを行うのか、今後の取り組みを見直す必要があります。

表1：栄養・食生活の目標の最終評価（再掲）

項目	合計	A 項目数 割合	B 項目数 割合	C 項目数 割合	D 項目数 割合	E 項目数 割合
栄養・食生活	13 100%	4 31%	0 0%	6 46%	3 23%	0 0%

表2：栄養・食生活の各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	適正体重を維持している人の割合の増加 肥満の減少	20-69歳男性	30.5	32.6	35.3	28.0	D
2	適正体重を維持している人の割合の増加 肥満の減少	40-69歳女性	17.4	17.2	24.1	15.0	D
3	適正体重を維持している人の割合の増加 やせの減少	20代女性	20.6	17.5	8.6	★ 15.0	A
4	自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の割合の増加	成人男性	65.3	68.8	74.9	75.0	A
5	自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の割合の増加	成人女性	64.7	69.5	76.5	75.0	A
6	量・質ともにきちんした食事をする人の割合の増加	成人	72.7	73.7	66.0	80.0	D
7	朝食を欠食する人の割合の減少	中高生	7.3	4.9	6.6	★ 4.0	C
8	朝食を欠食する人の割合の減少	20代男性	30.4	31.6	36.8	26.0	C
9	朝食を欠食する人の割合の減少	20代女性	23.3	33.3	24.3	19.0	C

NO.	指標名	区分	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
10	朝食を欠食する人の割合の減少	30代男性	20.6	32.1	39.7	16.0	C
11	朝食を欠食する人の割合の減少	30代女性	12.1	17.0	24.2	8.0	C
12	朝食を欠食する人の割合の減少	40代男性	30.9	28.1	25.8	26.0	A
13	朝食を欠食する人の割合の減少	40代女性	13.5	13.6	14.3	9.0	C

★ 中間評価時点で当初計画での最終目標値を達成したため、目標数値の変更を行った箇所を示します。

単位はすべて%です。H：平成、R：令和を示します。

### (3) 身体活動・運動

身体活動・運動の対策として、10の目標を設定していました。しかし、A・B評価（達成または改善傾向）だったのは2つという結果でした。しかし、身体活動・運動については、2019（令和元）年から続いた新型コロナウイルスの世界的流行により、すべての人が行動制限を受けましたので、その影響が否定できません。今後は、ポストコロナの環境となりますので、一人でも、空き時間にでも気軽にできるような運動方法、高齢期に楽しく体を動かすことができるような運動方法を、それぞれ科学的根拠に基づいた形で積極的に情宣していく必要があります。

表1：身体活動・運動の目標の最終評価（再掲）

項目	合計	A 項目数 割合	B 項目数 割合	C 項目数 割合	D 項目数 割合	E 項目数 割合
身体活動・運動	10 100%	2 20%	0 0%	6 60%	0 0%	2 20%

表2：身体活動・運動の各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	単位	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	日常生活における歩数の増加	20-64歳男性	歩	6,145	7,470	7,086	10,000	C
2	日常生活における歩数の増加	20-64歳女性	歩	5,425	6,052	6,469	10,000	C
3	日常生活における歩数の増加	65歳以上男性	歩	5,585	6,544	6,761	10,000	C
4	日常生活における歩数の増加	65歳以上女性	歩	5,571	6,065	5,373	10,000	C
5	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	20-64歳男性	%	21.3	26.4	29.2	★ 27.0	A
6	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	20-64歳女性	%	15.0	14.7	15.9	20.0	C
7	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	65歳以上男性	%	32.9	38.5	41.0	★ 39.0	A
8	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	65歳以上女性	%	32.5	35.7	34.0	38.0	C
9	市民の県民健康プラザ健康増進センター利用者数の増加	市民	人	101,500	114,901	-	138,840	E
10	市民の国立大学法人鹿屋体育大学公開講座利用者数の増加	市民	人	108.0	189.0	-	225	E

★ 中間評価時点で当初計画での最終目標値を達成したため、目標数値の変更を行った箇所です。

H：平成、R：令和を示します。

#### (4) 休養・こころの健康

休養・こころの健康の対策として、5つの目標を設定していました。A・B評価（達成または改善傾向）だったのは1つという結果でした。勤労者に対する取り組みは達成できたようですが、個人に対するアプローチが不十分だったと考えられます。しかし、こちらも新型コロナウイルスの世界的流行の影響は否定できません。今後は、市民に対してどのような方法でアプローチを行うのか、取り組みを見直す必要があります。

表1：休養・こころの健康の目標の最終評価（再掲）

項目	合計	A 項目数 割合	B 項目数 割合	C 項目数 割合	D 項目数 割合	E 項目数 割合
休養・こころの健康	5 100%	1 20%	0 0%	2 40%	1 20%	1 20%

表2：休養・こころの健康の各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	睡眠による休養を十分にとれていない人の割合の減少	成人	20.0	24.9	26.5	15.0	C
2	最近1か月間にストレスを感じた人の割合の減少	成人	54.4	55.1	61.3	45.0	D
3	ストレスの解消方法を持つ人の割合の増加	成人	95.8	96.2	93.9	98.0	C
4	うつ傾向のある人（問診5項目中2項目以上該当）の減少	成人	31.5	41.8	-	25.0	E
5	相談室の設置やカウンセリングがある事業所に勤務する人の割合	勤労者	18.2	16.6	27.1	25.0	A

単位はすべて%です。H：平成、R：令和を示します。



## (5) たばこ

たばこの対策として、6つの目標を設定していました。A・B評価（達成または改善傾向）が4つ、C評価（現状維持）が2つという結果でした。次世代に対する目標が多く、喫煙を無くすことを目標にした目標値は、最下限値である0%に設定されていますので、目標達成の難易度もやや高いものと考えられましたが、効果的に次世代に対する取り組みが行われたと考えられます。今後は、喫煙をやめたい喫煙者の相談や、未成年喫煙者の相談先など、話しにくい内容であったとしても、市民に寄り添うことができるような取り組みを行う必要があるでしょう。

表1：たばこの目標の最終評価（再掲）

項目	合計	A 項目数 割合	B 項目数 割合	C 項目数 割合	D 項目数 割合	E 項目数 割合
たばこ	6 100%	3 50%	1 17%	2 33%	0 0%	0 0%

表2：たばこの各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	成人の喫煙者の減少（喫煙をやめたい人がやめる）	成人	13.6	14.8	15.1	12.0	C
2	未成年者の喫煙をなくす	中学1年男子	0.0	0.0	0.7	0.0	C
3	未成年者の喫煙をなくす	中学1年女子	0.0	0.0	0.0	0.0	A
4	未成年者の喫煙をなくす	高校3年男子	1.9	0.0	0.0	0.0	A
5	未成年者の喫煙をなくす	高校3年女子	1.0	1.9	0.0	0.0	A
6	妊娠中の喫煙をなくす	妊娠中の人	6.0	0.9	0.5	0.0	B

単位はすべて%です。H：平成、R：令和を示します。

## (6) アルコール

アルコールの対策として、9つの目標を設定していました。A・B評価（達成または改善傾向）が5つ、C評価（現状維持）が4つという結果でした。たばこの項に引き続き、次世代に対する目標が多く、達成率が高くなっています。引き続き、継続した取り組みを行う必要があります。一方、成人以降に対する目標の達成率が芳しくないため、今後は成人に対するアプローチを一考する必要があります。

表1：アルコールの目標の最終評価（再掲）

項目	合計	A 項目数 割合	B 項目数 割合	C 項目数 割合	D 項目数 割合	E 項目数 割合
アルコール	9 100%	3 33%	2 22%	4 44%	0 0%	0 0%

表2：アルコールの各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している割合の減少	成人男性	12.8	15.9	14.7	12.0	C
2	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している割合の減少	成人女性	3.2	13.4	13.2	3.0	C
3	未成年者の飲酒をなくす	中学3年男子	2.6	0.6	0.0	0.0	A
4	未成年者の飲酒をなくす	中学3年女子	1.2	1.3	0.0	0.0	A
5	未成年者の飲酒をなくす	高校3年男子	1.9	1.4	0.8	0.0	B
6	未成年者の飲酒をなくす	高校3年女子	4.2	0.9	0.0	0.0	A
7	妊娠中の飲酒をなくす	妊娠中の人	2.9	0.5	0.5	0.0	B
8	飲酒する人のうち、休肝日を週1回以上設ける人の割合の増加	成人男性	48.1	51.2	47.6	50.0	C
9	飲酒する人のうち、休肝日を週1回以上設ける人の割合の増加	成人女性	78.8	77.2	74.2	90.0	C

単位はすべて%です。H：平成、R：令和を示します。

## (7) 歯の健康

歯の健康の対策として、9つの目標を設定していました。A・B評価（達成または改善傾向）が4つ、C評価（現状維持）が2つという結果でした。達成度が芳しくない目標は、かかりつけ医を有しているかどうかや、検診（健診）の受診にかかわるものが目立ちます。検診については、生活習慣病の項でも受診率が低かったことが課題でした。したがって、歯の健康に係る検診の受診率の向上についても、市民に対する取り組みやアプローチを大きく見直す必要があると考えられます。

表1：歯の健康の目標の最終評価（再掲）

項目	合計	A 項目数 割合	B 項目数 割合	C 項目数 割合	D 項目数 割合	E 項目数 割合
歯の健康	9 100%	2 22%	2 22%	2 22%	0 0%	3 33%

表2：歯の健康の各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	単位	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	3歳児でむし歯のない人の割合とむし歯の本数の減少	3歳児	%	72.7	79.1	-	85.0	E
2	3歳児でむし歯のない人の割合とむし歯の本数の減少	3歳児	本	1.0	0.8	-	☆ 0.5	E
3	かかりつけ歯科医を持つ人の割合の増加	中高生	%	70.5	70.9	72.3	☆ 75.0	B
4	かかりつけ歯科医を持つ人の割合の増加	成人	%	-	76.3	75.6	★ 80.0	C
5	妊婦歯科健（検）診を受診する人の割合の増加	妊婦	%	3.8	40.8	70.0	☆ 60.0	A
6	歯周疾患検診の受診率の増加	40・50・60・70歳の市民	%	8.0	9.6	-	☆ 15.0	E
7	60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の割合の増加	60歳	%	65.2	76.7	78.1	★ 80.0	B
8	80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の割合の増加	75-84歳	%	11.6	41.0	45.3	★ 45.0	A
9	年に定期的な歯科健（検）診を2回以上受けている人の割合の増加	成人	%	22.8	29.5	29.3	☆ 40.0	C

★ 中間評価時点で当初計画での最終目標値を達成したため、目標数値の変更を行った箇所です。

☆ 平成30年度の実績結果より最終目標値の修正を行った箇所です。

H：平成、R：令和を示します。

#### 4 ライフステージ（年代）別領域

##### (1) 妊娠・乳幼児期および児童・生徒期（次世代）

次世代の目標においては、評価不能となった2項目を除けば、おおよそ改善傾向にあると評価できます。未成年と妊婦の飲酒・喫煙についての目標値は0%の最下限値を設定しており、達成できた項目が多かったことは成果であるといえます。今後この割合を維持できるように、次世代における飲酒・喫煙がもたらす健康被害について、積極的な情報提供を継続する必要があります。

表：次世代における各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	満11週までの妊娠届出率を高める	妊娠中の人	92.1	96.3	-	96.0	E
2	妊娠中の飲酒をなくす	妊娠中の人	2.9	0.5	0.5	0.0	B
3	妊娠中の喫煙をなくす	妊娠中の人	6.0	0.9	0.5	0.0	B
4	全出生数中の低出生体重児の割合の減少	全出生児	9.0	8.6	-	減少させる	E
5	未成年者の飲酒をなくす	中学3年男子	0.6	0.6	0.0	0.0	A
6	未成年者の飲酒をなくす	中学3年女子	0.5	1.3	0.0	0.0	A
7	未成年者の飲酒をなくす	高校3年男子	1.9	1.4	0.8	0.0	B
8	未成年者の飲酒をなくす	高校3年女子	4.2	0.9	0.0	0.0	A
9	未成年者の喫煙をなくす	中学1年男子	0.0	0.0	0.7	0.0	C
10	未成年者の喫煙をなくす	中学1年女子	0.0	0.0	0.0	0.0	A
11	未成年者の喫煙をなくす	高校3年男子	1.9	0.0	0.0	0.0	A
12	未成年者の喫煙をなくす	高校3年女子	1.0	0.0	0.0	0.0	A

単位はすべて%。

## (2) 働く世代

働く世代の目標においては、達成できた・または改善傾向にある項目はわずか2項目であり、多くの目標を達成できなかったと評価できます。日常生活における歩数の増加において、男女共に歩数がやや増加している傾向にあることは望ましい結果でしたが、運動習慣の形成や健康維持にとって適切な飲酒量についてなど、より一層積極的な情報提供を行う必要があります。

表：働く世代における各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	単位	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終 評価
1	日常生活における歩数の増加	20-64歳男性	歩	6145	7470	7,470	10,000	C
2	日常生活における歩数の増加	20-64歳女性	歩	5425	6052	6,052	10,000	C
3	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	20-64歳男性	%	21.3	26.4	29.2	★ 27.0	A
4	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	20-64歳女性	%	15.0	14.7	15.9	20.0	C
5	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少	成人男性	%	12.8	22.6	14.7	12.0	C
6	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少	成人女性	%	3.2	35.6	13.2	3.0	D
7	ストレスの解消方法を持つ人の割合の増加	成人	%	95.8	96.2	93.9	98.0	C
8	相談室の設置やカウンセリングがある事業所に勤務する人の割合	成人	%	18.2	16.6	27.1	25.0	A

★ 中間評価時点で当初計画での最終目標値を達成したため、目標数値の変更を行った箇所

### (3) 高齢世代

高齢世代の目標においては、評価不能である1項目を除いて、達成できた・または改善傾向にある項目は2項目/5項目中でした。達成できなかった3つの項目も、数値としてはわずかながらにも改善傾向にあります。目標の達成という点では十分ではない結果ですが、全体的にみると前向きな結果ととらえることができます。今後も継続して、健康度を高められるような活動を展開していく必要があります。

表：高齢世代における各目標の最終評価

NO.	指標名	区分	単位	基準値 (H24)	中間値 (H30)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	最終評価
1	低栄養傾向の高齢者の増加と抑制	65歳以上	%	14.8	13.9	-	維持する	E
2	ロコモティブシンドロームを認知している人の割合の増加	成人	%	20.6	-	31.3	50.0	B
3	日常における歩数の増加	65歳以上男性	歩	5585	6544	6,544	10,000	C
4	日常における歩数の増加	65歳以上女性	歩	5571	6065	6,065	10,000	C
5	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	65歳以上男性	%	32.9	38.5	41.0	★ 39.0	A
6	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	65歳以上女性	%	32.5	35.7	34.0	38.0	C

★ 中間評価時点で当初計画での最終目標値を達成したため、目標数値の変更を行った箇所

## 第4章 第3次鹿屋市健康づくり計画の策定

### 1 基本的性格（基本理念）

計画の目指す姿

「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」

第3次鹿屋市健康づくり計画（第3次かのやヘルスアッププラン21）では、「鹿屋市総合計画」におけるまちづくりの将来像である「ひとが元気！まちが元気！『未来につながる健康都市 かのや』」の実現を目指します。鹿屋市総合計画の政策の一つの柱である「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を本計画の目指す姿とし、その基本施策である「地域福祉の充実」および「健康づくり・生きがいの推進」に基づき、鹿屋市民の健康づくりを総合的かつ計画的に遂行することを目的に本計画を策定します。

また、「鹿屋市地域福祉計画」においては、「地域でともに支えあい、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや」を基本理念とし、子どもから高齢者、障がい者など、多様な地域住民が互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

そこで本計画の目指す姿の実現に向けて、SDGsのゴールも念頭に置きながら明確な目標を持って計画を策定します。



図：本計画の対象となる SDGs の項目

## 2 全体目標

### 生活の質（QOL）の向上による健康寿命の延伸

第二次鹿屋市健康づくり計画では、残念ながら達成できた目標が多かったとは言い切れません。しかし、鹿屋市の健康寿命はやや延伸していました。これは非常に望ましい結果でした。残念ながら、全国的な傾向と同様に、鹿屋市は今後人口が減少し少子高齢化が加速することが予想されています。そのため、何も対策を行わなければ、健康寿命は短縮する方向に向かう可能性があります。幼少期から規則正しい生活習慣を築き、成人期における生活習慣病発症・重症化予防や、高齢期におけるフレイル・サルコペニア予防につなげていくことで、長期的に健康寿命を延伸することが可能であると考えています。

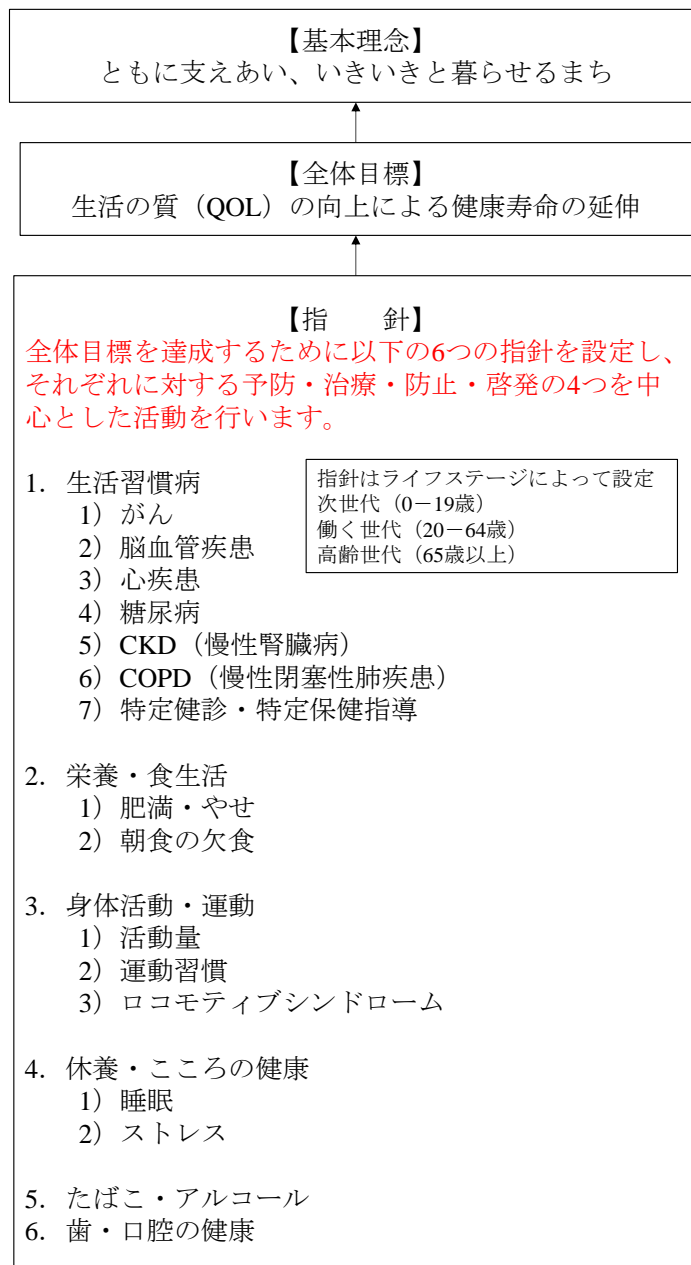
第三次鹿屋市健康づくり計画は、健康日本21（第3次）および健康かごしま21（第3次）と同様の目標値としますが、鹿屋市の健康寿命を改めて算出し、市民一人一人が自身のライフステージに合わせた健康行動を実施できるような目標の設定を行いました。

健康寿命の延伸には、市民一人ひとりの生活の質（QOL）の向上が必要です。第三次鹿屋市健康づくり計画では、中間・最終評価の差異、各種保健統計データから年齢や集団ごとの疾病構造について情報を分析するなど、科学的根拠に基づいた分析を行い、今後の施策を講じていくことを予定しています。



### 3 基本構造の枠組み

全体目標に対する指針として、大きく6つの項を設定しています。この項は、国（健康日本21・第三次）、県（健康かごしま21・第三次）、ならびに第二次鹿屋市健康づくり計画と互換性があります。



図：第3次鹿屋市健康づくり計画の体系

#### 4 目標設定

第三次鹿屋市健康づくり計画を算定するにあたり、以下（表1）の通りに検討し、設定しました。第二次鹿屋市健康づくり計画で設定していた目標達成状況も鑑み、次期（第三次）鹿屋市健康づくり計画では、目標数が55となっています（表2）。

第三次鹿屋市健康づくり計画の目標として設定した目標の根拠は、国・県の健康づくり計画を踏襲、第二次鹿屋市健康づくり計画の最終評価から目標を再設定、鹿屋市健康増進課のデータを参照、鹿屋市のレセプトデータを参照、または、鹿屋市の他の計画の目標値を参照にしています。

表1：第三次鹿屋市健康づくり計画の算定方法

設定	内容
新規	国または県が次期指標に新しく設定した指標
新規（文言変更・指標統合）	国または県が次期指標に継続して設定したが、文言や目標値に変更が入った指標
継続	国または県が次期指標に継続して設定した指標
	本市独自指標として継続した指標
削除（文言変更・指標統合）	新規（文言変更・指標統合）として設定したため削除した指標
削除	国または県が次期指標から削除した指標
	第二次で目標を達成（A）、評価不能（E）、または改善がみられなかった（D）指標

表2：第三次鹿屋市健康づくり計画の目標数の内訳

項目	現行 （第二次）	次期 （第三次）
目標数	99	55
新規	-	9
新規（文言変更・指標統合）	-	15
継続	-	31
削除（文言変更・指標統合）	-	26
削除	-	18

## 5 目標と目標値

### (1) 全体目標

全体目標は、「生活の質（QOL）の向上と健康寿命の延伸」を設定しています。



表：全体目標

指標名	対象	現行最終 評価 本市	次期計画 目標値 本市	次期計画 目標値 県
生活の質（QOL）の向上と健康寿命の延伸 （男性）	全年齢	80.03年	健康寿命を 延伸させる	73.40年
生活の質（QOL）の向上と健康寿命の延伸 （女性）	全年齢	83.19年	健康寿命を 延伸させる	76.23年

## (2) 6つの指針

### ア 生活習慣病

16 の目標を設定しています。第二次鹿屋市健康づくり計画の反省を活かし、どのような方法で評価するかを明確にしたうえで、目標値の修正と目標の再設定を行っています。



表：生活習慣病の目標

NO.	小区分	ライフステージ	指標名	対象	実績値 本市	現行 最終 評価	次期計画 目標値 本市	次期計画 目標値 県
1	がん	働く世代・高齢者	胃がん検診受診率向上	40-69歳	4.6	D	11%	60%
2	がん	働く世代・高齢者	肺がん検診受診率向上	40-69歳	7.7	D	14%	60%
3	がん	働く世代・高齢者	大腸がん検診受診率向上	40-69歳	7.1	D	13%	60%
4	がん	働く世代・高齢者	子宮頸がん検診受診率向上	20-69歳女性	15.1	D	21%	60%
5	がん	働く世代・高齢者	乳がん検診受診率向上	40-69歳女性	25.2	C	31%	60%
6	がん	働く世代・高齢者	がんによる死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人男女	89.0	C	減少	減少
7	脳血管疾患	働く世代・高齢者	脳血管疾患による死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人男女	-	新設	減少	減少
8	心疾患	働く世代・高齢者	心疾患による死亡者数の減少 (標準化死亡比)	成人男女	111.5	A	減少	減少
9	糖尿病	働く世代・高齢者	糖尿病治療継続者の割合の増加	40-74歳	58.4	C	70%	75%
10	糖尿病	働く世代・高齢者	糖尿病有病者の増加の抑制	40-74歳男性	24.9	新設 <sup>*1</sup>	7.9%	7.9%
11	糖尿病	働く世代・高齢者	糖尿病有病者の増加の抑制	40-74歳女性	12.7	新設 <sup>*1</sup>	2.7%	2.7%
12	CKD	働く世代・高齢者	CKD(慢性腎臓病)を認知する人の割合の増加	成人	21.7	C	0.5	-
13	CKD	働く世代・高齢者	CKD(慢性腎臓病)有病者の増加の抑制	40-74歳	-	新設	13.1% <sup>*2</sup>	-
14	COPD	働く世代・高齢者	COPD(慢性閉塞性肺疾患)死亡率減少	成人	-	新設	10%	10%
15	特定健診・ 特定保健指導	働く世代・高齢者	特定健康診査の実施率の増加	40-74歳	36.5	C	60%	70%以上

NO.	小区分	ライフステージ	指標名	対象	実績値 本市	現行 最終 評価	次期計画 目標値 本市	次期計画 目標値 県
16	特定健診・ 特定保健指 導	働く世代・高齢者	特定保健指導の実施率の増 加	40-74 歳	56.2	B	60%	40%以上

※1 新設目標ですが、第二次計画で設定されていた目標から、糖尿病有病者割合を表記しています。

※2 2022（令和4）年のレセプトデータを参考に目標値を設定しています。

### 【取り組み】

#### ① 全体像

- 特定健康診査や特定保健指導の受診率向上に向けた取り組みを推進します。また、各種がん検診等を、定期的に受診するように働きかけます。
- 糖尿病、心疾患、脳血管疾患など、生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。また、CKD、COPD に対する認知度の向上に向けて、正しい情報を発信します。

#### ② ライフステージ

##### 次世代

- 早い段階から、生活習慣病に関する正しい知識をつけてもらうための取り組みを推進します。

##### 働く世代

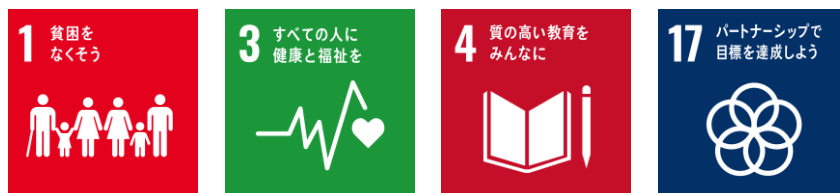
- 職域が実施している健康づくりや健康相談に関する取組の情報を収集し、必要に応じた支援ができる連携体制の構築を図ります。

##### 高齢者

- 定期検診の受診や継続的な疾病の治療の重要性について広く周知し、多くの人の健康寿命の延伸に対する意識を高めます。

## イ 栄養・食生活

5の目標を設定しています。第二次鹿屋市健康づくり計画の結果から、目標値の修正と目標の再設定を行っています。



表：栄養・食生活の目標

NO.	小区分	ライフステージ	指標名	対象	実績値 本市	現行 最終 評価	次期計画 目標値 本市	次期計画 目標値 県
1	肥満	働く世代・高齢者	適正体重を維持している者の増加	20-69歳男性	35.3	D	30%	30%未満
2	肥満	働く世代・高齢者	適正体重を維持している者の増加	40-69歳女性	24.1	D	15%	15%未満
3	肥満	働く世代	適正体重を維持している者の増加（痩せの減少）	20-30代女性	8.6	A	15%	15%未満
4	肥満	高齢者	低栄養傾向の高齢者の増加と抑制	65歳以上	-	E	13%	13%未満
5	朝食の欠食	次世代	朝食を欠食する人の割合の減少	中高生	6.6	C	4%	-

### 【取り組み】

#### ① 全体像

- 適正体重および健康状態を維持するため、ライフステージにあわせた食生活の改善に関する正しい情報を提供します。

#### ② ライフステージ

##### 次世代

- 食生活の改善、特に朝食を欠食する中高生を減少に向けて、教育機関と協力しながら対策を講じていきます。

##### 働く世代

- 働く世代の多様なライフスタイルに応じた、食生活に関する情報発信の取組を拡充します。

##### 高齢者

- 高齢期における低栄養およびフレイルを予防するため、「運動」と「食」の両面からアプローチすることの重要性について周知していきます。

## ウ 身体活動・運動

11 の目標を設定しています。第二次鹿屋市健康づくり計画の結果から、目標値の修正と目標の再設定を行っています。



表：身体活動・運動の目標

NO.	小区分	ライフステージ	指標名	対象	実績値 本市	現行 最終 評価	次期計画 目標値 本市	次期計画 目標値 県
1	活動量	働く世代	日常生活における歩数の増加	20-64 歳男性	7,086	C	8000	8000
2	活動量	働く世代	日常生活における歩数の増加	20-64 歳女性	6,469	C	8000	8000
3	活動量	高齢者	日常生活における歩数の増加	65歳以上男性	6,761	C	8000	6000
4	活動量	高齢者	日常生活における歩数の増加	65歳以上女性	5,373	C	8000	6000
5	運動習慣の形成	働く世代	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	20-64歳男性	29.2	A	30%	30%
6	運動習慣の形成	働く世代	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	20-64歳女性	15.9	C	30%	30%
7	運動習慣の形成	高齢者	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	65歳以上男性	41.0	A	50%	50%
8	運動習慣の形成	高齢者	運動習慣のある人の割合の増加(1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している)	65歳以上女性	34.0	C	50%	50%
9	運動習慣の形成	次世代	運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少	小学5年男	-	-	減少	減少
10	運動習慣の形成	次世代	運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少	小学5年女	-	-	減少	減少
11	ロコモ	高齢者	足腰に痛みのある高齢者の人数の減少		-	-	減少※	調整中※

※新規設定目標となります。2024（令和6）年度以降の市のデータを基準とします。そこから少しでも数値を減少させることを目標としています。

## 【取り組み】

### ① 全体像

- 鹿屋市が実施している各運動教室や運動プログラムを活用しつつ、その他、関係機関との連携を図り、市民が身体を動かすきっかけづくりを支援していきます。

### ② ライフステージ

#### 次世代

- 子どもの体力を維持・向上させるため、教育機関やその他関係機関と連携して、次世代の運動習慣化を図ります。

#### 働く世代

- 働く世代が身体を動かすきっかけづくりを支援するため、商工会議所や職域保健などと連携した取組を行います。

#### 高齢者

- フレイルやサルコペニア、軽度認知障害（MCI）をはじめとした、高齢者の身体・認知機能に関する正しい知識の普及啓発を継続するとともに、将来的な要介護や寝たきりを予防するため、運動を推進していきます。



## エ 休養・こころの健康

2つの目標を設定しています。第二次鹿屋市健康づくり計画では目標達成割合が高かったことから、課題であった個人に焦点を当て、目標値の修正と目標の再設定を行っています。



表：休養・こころの健康の目標

NO.	小区分	ライフステージ	指標名	対象	実績値 本市	現行 最終 評価	次期計画 目標値 本市	次期計画 目標値 県
1	睡眠	働く世代・高齢者	睡眠時間が十分に確保できている者の増加	成人	-	新設	60%	60%
2	ストレス	働く世代・高齢者	心理的苦痛を感じている者の減少	成人	-	新設	7.7%	7.7%

### 【取り組み】

#### 全体像

- こころの健康づくりに関する知識の普及啓発を拡充するとともに、十分な休養や睡眠が取れる生活を送るために、規則正しい生活やストレスの解消方法などについても普及啓発を図ります。
- いつでも気軽に相談できる体制の構築に向けて、個別に訪問する、各地区の健康相談日に合わせ相談会を実施する、電話等を使って相談に応じるなど、関係機関と連携した体制づくりを推進します。

#### ライフステージ

##### 働く世代・高齢者

- 睡眠の重要性や、こころの健康づくりについて知ってもらう機会を作っていきます。
- 職域における健康づくりや健康相談において、こころの健康づくりに向けた取り組みを拡充していきます。

## オ たばこ・アルコール

13 の目標を設定しています。第二次鹿屋市健康づくり計画では、たばこの項とアルコールの項は別に設定されていましたが、第二次鹿屋市健康づくり計画では統合しています。第二次鹿屋市健康づくり計画では、達成割合の高かった次世代に対する目標は継続して最下限値である 0% を目標にしています。成人に対する目標を達成できるかどうか課題になるでしょう。



表：たばこ・アルコールの目標

NO.	小区分	ライフステージ	指標名	対象	実績値 本市	現行 最終 評価	次期計画 目標値 本市	次期計画 目標値 県
1	たばこ	働く世代・高齢者	成人の喫煙者の減少（喫煙をやめたい人がやめる）	成人	15.1	C	12%	12%
2	たばこ	次世代	未成年者の喫煙をなくす	中学1年男子	0.7	C	0%	0%
3	たばこ	次世代	未成年者の喫煙をなくす	中学1年女子	0.0	A	0%	0%
4	たばこ	次世代	未成年者の喫煙をなくす	高校3年男子	0.0	A	0%	0%
5	たばこ	次世代	未成年者の喫煙をなくす	高校3年女子	0.0	A	0%	0%
6	たばこ	次世代	妊娠中の喫煙をなくす	妊娠中の人	0.5	B	0%	0%
7	アルコール	働く世代・高齢者	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している割合の減少	成人男性	14.7	C	12%	12%
8	アルコール	働く世代・高齢者	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している割合の減少	成人女性	13.2	C	5%	5%
9	アルコール	次世代	未成年者の飲酒をなくす	中学3年男子	0.0	A	0%	0%
10	アルコール	次世代	未成年者の飲酒をなくす	中学3年女子	0.0	A	0%	0%
11	アルコール	次世代	未成年者の飲酒をなくす	高校3年男子	0.8	B	0%	0%
12	アルコール	次世代	未成年者の飲酒をなくす	高校3年女子	0.0	A	0%	0%
13	アルコール	次世代	妊娠中の飲酒をなくす	妊娠中の人	0.5	B	0%	0%

## 【取り組み】

### ① 全体像

- 飲酒・喫煙のリスクについて、正しい情報を発信するとともに、飲酒・喫煙をやめたい人がやめることができるよう支援を行います。

### ② ライフステージ

#### 次世代

- 常習的な飲酒・喫煙習慣のある未成年者をなくすため、様々な手段で情報発信をしていきます。
- 未成年者に飲酒・喫煙させない社会づくりに向けた取組を継続します。

#### 働く世代

- 母子手帳交付時指導において、飲酒・喫煙に対する情報発信を継続していきます。

## カ 歯と口腔の健康

8つの目標を設定しています。



表：歯と口腔の目標

NO.	ライフステージ	指標名	対象	実績値 本市	現行 最終 評価	次期計画 目標値 本市	次期計画 目標値 県
1	次世代	かかりつけ歯科医を持つ者の割合の増加	3歳児	45.5	新設	50%	-
	次世代		中高生	72.3	B	77%	-
	働く世代		成人	75.6	C	80%	-
2	働く世代	過去1年間に定期的な歯科健診を1回以上受けている者の割合の増加	成人	49.7	新設	55%	-
3	次世代・働く世代	妊婦歯科健診の受診率の増加	妊婦	44.6	新設	60%	-
4	働く世代・高齢者	歯周疾患検診の受診率の増加	40・50・60・70歳	-	E	16%	-
5	働く世代・高齢者	歯周病を有する者の減少	40・50・60・70歳	51.5	新設	40%	40%
6	次世代	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合の減少	3歳児	5.1	新設	0%	-
7	次世代	よく噛んで食べることができる者の割合の増加	3歳児	-	新設	80%	-
	次世代		中高生	74.2	新設	80%	-
	働く世代		成人	53	新設	80%	90%
8	高齢者	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	75-84歳	45.3	A	50%	-

### 【取り組み】

#### ① 全体像

- 定期的な歯科検診の重要性を周知し、自分の歯や口の健康を保つための「かかりつけ歯科医」の定着・推進を図るために、啓発活動に取り組みます。
- 全てのライフステージにおいて、健康教室等で歯や口の健康の大切さについて周知・啓発、指導を行います。

#### ② ライフステージ

##### 全世代

- すべての世代に対して、歯の健康を維持することの重要性を啓発し、歯周疾患検診等について情宣します。

- 鹿児島県が実施する「お口元気歯ッピー健診」等も活用しながら、歯科検診受診を促す取り組みを推進していきます。

## 第5章 計画の推進

本計画の推進及び目標達成のため、定期的な進行管理を行います。また、健康づくり事業をより効果的に推進するために、PDCA サイクル（計画、実行、評価、見直し）を実施し、継続的に改善を図ります。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の周知

市民が主体の健康づくりの推進のために、広報誌やホームページへの掲載、概要版を作成し、イベント等で配布するなど本計画について様々な手段で周知に努めます。

#### (2) 関係機関・団体との協働

本計画に沿って健康づくりを推進するため、市民や様々な関係機関や団体との連携・協働を図ります。

市民、地域団体、NPO、職域、教育機関、保健医療専門家、鹿屋体育大学、県民健康プラザ健康増進センター、行政など。

### 2 計画の進行管理

#### (1) 鹿屋市健康づくり推進協議会

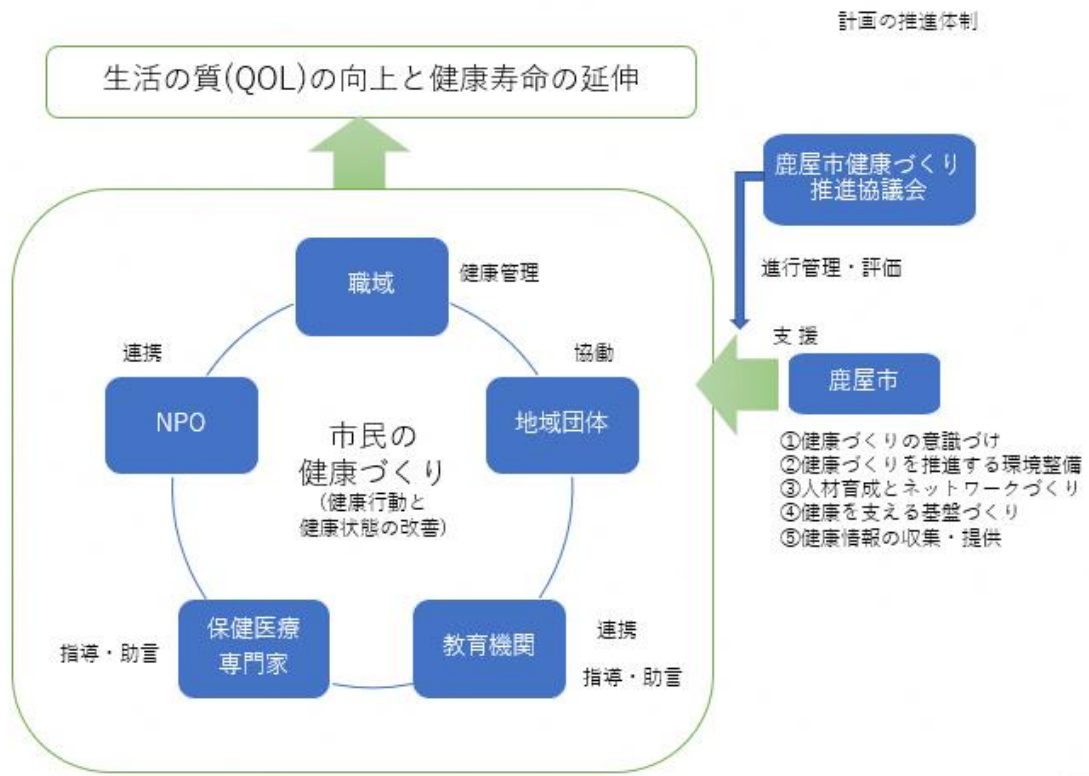
市民代表ならびに医療、保育、教育などの各関係団体や学識経験者により構成され、健康づくり施策の協議や本計画の進捗状況の点検及び評価を行います。

#### (2) 鹿屋市健康づくり計画策定部会

本計画に関連のある庁内関係課で構成され、健康づくり施策の情報共有や検討を行い、横断的な計画の推進を図ります。

### 3 計画の最終評価

本計画の計画期間の最終年度である令和16年に最終評価を行います。既存データやアンケート調査等により、評価を行い、国・県の健康づくり計画の指針も踏まえて、協議を行います。

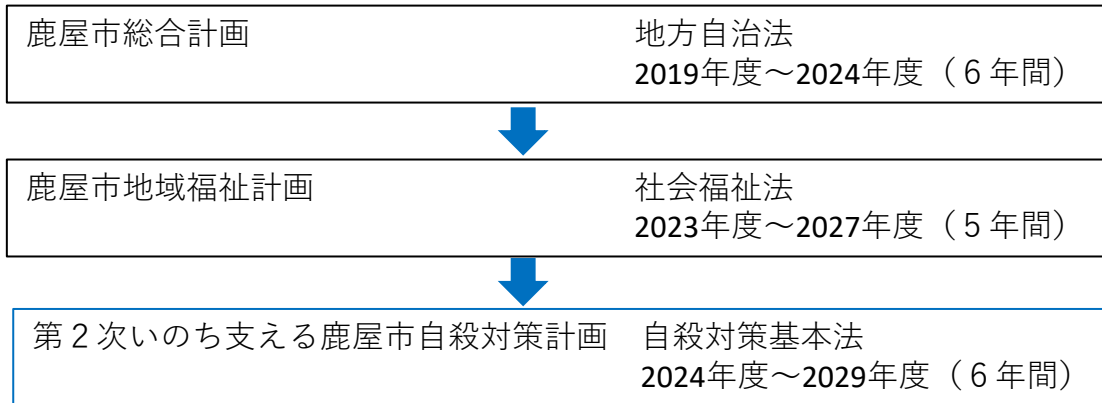


図：計画の推進体制

## 計画策定の趣旨・背景

- **自殺対策基本法に基づき市町村が策定する計画**で、本市の上位計画である第2次鹿屋市総合計画の基本目標の一つである「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」の個別計画として位置づけ、国の定める基本方針に即し、自殺対策（生きることの包括的な支援）を総合的に推進していくための取り組みを定めるものです。
- 平成31年3月に「第1次のち支える鹿屋市自殺対策計画」を策定し5年の節目を迎えたことと、令和4年10月に新たな自殺対策大綱が示されたことから計画の見直しを行います。

## 策定する計画の種類・計画期間



## 計画の特徴

- **基本目標（理念）**  
「誰も自殺に追い込まれることのない鹿屋市」を基本目標（理念）とします。
- **計画期間**  
計画の期間は6年間（R6年度～R11年度）とします。
- **計画における数値目標**



	自殺死亡率の目標値	自殺者数	対2015年（平成27年）自殺死亡率比
2015年（平成27年）	15.2(確定値)	16	
2023年（令和5年）	12.46以下	13	▲18%
2026年（令和8年）	10.64以下	11	▲30%
2029年（令和11年）	9.42以下	10	▲38%

※数値目標は、前大綱において2026年（令和8年）までに2015年（平成27年）の年間の自殺死亡率と比較し、30%以上減少させることとされた目標を、現大綱においても引き続き同様の数値目標として設定

## 策定体制等

※全庁横断的に、関係機関・関係団体と連携を図り自殺対策を推進

### ■庁内

#### □いのち支える自殺対策推進幹事会の開催

- 【幹事長】健康づくり・高齢者支援対策監
- 【幹事】課長級17名
- 【開催日（予定）】第1回：10月30日（月） 第2回：R6.2月中旬



#### □いのち支える自殺対策推進委員会の開催

- 【委員長】副市長
- 【委員】部長級12名
- 【開催日（予定）】第1回：11月21日（火） 第2回：R6.2月下旬

### ■庁外（関係機関・関係団体）

#### □いのち支えるネットワークの開催

- 【委員】医療、保健衛生、保健所、町内会、高齢者クラブ、婦人会、労働基準監督署、商工会等
- 【開催日（予定）】第1回：12月21日（木） 第2回：R6.2月中旬

### ■今後のスケジュール

- ・R6.1月上旬からR6.2月上旬：パブリックコメント
- ・R6.3月：計画の策定

## ■施策の体系

### □基本施策

- 1 自殺対策を支える人材の育成
  - ①気づき・見守りができる人材の育成
- 2 市民への啓発と周知
  - ①各種広報媒体を活用した啓発活動
  - ②講演会及び出前講座等による啓発活動
  - ③学校と連携した情報の発信
- 3 ネットワークの強化
  - ①庁内外の相談支援体制の充実・連携
  - ②自殺対策に資する各種ネットワークとの連動
- 4 児童・生徒への支援の充実
  - ①SOSの出し方に関する教育の実施
  - ②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化
  - ③相談支援の充実
  - ④教職員や保護者等に対する普及啓発
- 5 自殺未遂者等への支援の充実
  - ①自殺未遂者等への支援
- 6 自死遺族等への支援の充実
  - ①遺された人等への情報周知



### □重点施策

- 1 高齢者への対策
  - ①包括的な支援のための連携の推進
  - ②介護問題を抱える家族への支援
  - ③高齢者の健康不安・生活不安に対する支援
  - ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- 2 生活の支援が必要な方への対策（生活困窮者）
  - ①各種相談支援を行う庁内外関係機関との連携
  - ②メンタルヘルスと生活困窮者自立支援制度との連動
- 3 働く世代（20～50歳代）への対策（勤務・経営）
  - ①健康問題・健康づくりへの支援
  - ②職場におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント対策の推進
  - ③女性への支援



# 第2次いのち支える鹿屋市自殺対策計画

(素案)

令和6年3月

鹿屋市

## はじめに



我が国の自殺者数は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、3 万人台から 2 万人台に減少していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じ、依然として、毎年 2 万人を超える水準で推移しています。

こうした中、平成 28 年に自殺対策基本法が改正にされ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになり、本市においても、平成 30 年度に「第 1 次いのち支える鹿屋市自殺対策計画」を策定し、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進してきました。

この度、計画策定の 5 年の節目を迎えたこと、また、令和 4 年 10 月に新たな自殺総合対策大綱が示されたことから、改めて計画の見直しを行い、「第 2 次いのち支える鹿屋市自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺対策は、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」という理念にも通じる取組です。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死といわれており、その背景には、心の問題だけでなく過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など社会的な要因があり、それらが絡まり起こると言われています。

本計画をもとに、引き続き市の関係機関・関係団体を始め、地域の皆様の一層のご理解とご協力のもと、「生きることの包括的な支援」を推進し、市民の皆様が、地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない鹿屋市」を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました鹿屋市健康づくり推進協議会の皆様をはじめ、関係各位、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

鹿屋市長 中西 茂

## 目 次

### 第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 計画における数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進・・ P 3

### 第2章 本市の現状と課題

- 1 自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2 市民意識調査の結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 3 第1次計画の検証と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

### 第3章 自殺対策の取組

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
- 2 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
- 3 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27
- 4 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 38

### 第4章 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 48

#### 【資料編】

- ・こころの健康に関する市民意識調査結果
- ・自殺対策基本法

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

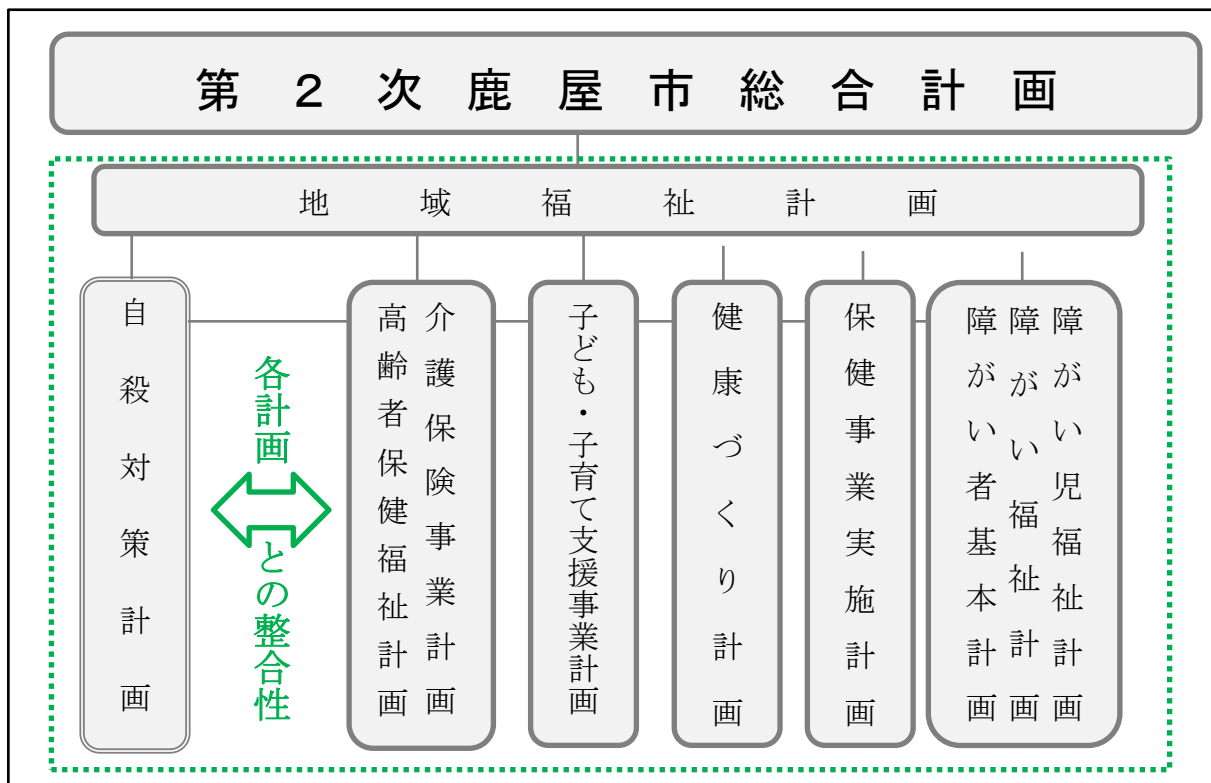
本市では、自殺対策基本法に基づき、平成31年3月に「第1次いのち支える鹿屋市自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んでまいりました。

この度、計画策定の5年の節目を迎えたこと、また、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が示されたことから、改めて計画の見直しを行い、「第2次いのち支える鹿屋市自殺対策計画」を策定し、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない鹿屋市」を目指します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定されている市町村自殺対策計画として策定します。

また、市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第2次鹿屋市総合計画」の基本目標の一つである「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」の個別計画として位置付け、引き続き本市関連計画との整合性を図ります。



### 3 計画の期間

計画期間は、2024年度(令和6年度)から2029年度(令和11年度)までの6年間とします。

#### 4 計画における数値目標

自殺総合対策大綱で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。

本計画における数値目標は、平成 29 年 7 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、2026 年（令和 8 年）までに 2015 年（平成 27 年）の年間の自殺死亡率<sup>(\*)</sup>と比較し、30%以上減少させることとされた目標を、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においても引き続きの目標としており、以下のとおり自殺死亡率を減少させることとして設定します。

	自殺死亡率の 目標値	自殺者数	対 2015 年 (平成 27 年) 自殺死亡率比
2015 年 (平成 27 年)	15.2(確定値)	16	
2023 年 (令和 5 年)	12.46 以下	13	▲18%
2026 年 (令和 8 年)	10.64 以下	11	▲30%
2029 年 (令和 11 年)	9.42 以下	10	▲38%

\*自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの年間自殺者数を示します。

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国連目標です。

SDGsは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するため、17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

国の「自殺総合対策大綱」において、自殺対策はSDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものであるとされていることを受けて、本計画に掲げる施策の推進においても、SDGsにおけるゴールとの関連を意識し、本計画の推進がSDGsにおけるゴールの達成に資するものとして位置づけます。

本計画と特に関連するSDGsの目標は以下のとおりです。

	目標1 【貧困】	貧困をなくそう
	目標3 【保健】	すべての人に健康と福祉を
	目標4 【教育】	質の高い教育をみんなに
	目標5 【ジェンダー】	ジェンダー平等を実現しよう
	目標8 【成長・雇用】	働きがいも経済成長も
	目標11 【都市】	住み続けられるまちづくりを
	目標17 【実施手段】	パートナーシップで目標を達成しよう

## 第2章 本市における自殺の現状

### 1 自殺の現状

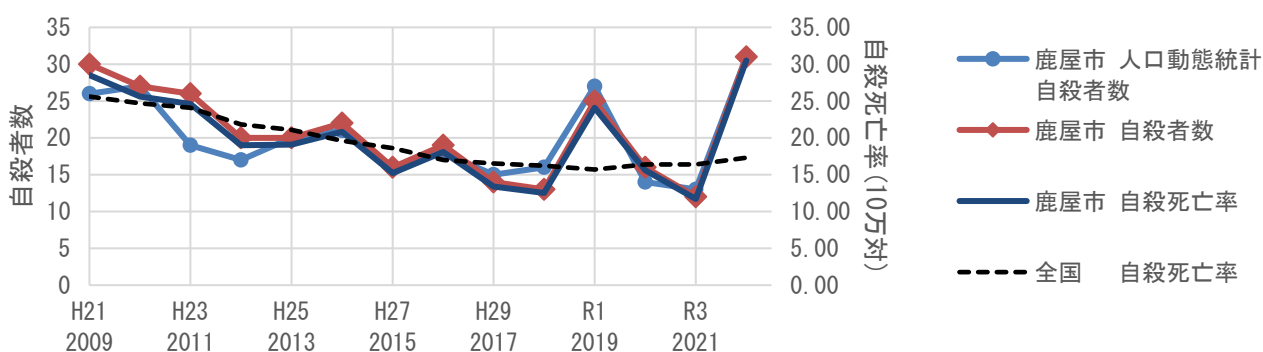
#### (1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、増減を繰り返しながら減少傾向にありましたが、令和4年は31人と直近10年間で最も多くなっています。

自殺死亡率についても、平成30年～令和4年の5年間の平均は18.9となっており、県・国の平均よりも上回っている状況にあります。

また、近年減少傾向にある交通事故による死亡者数を大きく上回っています。

〈図表1：鹿屋市における自殺者数等の長期的な推移〉



【出典元：地域自殺実態プロファイル】

〈図表2：自殺者数の推移（自殺統計）〉

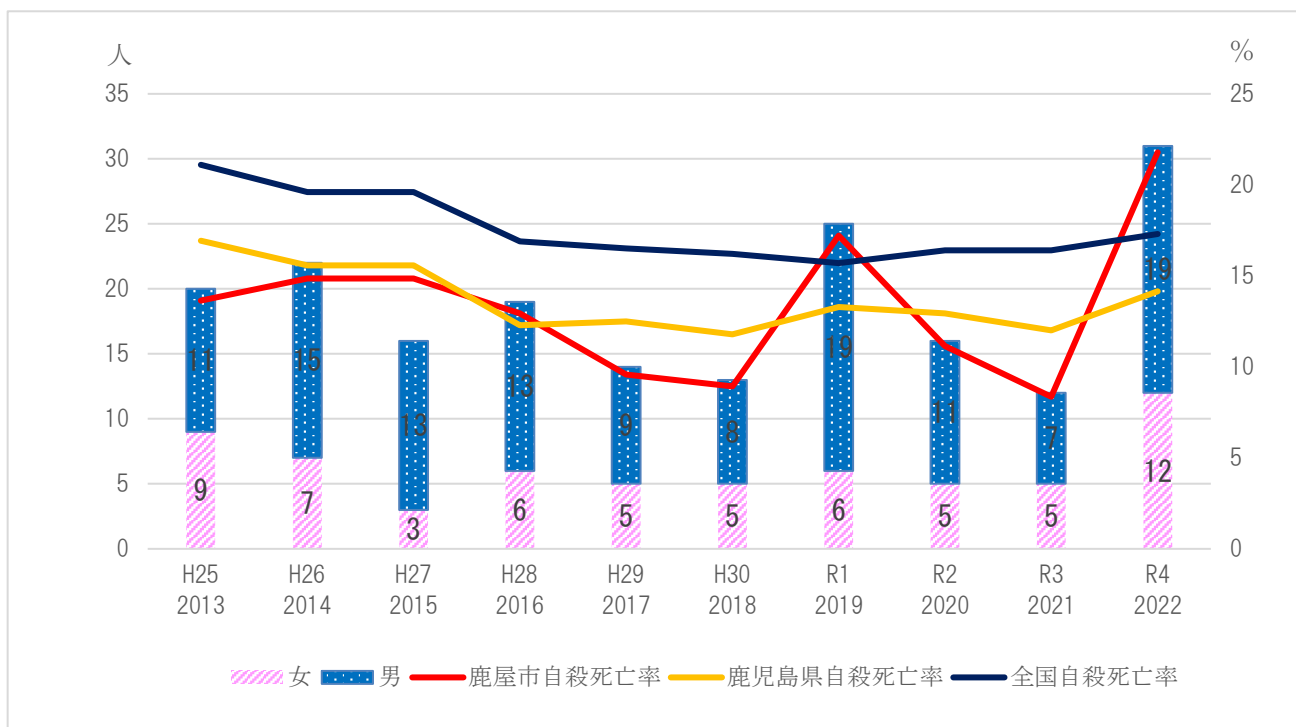
区分	H30 2018		R1 2019		R2 2020		R3 2021		R4 2022		H30～R4 5年間平均		H25～H29 5年間平均	
	自殺者数 (人)	自殺死亡率	自殺者数 (人)	自殺死亡率	自殺者数 (人)	自殺死亡率	自殺者数 (人)	自殺死亡率	自殺者数 (人)	自殺死亡率	自殺者数 (人)	自殺死亡率	自殺者数 (人)	自殺死亡率
鹿屋市	13	12.5	25	24.1	16	15.6	12	11.7	31	30.5	19	18.9	18	17.3
鹿児島県	273	16.5	306	18.6	295	18.1	271	16.8	318	19.8	293	18	338	20
全国	20,668	16.2	19,974	15.7	20,907	16.4	20,820	16.4	21,723	17.3	20,818	16.4	23,779	18.5

【参考：交通死亡事故者数（鹿屋市内分）】

(単位：人)

区分	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	H30～R4 5年間平均	H25～H29 5年間平均
鹿屋市	3	5	4	3	2	3.4	4.6

<図表 3 : 自殺者数と自殺死亡率の推移 (自殺統計) >

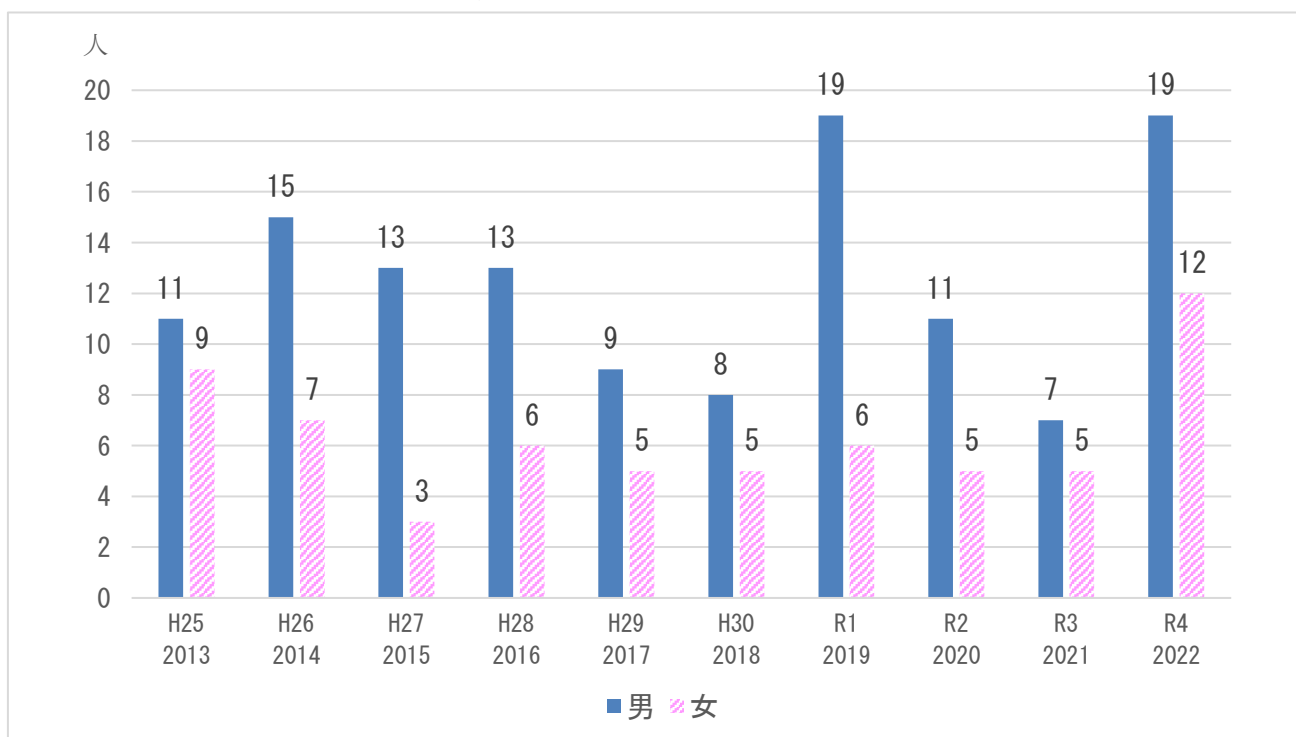


【出典元：地域自殺実態プロフィール】

(2) 性別自殺者数の推移

性別に見た自殺者数は、第1期計画策定時と同様に女性よりも男性が多い状況です。

<図表 4 : 男女別自殺者数の推移>

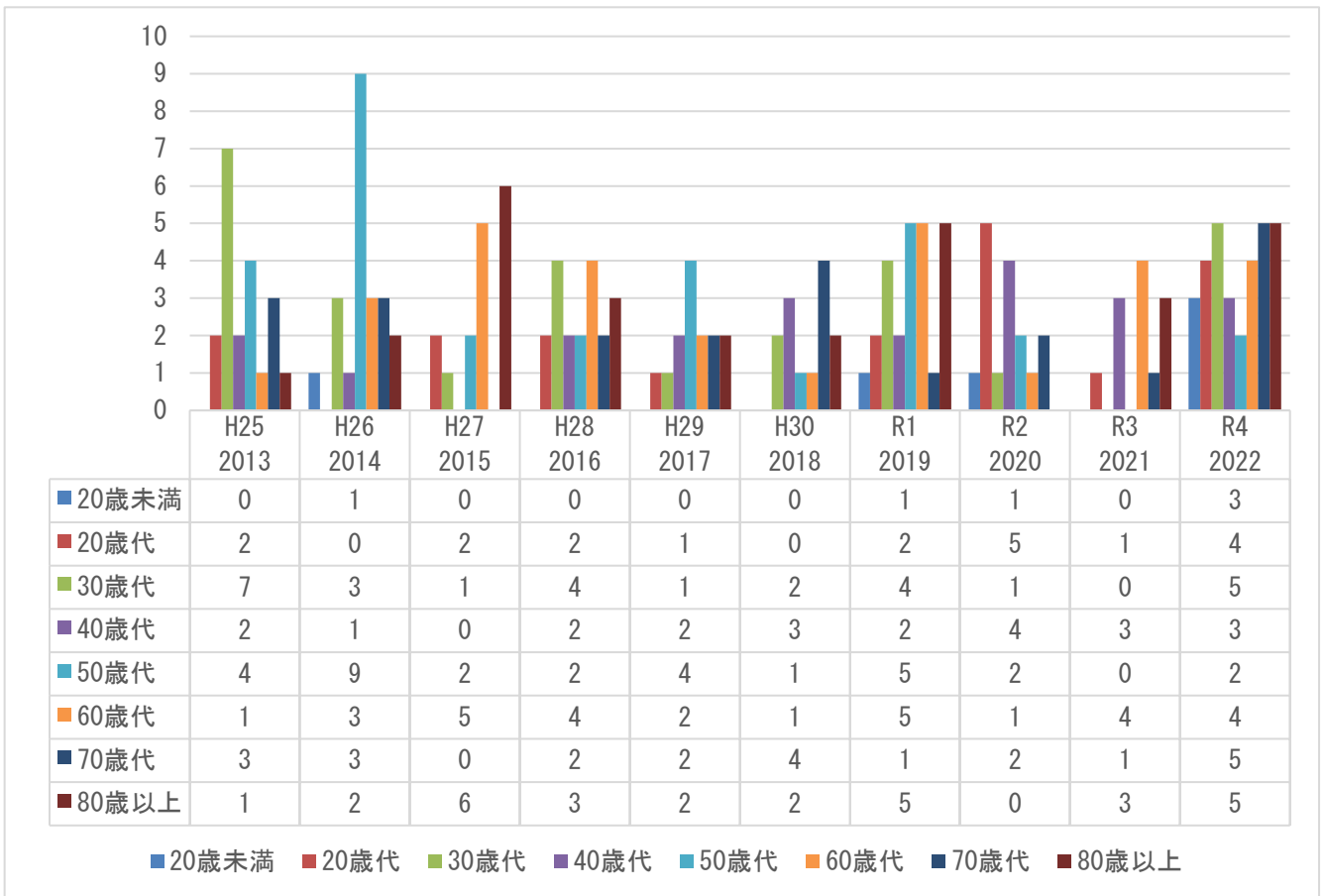


【出典元：地域自殺実態プロフィール】



(3) 年代別自殺者数の推移

〈図表 5：年代別自殺者数の推移〉



【出典元：地域自殺実態プロフィール】

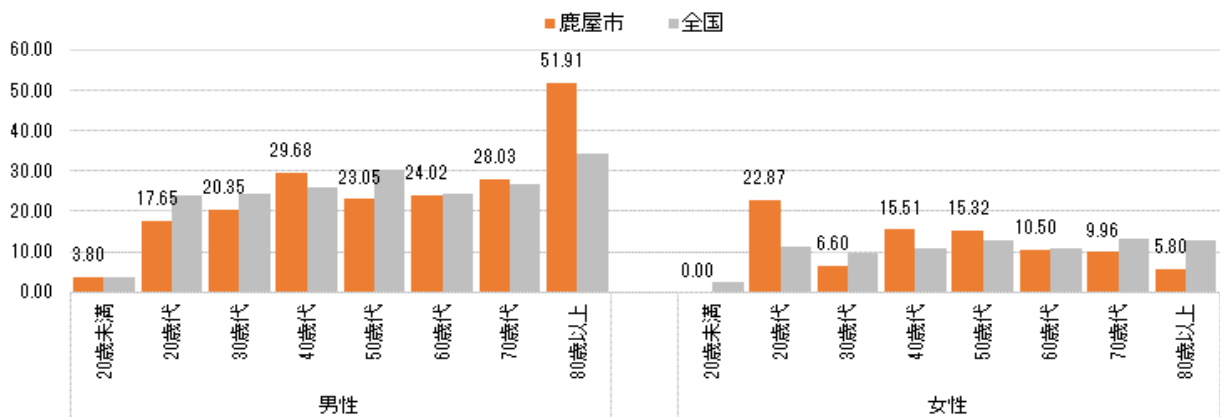
(4) 性別・年代別の自殺死亡率の推移 ⇒ 最新のデータに更新予定

性別・年代別に見た自殺死亡率は、男性では 80 歳代、40 歳代、70 歳代の順に、また女性では、20 歳代、40 歳代、50 歳代の順に高くなっています。

※人口 10 万人当たりの年間自殺者数を示しています。

〈図表 6：性別・年代別の自殺死亡率（H29～R3 年（2017～2021 年）平均）〉

性別・年代別の平均自殺死亡率(10万対)



【出典元：地域自殺実態プロフィール】

(5) 年齢階級別の死因順位（鹿児島県）

令和4年の鹿児島県における年代別の死因を見ると、10～39歳では、自殺が死因の第1位となっています。

<図表7：年齢階級別の死因順位 >

年齢階級	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
0～9	循環器系の先天奇形	7	敗血症など他2要因	3	悪性新生物<腫瘍>など他5要因	2	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患など他5要因	1		
10～19	自殺	13	悪性新生物<腫瘍>	3	敗血症など他9要因	1				
20～29	自殺	27	不慮の事故	6	悪性新生物<腫瘍>	5	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患、心疾患（高血圧性を除く）	3	敗血症など他3要因	2
30～39	自殺	31	悪性新生物<腫瘍>	19	心疾患（高血圧性を除く）、不慮の事故	10	肺疾患	9	その他の神経系の疾患、脳血管疾患	5
40～49	悪性新生物<腫瘍>	79	自殺	45	心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患	24	その他の症状、徴候及び異常臨床所見、異常検査所見で他に分類されないもの	21	肝疾患	17
50～59	悪性新生物<腫瘍>	212	心疾患（高血圧性を除く）	76	脳血管疾患	61	自殺	52	不慮の事故	29
60～69	悪性新生物<腫瘍>	729	心疾患（高血圧性を除く）	194	脳血管疾患	105	その他の症状、徴候及び異常臨床所見、異常検査所見で他に分類されないもの	72	不慮の事故	71
70～79	悪性新生物<腫瘍>	1,474	心疾患（高血圧性を除く）	429	脳血管疾患	281	その他の呼吸器系の疾患	220	肺炎	153
80～	悪性新生物<腫瘍>	2,795	心疾患（高血圧性を除く）	2,768	老衰	2,679	脳血管疾患	1,379	肺炎	1,242
県全体	悪性新生物<腫瘍>	5,318	心疾患（高血圧性を除く）	3,508	老衰	2,735	脳血管疾患	1,857	その他の呼吸器系の疾患	1,516

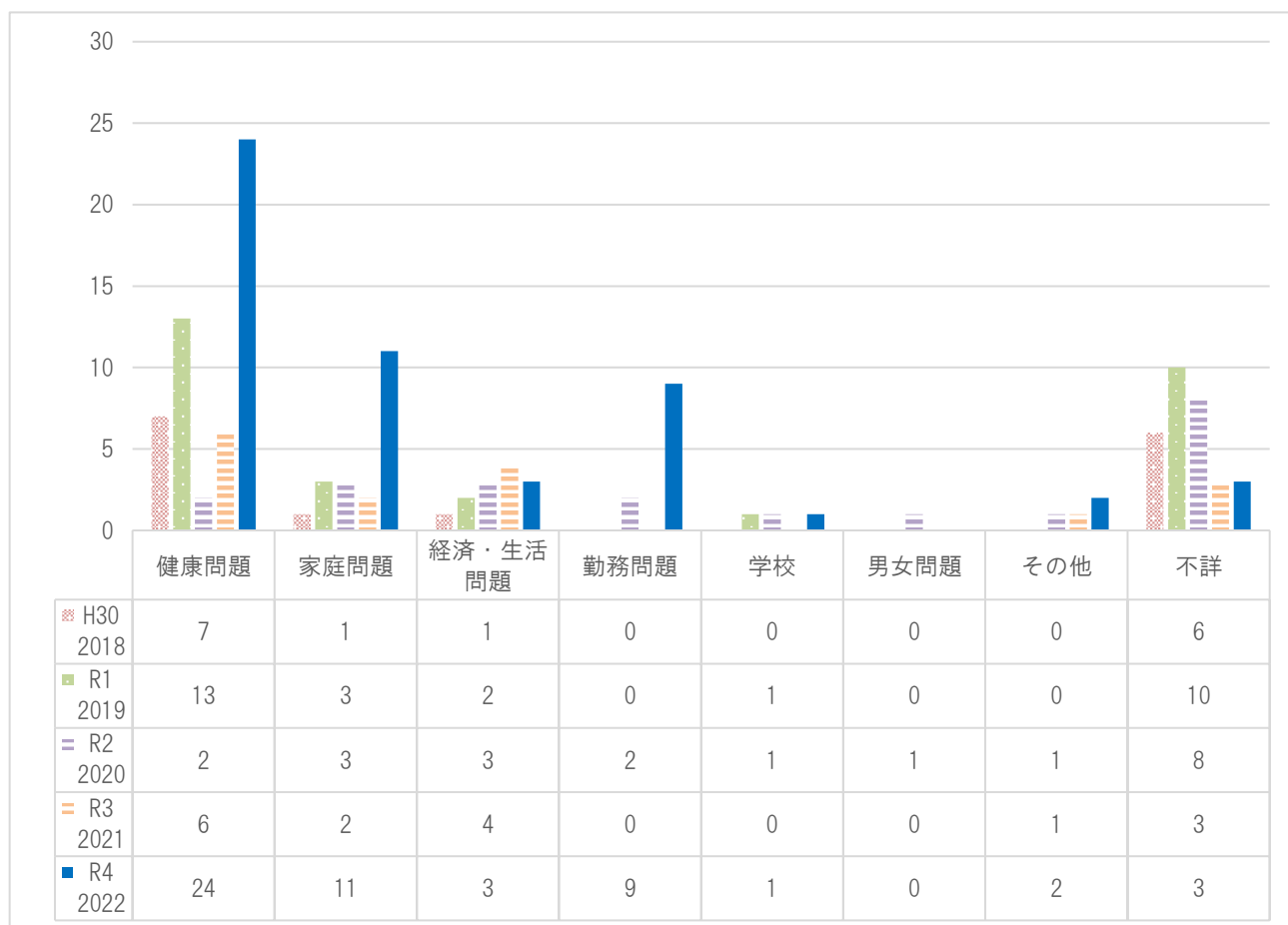
出典元：人口動態統計

(6) 原因・動機別自殺者数の推移

原因・動機では、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。

ただし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているため、1つの原因だけで自殺に至るものではありません。

<図表 8：自殺者の原因・動機別の推移>



【出典元：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）】

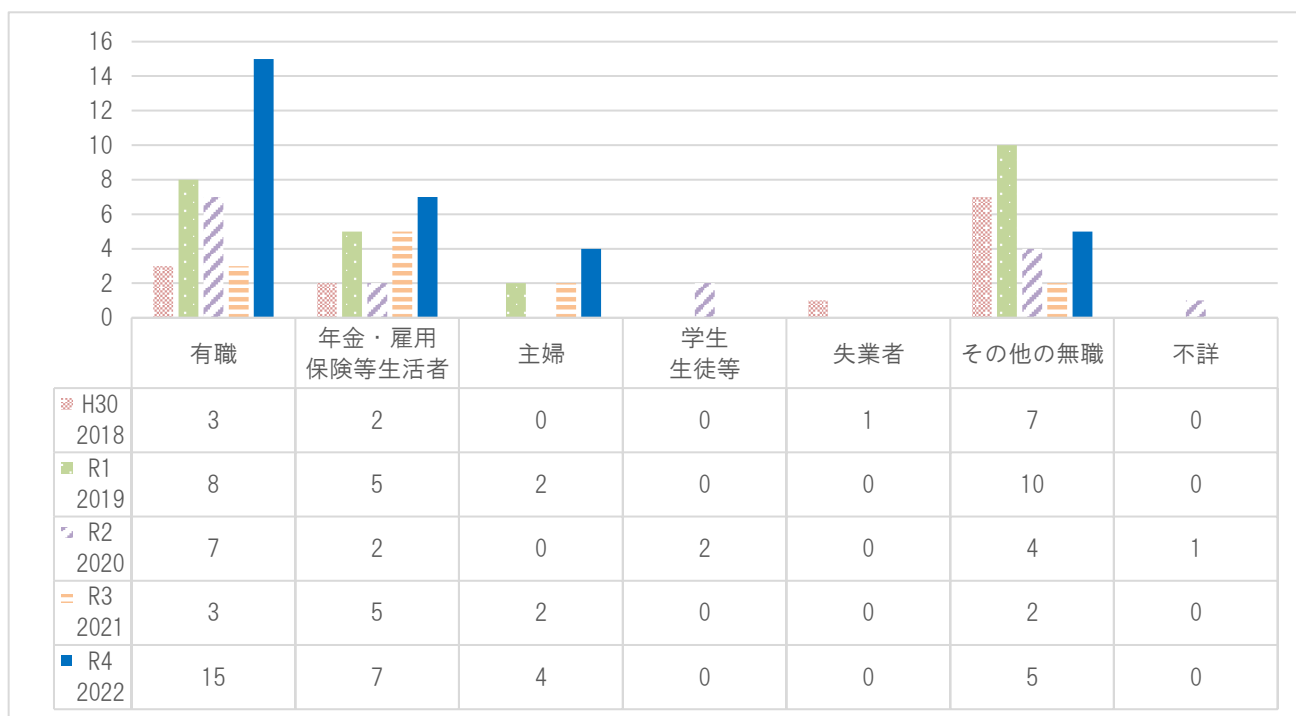
※自殺者について自殺に至る動機を特定できたもの

令和3年まで：3つまで計上可能

令和4年から：4つまで計上可能

(7) 職業別自殺者数の推移

〈図表 9：職業別自殺者数〉

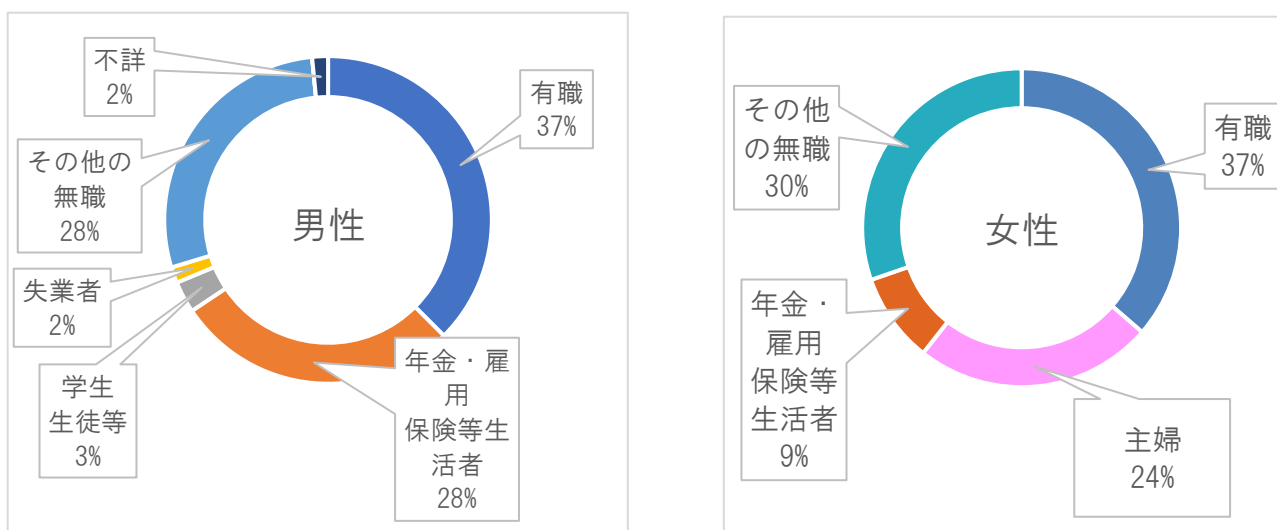


【出典元：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）】

(8) 性別に見た有職者と無職者の割合とその内訳

有職者と無職者の割合は、男性が 37.5%対 62.5%、女性は 36.4%対 63.6%となっています。

〈図表 10：性別毎の有職者・無職者の割合（H30～R4年（2018～2022年）合計）〉



【出典元：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）】

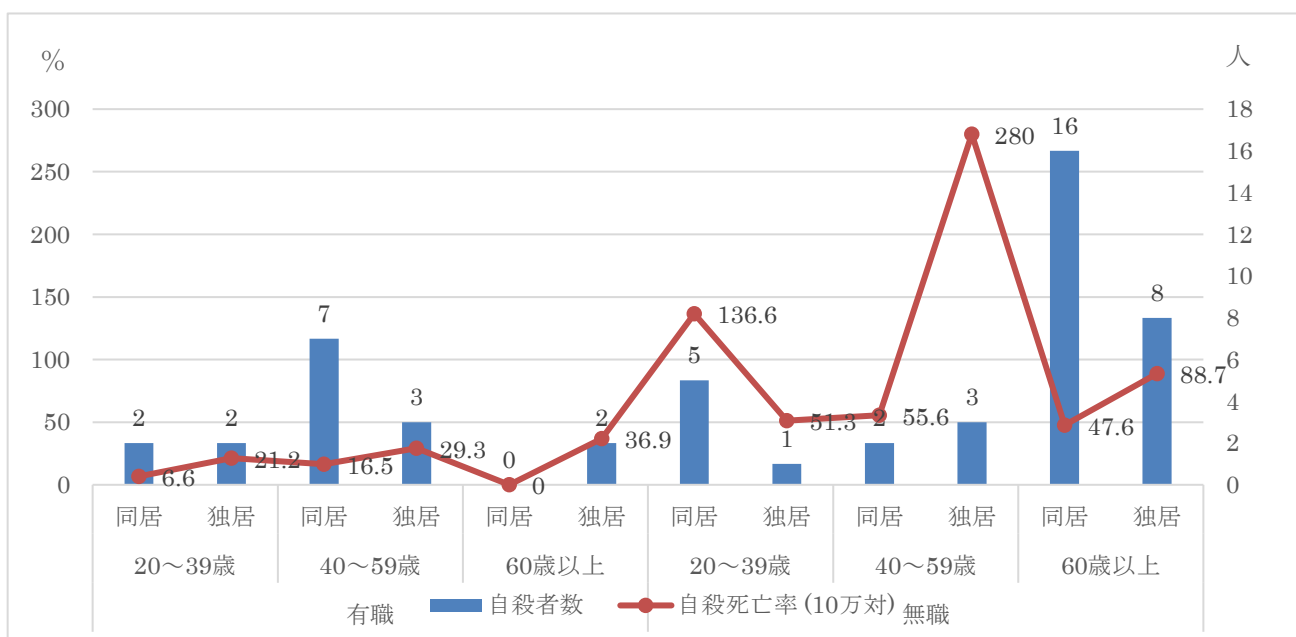
(9) 職業の有無から見た同居人の有無別・性別・年齢階級別の自殺者数・自殺死亡率  
⇒ 最新のデータに更新予定

男性・女性ともに有職者よりも無職者のほうが自殺死亡率が高くなっています。  
また、男性は、40～59歳の無職者かつ同居人なしの自殺死亡率が最も高く、次いで20～39歳の無職者かつ同居人ありとなっています。

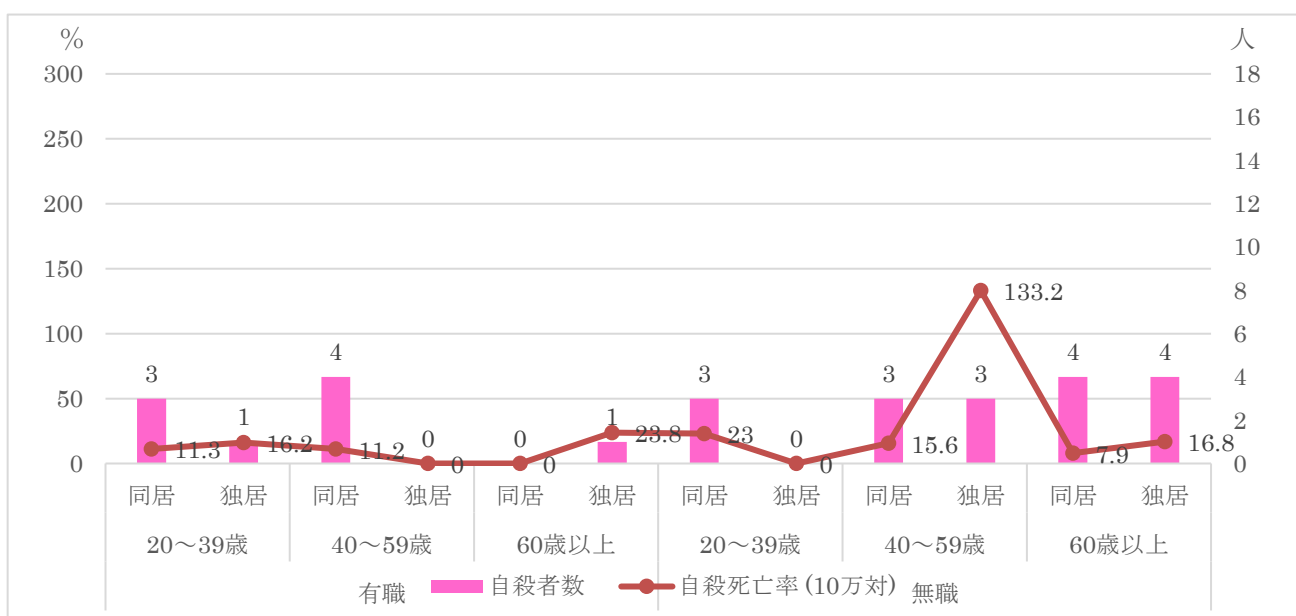
女性は、40～59歳の無職者かつ同居人なしの自殺死亡率が最も高く、次いで60歳以上の無職者かつ同居人なしとなっています。

〈図表 11：職業有無別・同居人の有無別・性別・年齢階級別の自殺者数・自殺死亡率  
(H29～R3年(2017～2021年)合計)〉

【男性】



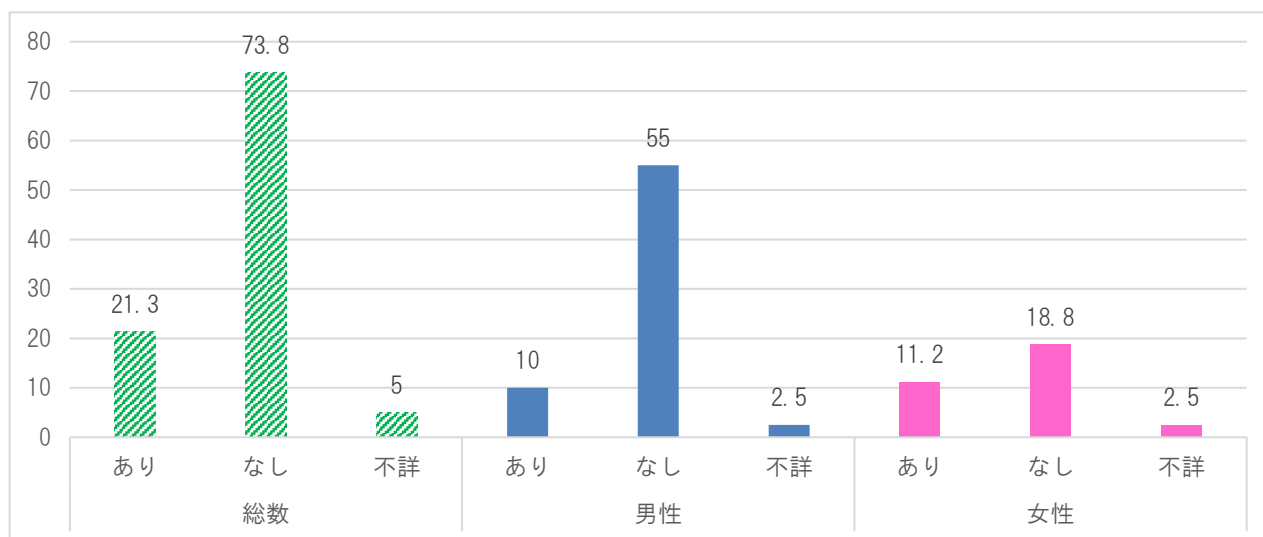
【女性】



【出典元：地域自殺実態プロフィール】

(10) 自殺未遂の状況 ⇒ 最新のデータに更新予定  
 自殺者のうち自殺未遂歴のあった者は全体の約2割となっています。

〈図表 12：性別毎の自殺未遂歴の割合（H29～R3年（2017～2021年）合計）〉



【出典元：地域自殺実態プロフィール】

(11) 対策が優先されるべき対象群 ⇒ 最新のデータに更新予定

〈図表 13：自殺者数上位5区分〉

自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率(10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上 無職同居	16	20.0%	47.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性60歳以上 無職独居	8	10.0%	88.7	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位:男性40~59歳 有職同居	7	8.8%	16.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:男性20~39歳 無職同居	5	6.3%	136.6	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上 無職独居	4	5.0%	16.8	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※背景にある主な自殺の危機経路は、自殺実態白書2013に基づき、あくまでも、該当する性・年代別等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる自殺の危機経路を占めるものである。

【出典元：地域自殺実態プロフィール】

## 2 市民意識調査の結果の概要

鹿屋市におけるこころの健康における実態・意識等を調査・分析し、課題を把握することを目的に、「市民のこころの健康に関する意識」を調査するため、市民意識調査を実施しました。

	市民	中高生
調査時期	令和5年6月	令和5年6月
調査対象者	市内在住の19歳から79歳の方より無作為抽出	市内の中学・高校の在校生
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収	直接配布、郵送・WEB回収
配布数	3,508件	1,195件
有効回収数	1,031件 郵送：800件 WEB：231件	971件 郵送：226件 WEB：745件
有効回答率	29.2%	81.3%

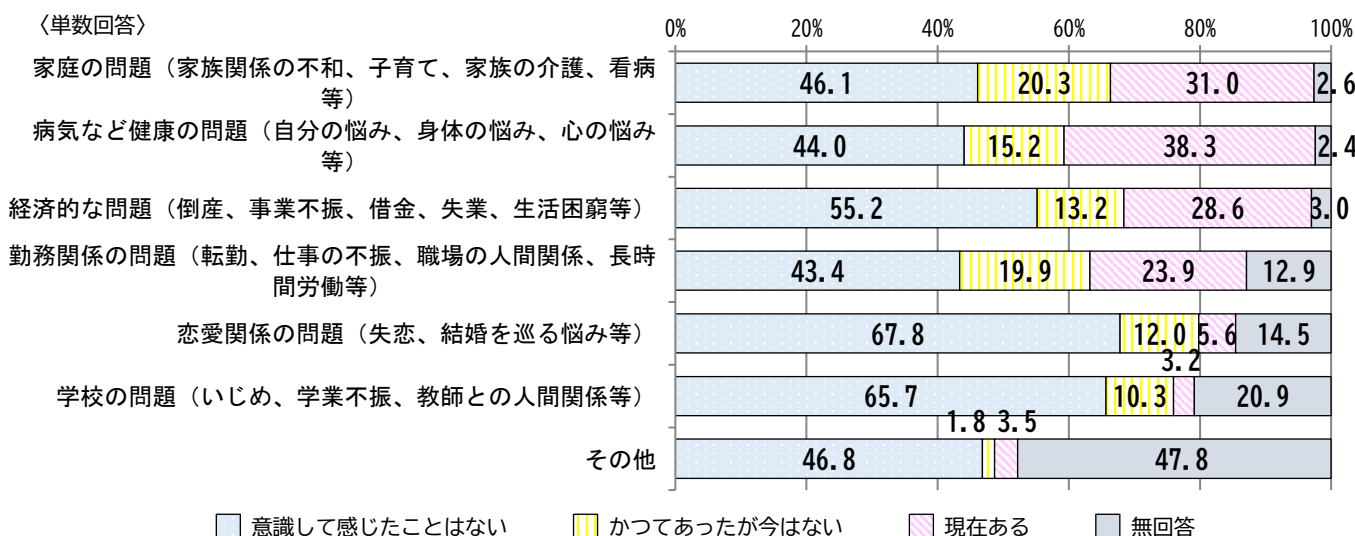
(1) 市民意識調査の結果（抜粋）

① 一般市民

○ 日頃の悩みや苦勞、ストレス、不満の有無

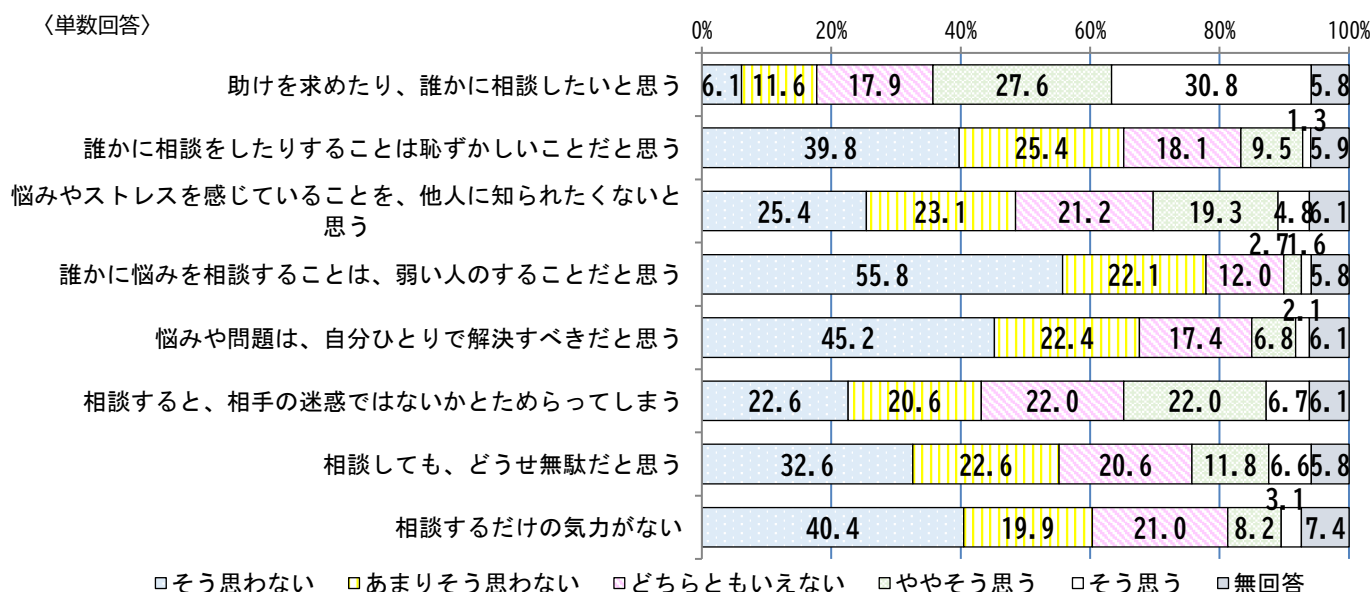
『現在ある』でみると、「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護、看病等）」が31.0%、「病気など健康の問題（自分の悩み、身体の悩み、心の悩み等）」が38.3%、「経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）」が28.6%、「勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等）」が23.9%、「恋愛関係の問題（失恋、結婚を巡る悩み等）」が5.6%、「学校の問題（いじめ、学業不振、教師との人間関係等）」が3.2%となっています。家庭の問題、病気など健康の問題については3割以上、経済的な問題と勤務関係の問題については2割以上を占めています。

一方、『かつてはあったが今はない』でみると、家庭の問題と勤務関係の問題が約2割を占めており、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じるものが改善されたことがうかがえます。



○ 悩みやストレスを感じたときの考え方

『思う』（「ややそう思う」と「そう思う」の合計）でみると、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」の割合が6割弱を占めています。一方、「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだ」と思うでは『思わない』（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）の割合が7割を超えています。

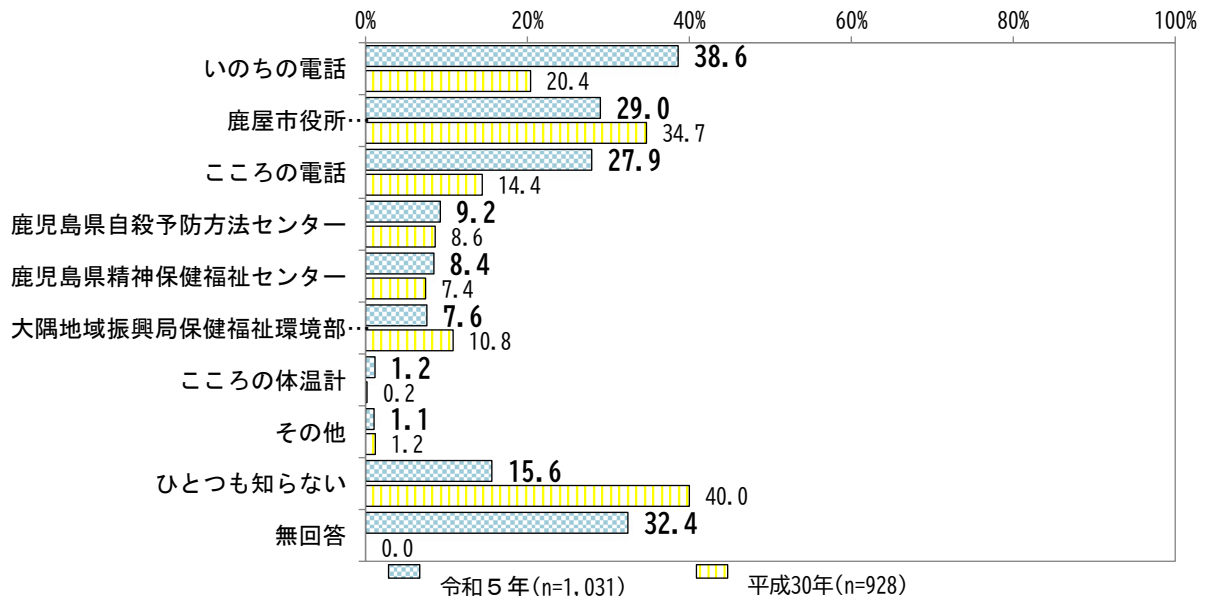




### ○ こころの相談窓口等の認知度

「いのちの電話」が38.6%と最も高く、次いで、「鹿屋市役所」の29.0%、「こころの電話」の27.9%の順となっています。

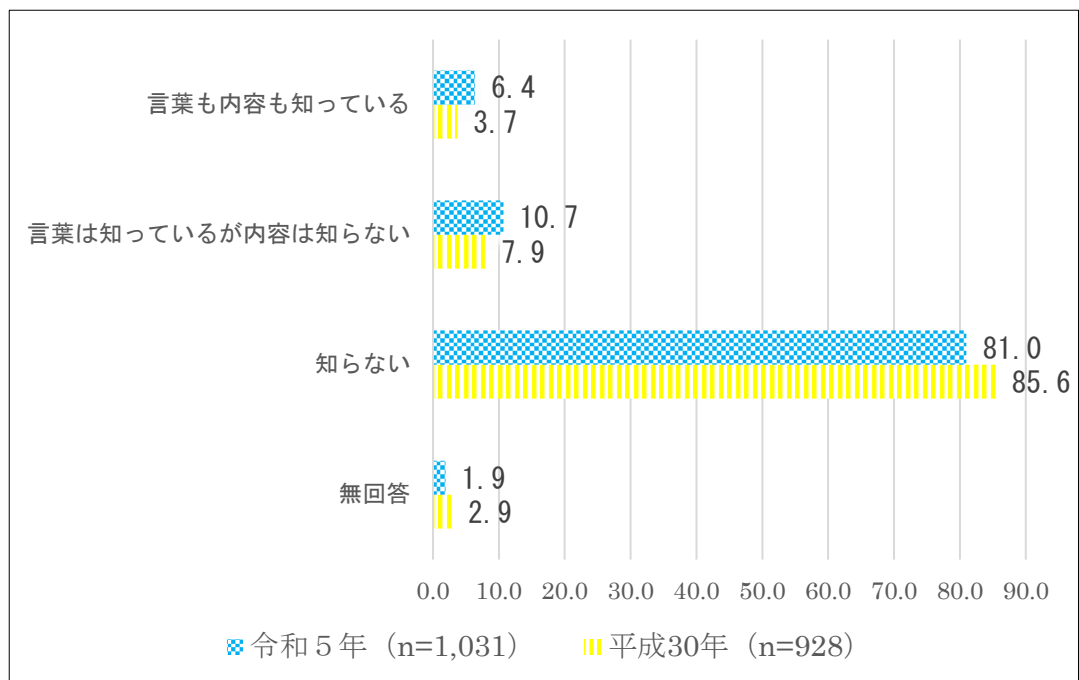
平成30年調査と比較すると、「いのちの電話」が18.2ポイント増加し、「ひとつも知らない」が24.4ポイント減少しています。



### ○ 「ゲートキーパー」の言葉の認知度

「言葉も内容も知っている」が6.4%、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が10.7%、「知らない」が81.0%となっています。

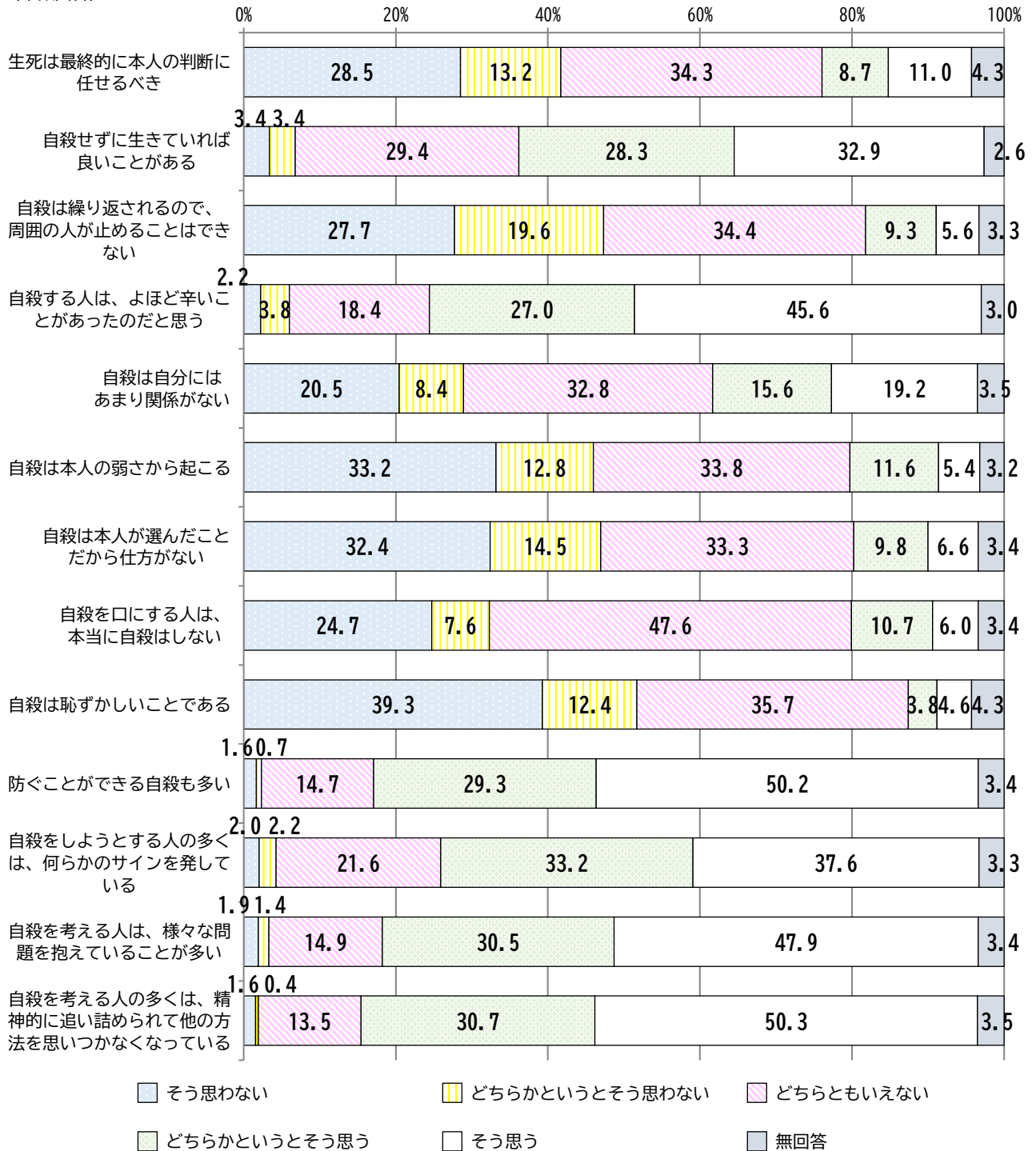
平成30年調査と比較すると、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が2.8ポイント増加し、「知らない」が4.6ポイント減少しています。



○ 「自殺」についての考え方

『思う』（「どちらかというと思う」と「思う」の合計）でみると、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」の割合が8割以上となっており、他よりも高くなっています。一方、『思わない』（「そう思わない」と「どちらかというと思わない」の合計）でみると、「自殺は恥ずかしいことである」の割合が5割以上となっており、他よりも高くなっています。

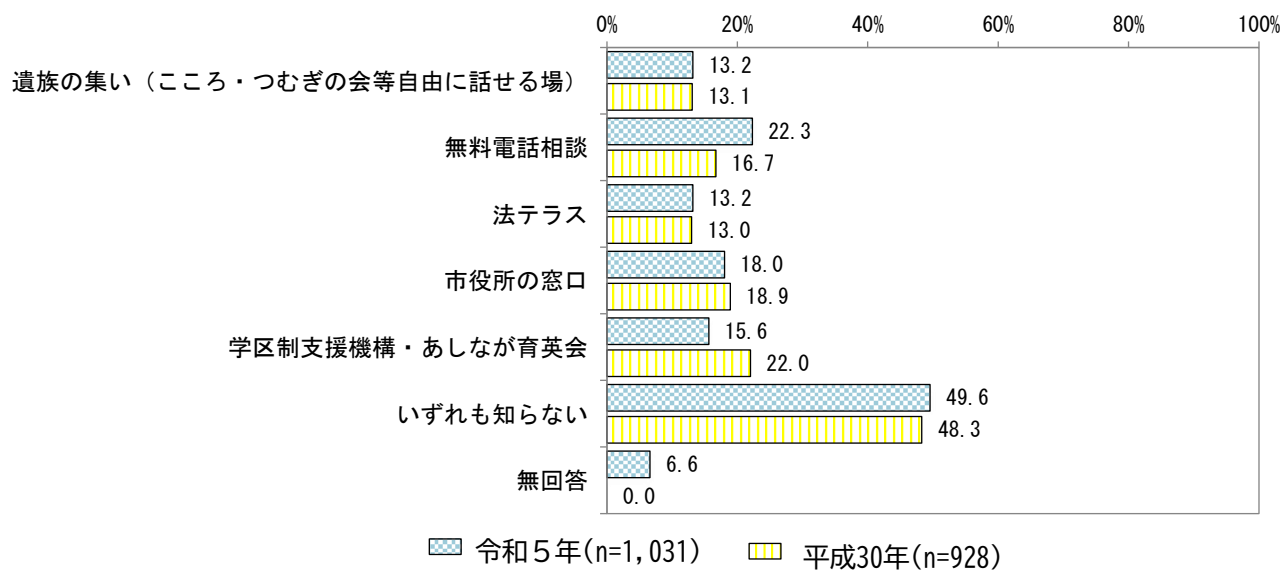
〈単数回答〉



○ 自死遺族に関する支援の認知度

「いずれも知らない」が 49.6%と最も高く、次いで、「無料電話相談」の 22.3%、「市役所の窓口」の 18.0%の順となっています。

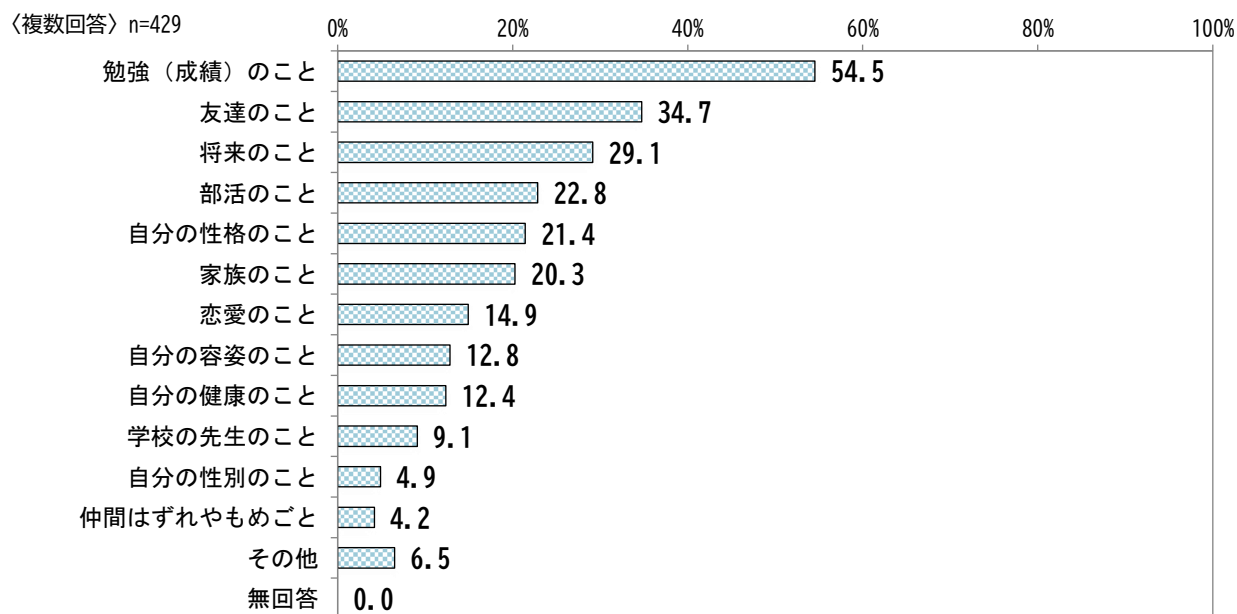
平成 30 年調査と比較すると、「無料電話相談」が 5.6 ポイント増加し、「学区制支援機構・あしなが育成会」が 6.4 ポイント減少しています。



② 中・高校生

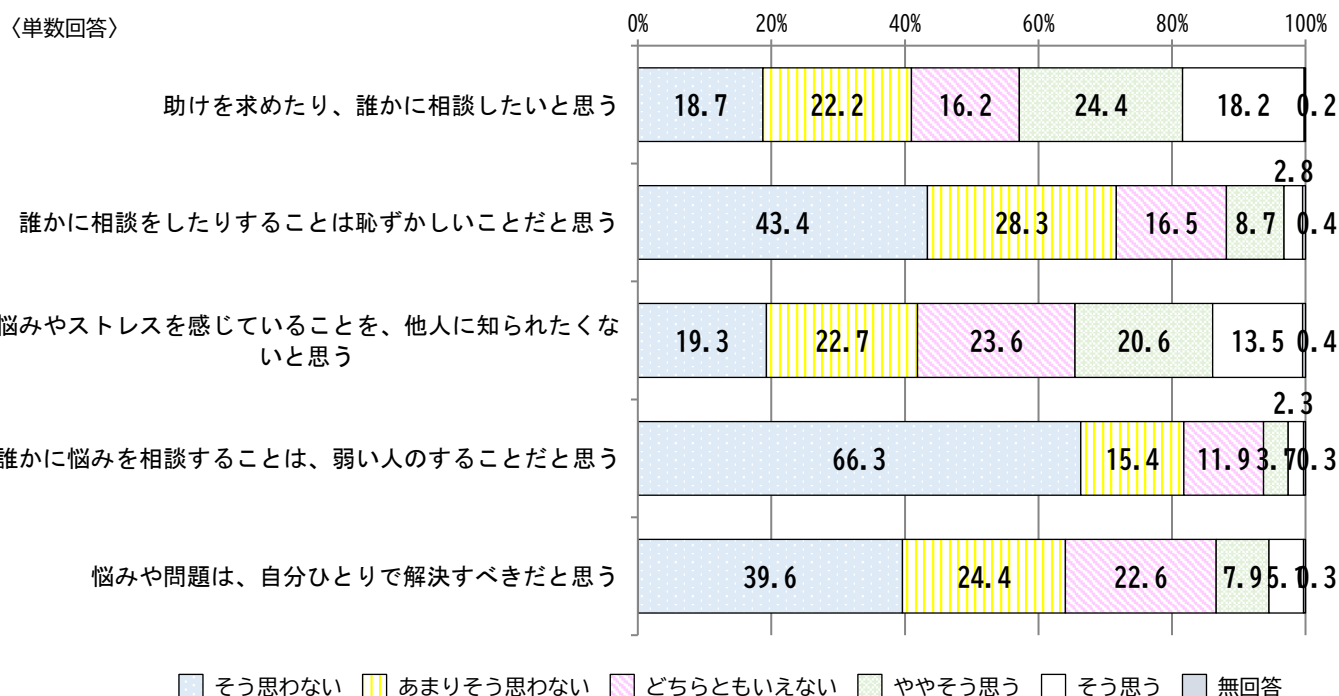
○ 日頃の悩みや苦労、ストレス、不満の有無

「勉強（成績）のこと」が54.5%と最も高く、次いで、「友達のこと」の34.7%、「将来のこと」の29.1%の順となっています。学年別でみると、高校3年生では「勉強（成績）のこと」が66.3%となっており、高校1年生（32.4%）より33.9ポイント高くなっています。また、高校3年生では「将来のこと」の割合がおおよそ5割となっており、他よりも高くなっています。



○ 悩みやストレスを感じたときの考え方

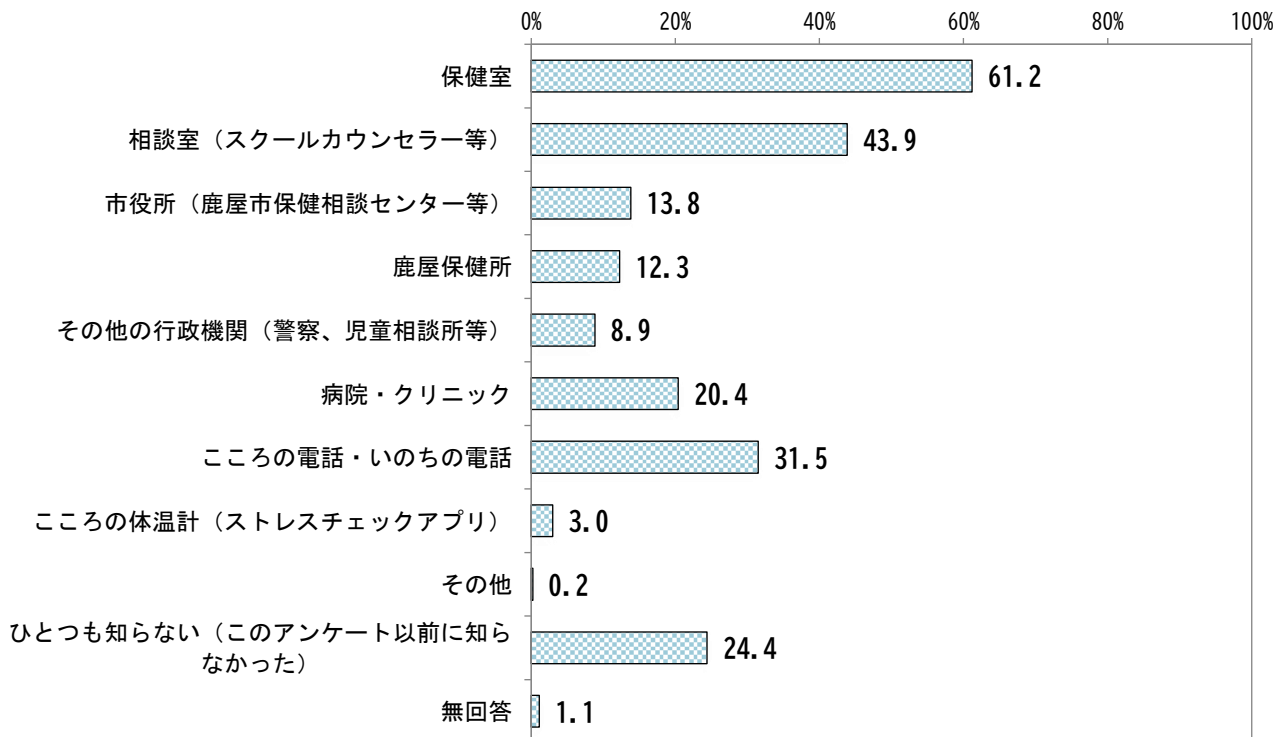
『思う』（「ややそう思う」と「そう思う」の合計 以下同じ）の割合では、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」が4割以上を占めています。一方、『思わない』（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計 以下同じ）の割合では、「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」が8割以上を占めています。



## ○ こころの相談窓口等の認知度

「保健室」が61.2%と最も高く、次いで、「相談室（スクールカウンセラー等）」の43.9%、「こころの電話・いのちの電話」の31.5%の順となっています。性別で見ると、男性では「ひとつも知らない（このアンケート以前に知らなかった）」の割合が32.0%となっており、女性（15.9%）より16.1ポイント高くなっています。学年別で見ると、中学1年生では「ひとつも知らない（このアンケート以前に知らなかった）」の割合が3割を超えており、他よりも高くなっています。居住地域別で見ると、輝北地域と吾平地域では「保健室」の割合が7割を超えており、他よりも高くなっています。

〈複数回答〉 n=971



## (2) こころの健康に関する市民意識調査等からみえた課題

### ① 一般市民

#### ○ 高齢者への支援

少子高齢化や核家族化に伴い、地域や家族との関わりが希薄となる中で、孤独感や生きがいの喪失、健康や経済的な問題の深刻化など高齢者が抱える課題が複雑化しています。

このような中、地域の中で孤立せず、生きがいや役割を持って生活できるよう、高齢者の社会参加や交流など居場所づくり等を推進するとともに、適切な支援につなぐ仕組みづくりや相談サービスを充実する必要があります。

そのため、関係機関や団体と連携し、多面的かつ継続的なアプローチが必要となっています。

#### ○ 生活困窮者への支援

『家計の余裕がない』人の『心に何らかの負担を抱えている状態』と『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』の割合の合計が6割を超えています。

生活困窮者は、経済的な理由だけでなく、社会的な孤立や精神的な苦痛も抱えている可能性が高いとされ、周囲に知られたくないという気持ちや、支援を受けることに対する抵抗感から、自ら積極的に相談や援助を求めることが少なく支援につながりにくいと言われています。また、支援機関や相談窓口も分散しており、生活困窮者が必要な情報やサービスにアクセスしやすい環境になっていないなど課題が挙げられています。

そのため、関係機関同士が緊密に連携し、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じた支援を展開することが重要です。

#### ○ 働く世代への支援

19～40歳代では「勤務関係の問題」に悩みやストレス抱えている人が多くなっていることから、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、職場でのメンタルヘルス対策への取り組みをとった「勤務・経営問題への対策」が必要です。ワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメント対策等、労働者が働きやすい職場環境づくりについて、事業所や各職域団体等と連携した取り組みが必要です。

#### ○ 女性への支援

心に何らかの負担を抱えている状態は、男性より女性の割合が高く、「本気で自殺を考えたことがある」と回答した人の割合は、男性よりも女性の方が多い状況にあります。

自殺未遂者は自殺のリスクが高いため、継続的な支援とフォローアップにより再企図を防ぐことが重要です。

国は、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会変動の中で、女性の自殺者数が増加したことから、新たな自殺総合対策大綱において女性の自殺対策を更に推進することとしており、本市においても意識調査の結果を踏まえ、女性に寄り添った自殺対策を各関係機関と連携しながら講じていく必要があります。

## ② 中・高校生

### ○ 子ども・若者への支援

睡眠不足や休養を十分にとれていないと思っている人では、不満や悩み、ストレスを感じたことのあった割合が高くなっています。

このため、子ども・若者が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育や、メンタルヘルスの大切さや相談機関周知等を強化していくとともに、インターネットや SNS を活用した相談体制の検討や、学校、家庭、地域などの多様な関係者の連携が求められます。

### 3 第1次計画の検証と課題

平成31年3月策定の本計画に基づき、関係機関・関係部署が自殺対策の視点を持って、各種事業を実施しました。基本施策の達成状況、各種事業の実施状況などの確認・評価を行い、庁内全体で共有しました。

#### (1) 5つの基本施策の達成状況

##### ① 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材の育成が必要であることから、市職員を対象とした自殺対策推進研修や、市職員、地域の支援者等にゲートキーパー研修を実施しました。

今後も引き続き市職員や地域の支援者等への研修を継続して実施するとともに、関係業務に携わる方（学校、医療関係者等）への研修の拡充を図り、ゲートキーパーの認知度の向上や、人材育成を推進していくことが必要です。

	取組成果の目標項目	計画時 (2018年度)	目標値	実績 (2022年度)
・気づき、見守りができる人材の育成	市職員の自殺対策推進研修会の参加率	—	100%	80.2%
	地域の支援者等のゲートキーパー研修会の参加率	—	70%	75%

##### ② 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、そのような状態に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実があることから、各種広報媒体を活用した啓発活動や、こころの健康づくり講座等を活用しながら、相談窓口の普及啓発に取り組んできましたが、取組成果の目標値に達することができませんでした。

今後、個人や家庭を取り巻く環境は多様化・複雑化していくことが予想されることから、既存の啓発活動の見直しや、新たな普及啓発を検討し、相談窓口等の周知を図ることが重要です。

	取組成果の目標項目	計画時 (2018年度)	目標値	実績 (2023年度)
・各種広報媒体を活用した啓発活動 ・出前講座等による啓発活動	こころの相談窓口等の認知度	60%	80%	76.9%
	ゲートキーパーの認知度	11.6%	30%	17.1%



### ③ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要であることから、高齢者が気軽に交流できる居場所づくりや、様々な相談に対する支援体制の充実を図ることができましたが、自死遺族に関する支援の認知度については計画時より認知度が低下しました。引き続き、周知活動に力を入れていくとともに、県の自死遺族支援関連事業と連携し、認知度の向上を図る必要があります。

	取組成果の目標項目	計画時 (2018年度)	目標値	実績 (2022年度) (2023年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所づくり</li> <li>・生活における困りごと相談の充実</li> <li>・自殺未遂者、遺された人への支援</li> </ul>	ふれあい・いきいきサロンの参加者数	2,356人	3,600人	4,476人
	自死遺族に関する支援の認知度	51.7%	70%	43.8%

### ④ ネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しています。それらに適切に対応するため、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性のある施策を推進していくことが大変重要であることから、庁内関係課の横の連携を深めるとともに、自殺対策に係る相談支援機関等と連携を図り、ネットワークの強化に努めました。

今後も、庁内関係課、関係機関との連携の強化、各種施策、支援体制を連動させて自殺リスクを低減させる取り組みを推進する必要があります。

	取組成果の目標項目	計画時 (2018年度)	目標値	実績 (2022年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の相談支援体制の充実・連携</li> <li>・自殺対策に資する庁内各種ネットワークとの連動</li> </ul>	いのち支えるネットワーク（健康づくり推進協議会）の開催数	—	年1回以上	1回

### ⑤ 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒がいのちの大切さについて学ぶ教育だけでなく、困難やストレスに直面したとき、身近にいる信頼できる大人に助けの声を上げられるように学ぶ教育を推進するため、相談窓口の周知啓発や、外部講師によるいのちの授業、臨床心理士による思春期、心理発達相談を実施し、「生きづらさ」の解消に向けた支援に努めました。

今後、様々な悩みが多様化、複雑化することが考えられることから、保護者へも周知啓発を図るとともに、児童生徒一人一人の悩みに応じた相談体制の整備を継続的に取り組んでいく必要があります。

	取組成果の目標項目	計画時 (2018年度)	目標値	実績 (2022年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>SOSの出し方に関する教育の実施</li> <li>SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化</li> </ul>	いのちの授業の実施校数(小中高等学校)	7校	37校	28校

### (2) 年度ごとの事業評価(関係各課137事業)

	R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A 推進できた (8割以上)	87	63.5%	80	58.4%	85	62.0%	92	67.2%
B 概ね推進できた (4割～7割)	46	33.6%	50	36.5%	46	33.6%	41	29.9%
C あまり推進できなかった (3割以下)	4	2.9%	7	5.1%	6	4.4%	4	2.9%

関係各課の自殺対策計画に基づく各種事業は、幅広い世代をターゲットに重点的に取り組み、長期化する新型コロナウイルス感染症に対応した事業の開催や代替策による事業等を実施しており、137事業のうち、9割以上の事業が計画通り事業を推進できました。

また、あまり推進できなかった事業については、新型コロナウイルス感染症対策により、事業を縮小などして実施しましたが、情報の共有が不十分だったことが、評価を下げる要因となりました。

今後も、既存事業を積極的に推進していくとともに、新規事業の構築や検討、関係機関との連携を強化し、全庁的に自殺対策に取り組むことが重要です。

## 第3章 自殺対策の取組

### 1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえ、以下の基本方針に基づき策定します。

自殺対策の基本方針
1 生きることの包括的な支援として推進
2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進
3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4 実践と啓発を両輪として推進
5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進

- 自殺対策は、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進。
- 自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進。
- この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策はSDGsの達成に向けた政策としても意義を持ち合わせるもの。

#### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進

- 自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しており、その効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要。
- とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるように推進。
- 孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要。

### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

- 自殺対策は、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進。
- 時系列的な対応の段階としては、「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」という3つの段階において対応が必要。
- 「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進。

### (4) 実践と啓発を両輪として推進

- 自殺に追い込まれるという「誰にでも起こり得る危機」に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う。
- 全ての市民が、自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含めた広報活動、教育活動等に取り組む。
- 自死遺族等への支援からも自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動が必要。

### (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要であることから、それぞれの主体が果たすべき役割を理解し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働を推進。
- 各種課題に対応する制度や事業を担う支援機関等とのネットワーク化を推進するとともに、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要

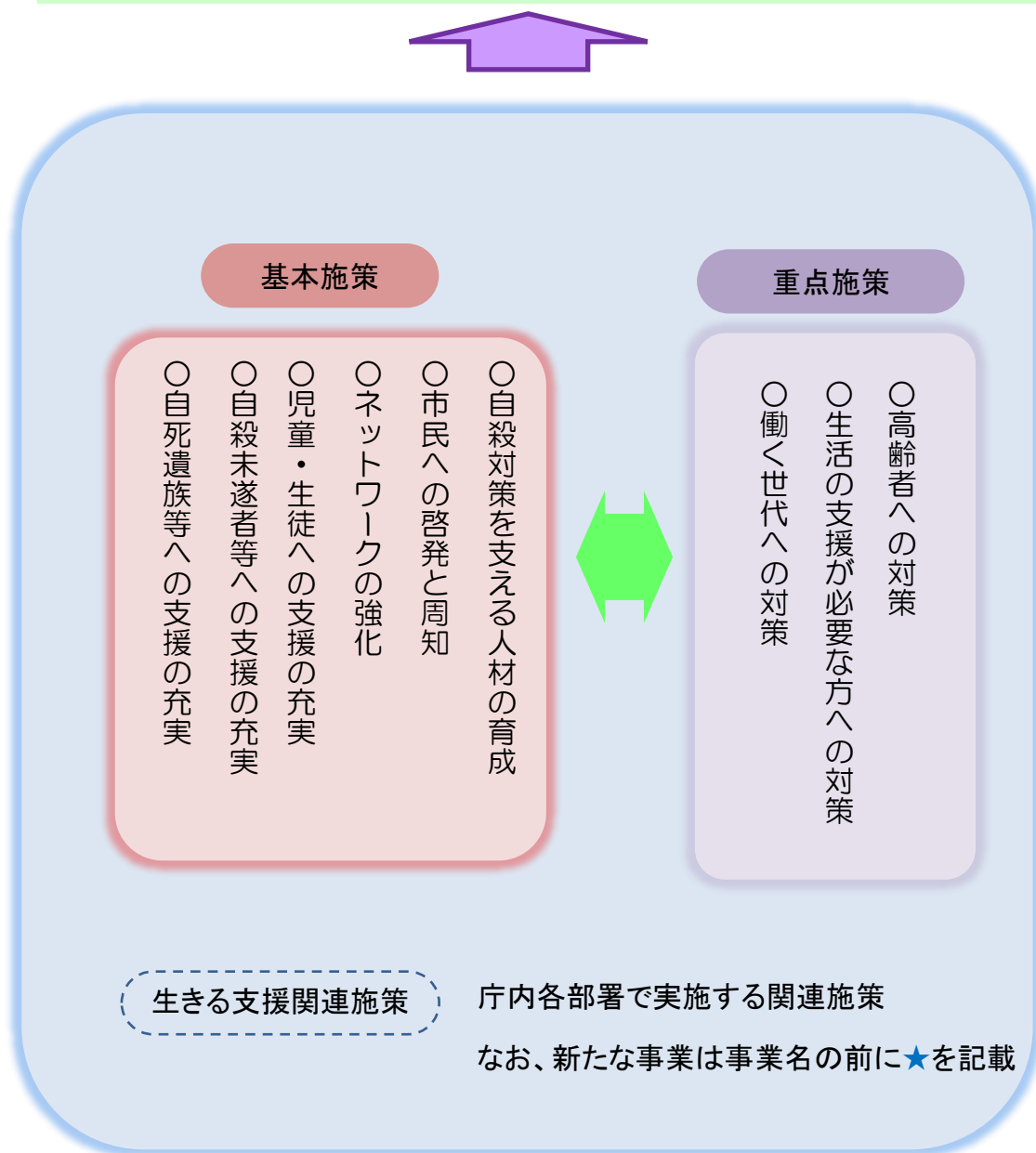
### (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

- 自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組むことが必要

## 2 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「6つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「3つの重点施策」で構成します。

**目標：誰も自殺に追い込まれることのない鹿屋市**



### 3 基本施策

地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本的な取組として、本市では引き続き「自殺対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「ネットワークの強化」、「児童・生徒への支援の充実」を総合的に推進します。

また、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、新たに「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」が基本施策として掲げられたことから、本市においても施策に位置づけて取り組みます。

6 つ の 基 本 施 策	
1	自殺対策を支える人材の育成
(1)	気づき・見守りができる人材の育成
2	市民への啓発と周知
(1)	各種広報媒体を活用した啓発活動
(2)	講演会及び出前講座等による啓発活動
(3)	学校と連携した情報の発信
3	ネットワークの強化
(1)	庁内外の相談支援体制の充実・連携
(2)	自殺対策に資する庁内外各種ネットワークとの連動
4	児童・生徒への支援の充実
(1)	SOSの出し方に関する教育の実施
(2)	SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化
(3)	相談支援の充実
(4)	教職員や保護者等に対する普及啓発
5	自殺未遂者等への支援の充実
(1)	自殺未遂者への支援
6	自死遺族等への支援の充実
(1)	遺された人等への支援

(1) 自殺対策を支える人材の育成



さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、研修対象者を市民等と広げ必要な研修の機会の確保を図ります。

① 気づき・見守りができる人材の育成

●さまざまな職種を対象とする研修の実施

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【市職員の自殺対策推進研修】 全庁的な自殺対策の取組を行うため、市職員の意識の定着を図ることを目的に研修会を開催します。 【対象：全職員】</p>	健康増進課 総務課
<p>【市職員向けゲートキーパー養成研修】 各々の業務中に、自殺リスクを抱えた市民のサインに気づき支援へとつなぐ役割を担えるためのゲートキーパー養成研修を開催します。 【対象：全職員】</p>	健康増進課
<p>★【教職員向けゲートキーパー養成研修】 児童・生徒のサインに気づき、声をかけることで児童・生徒が悩みや不安を抱え込まずに周囲に打ち明けられることができ、早期に支援へとつなげられるようにするためのゲートキーパー研修会を開催します。 【対象：教職員等】</p>	健康増進課 学校教育課
<p>★【専門職向けゲートキーパー養成研修】 保健・医療など、さまざまな分野における職能団体向けにゲートキーパー養成講座を実施します。 【対象：保育士・看護師・薬剤師等】</p>	健康増進課 子育て支援課

●地域の支援者等を対象とする研修の実施

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【地域の支援者等のゲートキーパー研修】 さまざまな分野で活動している支援者が、「気づき」、本人の気持ちに耳を傾け、専門機関への相談を促し、見守るためのゲートキーパー研修会を開催します。 【対象：健康づくり推進員、在宅福祉アドバイザー等】</p>	健康増進課

●市民を対象とする研修の実施

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>★【市民向けゲートキーパー養成研修】</p> <p>市民のこころの健康やゲートキーパーの役割への理解を促進することを目的にゲートキーパー研修会を開催します。</p> <p>【対象：市民】</p>	健康増進課

【取組成果の目標値】

目 標 項 目	現状値 (2023年度)	目標値 (2029年度まで)	方 法
市職員の自殺対策推進研修の受講率	80.2%	100%	年1回受講
地域の支援者等のゲートキーパー研修会の参加率 【対象：健康づくり推進員 在宅福祉アドバイザー等】	75%	80%	年1回開催
市民向けのゲートキーパー研修会の開催回数	—	年1回	年1回開催



## (2) 市民への啓発と周知



自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、そのような状態に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づいたとき思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなげられるよう相談先情報の周知を図ります。

### ① 各種広報媒体を活用した啓発活動

#### ●自殺予防週間（9月）や、自殺対策強化月間（3月）時の啓発

取 組 内 容	実 施 主 体
【広報等による啓発活動】 市広報誌やフリーペーパーに相談機関等を掲載し啓発に努めます。	健康増進課
【キャンペーン活動等による啓発活動】 相談窓口等を掲載したパンフレットの配布やキャンペーン活動の実施による啓発に努めます。	健康増進課
【ポスター等の展示による啓発活動】 市内各所へのポスターの掲示や図書館に「心の健康づくり」に関するリーフレット等の設置による啓発に努めます。	健康増進課 生涯学習課

#### ●ICTを活用した啓発

取 組 内 容	実 施 主 体
【こころの体温計】 メンタルチェックシステム「こころの体温計」の利用促進によるこころの健康状態チェックと相談窓口の周知に努めます。	健康増進課
【ホームページ・かのやライフ等】 自殺対策や相談窓口等を掲載し、啓発と情報の発信に努めます。	健康増進課

### ② 講演会及び出前講座等による啓発活動

#### ●「こころの健康づくり講演会・出前講座等」の実施

取 組 内 容	実 施 主 体
★【市民向けこころの健康づくり講演会】 自殺対策やこころの健康づくりについての正しい知識や相談窓口の普及啓発を行うための講演会を実施し啓発に努めます。	健康増進課

★【こころの健康づくり講座】 自殺対策や心の健康づくりについての正しい知識や、相談窓口の普及啓発を行うための出前講座を実施し啓発に努めます。	健康増進課
---------------------------------------------------------------------------	-------

③ 学校と連携した情報の発信

取 組 内 容	実 施 主 体
【家庭教育支援事業】 子どもの自殺の現状や相談窓口等を家庭教育ガイド等に掲載し、啓発と情報の発信に努めます。	生涯学習課

【取組成果の目標値】

目 標 項 目	現状値 (2023年度)	目標値 (2029年度まで)	方 法
こころの相談窓口等の認知度	76.9%	80%	啓発活動の充実及びアンケートの実施
ゲートキーパーの認知度	17.1%	30%	啓発活動の充実及びアンケートの実施

### (3) ネットワークの強化



自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などのさまざまな要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性のある施策を推進していくことが大変重要となります。

このため、庁内関係課の横の連携を深めるとともに、鹿屋保健所などの自殺対策に係る相談支援機関等との連携を図り、ネットワークの強化を図ります。

#### ① 庁内外の相談支援体制の充実・連携

●庁内における自殺対策推進研修、ゲートキーパー養成研修を実施し、どこに相談しても適切な相談場所につなが支援ができるよう連携を図ります。

また、複雑化・複合化した問題を抱えた方に対して、既存の相談支援等の取り組みを生かしながら、それぞれの専門性を活かし連携する包括的・重層的な支援体制事業との連携を図ります。

取 組 内 容	実 施 主 体
【市職員の自殺対策推進研修】 ※(再掲)第3章 3 (1) ①職員を対象とする研修の実施に記載	健康増進課 総務課
【鹿屋市いのち支える自殺対策推進委員会及び幹事会】 庁内の連携体制の強化に努めます。(年1回)	健康増進課
【包括的・重層的な支援体制の構築】 複雑化・複合化した問題を抱えた方に対して、既存の相談支援等の取り組みを生かしながら、それぞれの専門性を活かし連携するといった包括的・重層的な支援体制を構築	福祉政策課 鹿屋市社会福祉協議会

#### ●庁外関係機関

連 携 機 関
鹿屋保健所、鹿屋市地域包括支援センター、鹿屋市社会福祉協議会、肝属地区障がい者基幹相談支援センター、子ども・若者相談支援センター、大隅児童相談所、ハローワーク、法テラスかのや、鹿屋警察署等

② 自殺対策に資する各種ネットワークとの連動

●庁内や関係機関と実施する多分野のネットワークや協議会において、市民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、それぞれの連携の強化とともにこれらを連動させて自殺リスクを低下させる取組を推進します。また、鹿屋保健所が開催する肝属地区自殺対策ネットワークでは、医療機関や警察、福祉、教育などの関係機関と情報共有し連携の強化を図っています。

協議会及びネットワーク	実施主体
いのち支えるネットワーク（健康づくり推進協議会）	健康増進課
要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
青少年問題協議会	生涯学習課
高齢者虐待防止ネットワーク	高齢福祉課
肝属地区障害者自立支援協議会	福祉政策課
精神保健福祉関係者連絡会（管内・鹿屋市） 肝属地区自殺対策ネットワーク	鹿屋保健所

【取組成果の目標値】

目標項目	現状値 (2023年度)	目標値 (2029年度まで)	方法
いのち支えるネットワーク（健康づくり推進協議会）の開催数	年1回	年1回以上	継続実施

(4) 児童・生徒への支援の充実



本市における過去5年間（平成30年～令和4年）の自殺者数97名のうち、20歳未満の自殺者数は5名となっており、他の年代と比較すると全体に占める割合は低く、20歳未満の自殺死亡率1.9も全国平均値3.1よりも低い状況にあります。

新たな国の自殺総合対策大綱においては、子ども・若者の自殺対策をさらに推進することとしており、本市においては、基本施策において取り組みを充実させていきます。

① SOSの出し方に関する教育の実施

児童生徒がいのちの大切さについて学ぶ教育だけでなく、困難やストレスに直面したとき、身近にいる信頼できる大人に助けの声を上げられるように学ぶ教育を推進します。

取 組 内 容	実 施 主 体
<p><b>【SOSの出し方に関する教育】</b> 命や暮らしの危機に直面したとき、助けの求め方を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。</p>	学校教育課
<p><b>【いのちの授業】</b> 児童生徒を対象とした授業において、「生」と「死」について言及することで、自らの命や周りの命を大切に思う心を育むことに努めます。</p>	健康増進課

② SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

取 組 内 容	実 施 主 体
<p><b>【道徳教育の充実、自殺予防週間の取組】</b> 生きることのすばらしさを知り、生命の尊さやその連続性及び有限性を理解し、かけがえのない生命を尊重する心を育むことに努めます。</p> <p><b>【心の架け橋プロジェクト】</b> 不登校、いじめの未然防止や教育相談体制の充実を図るとともに、すべての児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関等と連携して支援や指導の充実に努めます。</p>	学校教育課
<p><b>【青少年問題協議会の開催】</b> 青少年問題協議会実務者会議において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し連携の基礎構築に努めます。</p>	生涯学習課

③ 相談支援の充実

さまざまな悩みやそれぞれの困難な状況に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決にあたります。

取 組 内 容	実 施 主 体
【教育相談】 いじめ、不登校、学業や進路など子どものあらゆる相談に応じます。	生涯学習課 学校教育課
【思春期相談、こどもの発達相談（心理発達相談）】 臨床心理士による発達段階に応じた相談を実施し「生きづらさ」の解消に向けた支援に努めます。	健康増進課

④ 教職員や保護者等に対する普及啓発

子どもがSOSを出した時に、大人たちがしっかりSOSをうけとめ、早期に支援へとつなげられるような体制を整えます。

取 組 内 容	実 施 主 体
★【教職員向けゲートキーパー養成研修】 ※（再掲）第3章 1（1）①気づき・見守りができる人材の育成に記載	健康増進課 学校教育課
【こころの健康づくり講座】 ※（再掲）第3章 2（2）②講演会及び出前講座等による啓発活動に記載	健康増進課

【取組成果の目標値】

目 標 項 目	現状値 (2023年度)	目標値 (2029年度まで)	方 法
いのちの授業の実施校数 (小中高等学校)	28校	36校 (全市立小中高等学校)	全学校を対象として実施



## (5) 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者は、再度の自殺企図のおそれがあり、自殺のリスクが高いとされていることから、関係機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行います。

### ① 自殺未遂者等への支援

- 鹿児島県が行う自殺未遂者支援事業に基づき、支援を行います。  
基本的には、同意が得られた人へ支援を行います。
- 鹿屋保健所が設置する自殺対策ネットワークを活用し、警察や保健所、医療機関等との連携により支援を行います。

取 組 内 容	実 施 主 体
<b>【精神保健の相談・訪問指導】</b> 精神保健の相談・訪問指導を行い、生活の中での様々な問題について相談者に寄り添い、関係機関と連携しながら、問題の解決に努めます。	健康増進課 鹿屋保健所
<b>【肝属地区自殺対策ネットワーク】</b> ※(再掲)第3章 3 (3) ②自殺対策に資する各種ネットワークとの連動	鹿屋保健所



## (6) 自死遺族等への支援の充実

大切な方を自死で亡くされた方々は、深い悲しみだけではなく、自分を責めたり今後の生活への不安を抱え、つらい気持ちが続きます。

また、本当のことを話せず悩みを抱え込んでしまいがちだとも言われています。遺された方々やその方達を支える周囲の方々へ、必要な情報が届くように周知に努めます。

### ① 遺された人等への情報周知

- 遺された人への支援として、当事者同士が語り合い、支え合うことで生きる希望を取り戻していくことを目的とした、自死遺族等のわかち合いの会「こころ・つむぎの会」(県精神保健福祉センター)等の周知に努めます。

取 組 内 容	実 施 主 体
<b>【遺された人への支援窓口の周知】</b> 遺された人への支援として、当事者同士が語り合い、支え合うことで生きる希望を取り戻していくことを目的とした、自死遺族等のわかち合いの会「こころ・つむぎの会」(県精神保健福祉センター)等の周知に努めます。	健康増進課

【取組成果の目標値】

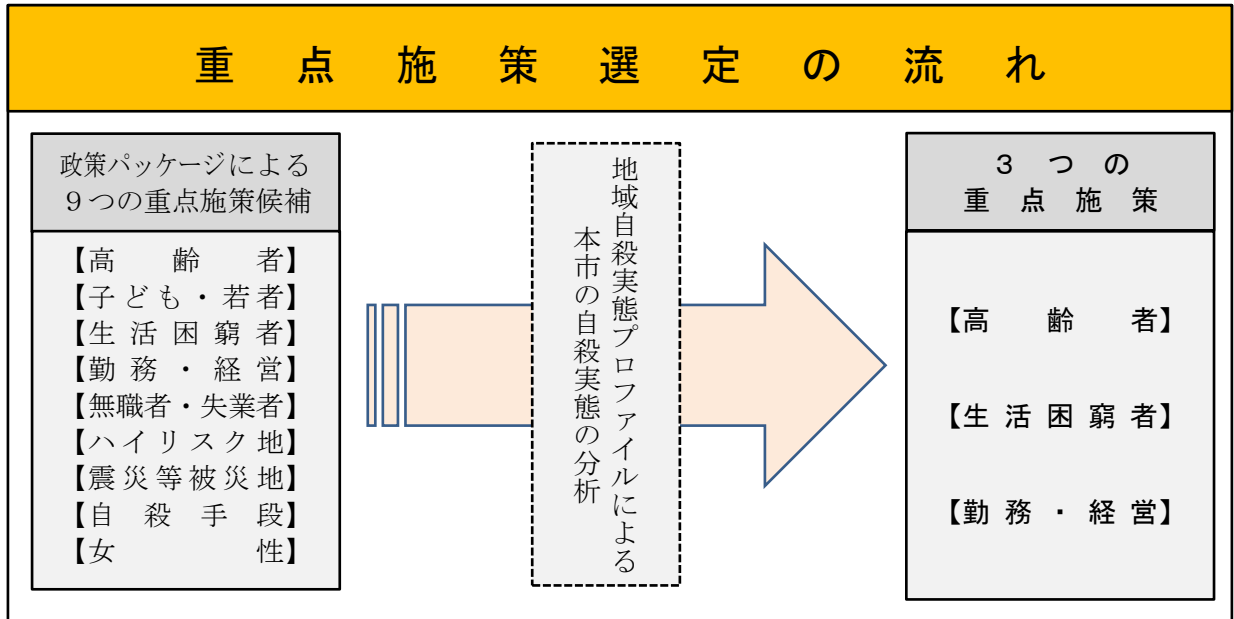
目 標 項 目	現状値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度まで)	方 法
自死遺族に関する支援 の認知度	50.4%	70%	広報等の充実



#### 4 重点施策

本市においては、多くの高齢者や働く世代の方が自殺で亡くなっています。

また、本市の自殺実態プロフィール（自殺総合対策推進センター作成）においても、特に「高齢者」、「生活の支援が必要な人（生活困窮者）」及び「働く世代（20～50歳代）への対策（勤務・経営）」に関わる自殺対策が課題とされており、これら3つに係る対策を本市の重点施策として位置付け、様々な施策を庁内外横断的な取組とし総合的に推進します。



3 つ の 重 点 施 策
<p><b>1 高齢者への対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 包括的な支援のための連携の推進</li> <li>(2) 介護問題を抱える家族への支援</li> <li>(3) 高齢者の健康不安・生活不安に対する支援</li> <li>(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防</li> </ul>
<p><b>2 生活の支援が必要な方への対策（生活困窮者）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種相談支援を行う庁内外関係機関との連携</li> <li>(2) メンタルヘルスと生活困窮者自立支援制度との連動</li> </ul>
<p><b>3 働く世代（20～50歳代）への対策（勤務・経営）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康問題・健康づくりへの支援</li> <li>(2) 職場におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント対策の推進</li> <li>(3) 女性への支援</li> </ul>

(1) 高齢者への対策【重点施策①】



高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進をさらに図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

また、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を共有し、自殺対策の視点も加えた支援の充実を図り、関係機関や多職種での連携体制の強化や地域資源の連動に取り組みます。

●地域包括ケアシステムの構築

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【在宅医療・介護連携推進事業】 在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携の推進に努めます。</p> <p>【生活支援体制整備事業】 日常生活圏域毎に、生活支援コーディネーターを配置し、医療、介護及び様々な生活支援サービスを担う事業者等と連携しながら、日常生活の支援体制の充実・強化を図り、高齢者の社会参加の強化に努めます。</p> <p>【地域ケア会議推進事業】 多職種協働で高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図り、関係者の連携の強化に努めます。</p>	<p>高齢福祉課</p>

② 介護問題を抱える家族への支援

介護に関する様々な問題や介護ストレスを抱える家族の悩みについての相談の場や、支援者で寄り添える場を充実させ、家族の負担軽減を図ります。

●介護に関する様々な問題について相談機会の提供

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【介護の相談】 介護に関する相談を受け、必要な支援やサービス利用について情報提供を行なうとともに、関係機関とも連携し支援します。</p> <p>【総合相談事業】 高齢者に対し必要な支援を把握するため、総合的な相談を受け初期段階から継続して支援します。</p> <p>【オレンジのまど（認知症地域支援・ケア向上推進事業）による相談】 認知症地域支援推進員が所属する事業所に、認知症高齢者やその家族が気軽に相談できる相談窓口を設置し、地域における身近な相談窓口として、認知症の人やその家族からの相談、早期支援等に努めます。</p>	高 齢 福 祉 課

●支援者同士の交流会の開催

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【ほっと会の開催】 介護家族等の支援者同士の交流機会を提供し、介護の不安や悩み、負担の軽減に努めます。</p> <p>【認知症カフェ（認知症地域支援・ケア向上推進事業）の開催】 認知症の人やその家族、また、認知症に関心のある方、介護従事者などの専門家や、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる認知症カフェを開設し、相互の支え合いを推進します。</p>	高 齢 福 祉 課

③ 高齢者の健康不安・生活不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

また、生活不安についても地域や関係機関と連携し、問題が深刻化しないよう支援を図ります。

●各種相談支援体制の強化及び連携

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【こころの相談・健康相談】 心身のことなどの悩みについての相談を受け、寄り添いながら問題の解決に努めます。</p>	健 康 増 進 課
<p>【総合相談事業】 ※（再掲）第3章 4（1）②介護問題を抱える家族への支援に記載</p>	高 齢 福 祉 課

<p><b>【市民総合相談】</b> 市民生活に関する悩み事や市の行政サービスに関する相談について、関係機関等へつなぐことで問題の解決ができるように努めます。</p>	市 民 課
<p><b>【消費生活相談】</b> 高額な消費トラブルや多重債務を抱えている人への適切な相談処理（相談の受付、処理、あっせん等）を実施します。</p>	消費生活センター
<p><b>【納税相談】</b> 窓口での納税相談等において、滞納の根本原因となっている経済環境等を把握し、状況に応じた相談窓口へつなぐことにより根本原因の解消に努めます。</p>	収 納 管 理 課
<p><b>【認知症初期集中支援推進事業】</b> 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に努めます。</p>	高 齢 福 祉 課

●各種講座や教室等を活用し、こころの健康についての普及・啓発

取 組 内 容	実 施 主 体
<p><b>【各種講座や教室の活用】</b> 出前講座や高齢者学級等を活用し、こころの健康について普及・啓発に努めます。</p>	高 齢 福 祉 課 健 康 増 進 課

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。

高齢者のメンタルヘルスに対する知識の普及・啓発を行うとともに、高齢者が役割を持ち生活を送ることができるよう、地域や関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防等を推進していきます。

●生きがいつくり・閉じこもり対策の推進

取 組 内 容	実 施 主 体
<p><b>【介護予防活動支援教室事業】</b> 高齢者のニーズを踏まえた多種多様な介護予防教室を提供し、高齢者の自主的な介護予防活動の促進や閉じこもり防止に努めます。</p> <p><b>【高齢者向けクラブへの活動助成】</b> 住み慣れた地域で介護予防や社会貢献活動等を通じて、仲間づくりや閉じこもり予防に努めます。</p>	高 齢 福 祉 課

<p>【高齢者元気度アップ・ポイント事業及び高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業】 健康増進に関する事業や高齢者に対するボランティア活動に参加した個人、また社会参加活動等を行う高齢者のグループに対してポイント（物品や現金と交換可）を付与し、健康づくりや社会参加活動の促進に努めます。</p> <p>【敬老バス乗車賃助成事業】 市内のバス乗車賃の一部を助成し、高齢者のいきがづくりの促進と健康増進に努めます。</p> <p>【はり・きゅう及び温泉保養助成事業】 施術費等の一部を助成し、高齢者の健康保持と福祉の増進に努めます。</p> <p>【シルバー人材センターの加入・就労の促進】 おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、シルバー人材センターの加入・就労を促進し、就労を通じた生きがづくりや、高齢者の能力を活かした活力ある社会づくりに努めます。</p> <p>【生活支援体制整備事業】 ※（再掲）第3章 4 (1) ①包括的な支援のための連携の推進に記載</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

●居場所づくり（地域づくり）の充実

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【高齢者サロン等加入促進事業】 住み慣れた地域で趣味の活動や仲間づくりの場を提供するサロン等の充実に努めます。</p>	高 齢 福 祉 課

●見守りの強化

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【高齢者等訪問給食サービス事業】 訪問給食サービス事業での見守り安否確認の実施に努めます。</p> <p>【町内会の見守り活動等】 町内会での見守り活動等の地域支え合い活動の充実に努めます。</p> <p>【在宅福祉アドバイザー整備事業】 在宅福祉アドバイザー等による一人暮らし見守り・声かけ活動の実施に努めます。</p>	高 齢 福 祉 課
<p>【ふれあい一皿運動】 一人暮らしの高齢者を対象に、食生活改善推進員による訪問及び一皿差し入れの実施に努めます。</p>	健 康 増 進 課

## (2) 生活の支援が必要な人への対策（生活困窮者）【重点施策②】



生活の支援が必要な人は、その背景として虐待、DV、依存症、性的マイノリティー、身体障害、知的障害、発達障害、精神疾患、多重債務、労働、介護等の多様、かつ、広範な問題を複合的に抱えていることが多く、その対策は、包括的な生きる支援として行われる必要があります。

また、市民意識調査の結果によると、『家計の余裕がない』人の『心に何らかの負担を抱えている状態』と『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』の割合の合計が6割を超えています。

生活に支援が必要な人や生活の困窮状態にある人が、社会的に孤立することのないよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて、効果的な対策を進めていきます。

### ① 各種相談支援を行う庁内外関係機関との連携

子育て、介護、障害、労働、経済（家計や多重債務等）、疾病など相談窓口の周知を図るとともに、庁内関係部局や社会福祉協議会など関係機関の窓口との連携を図り適切な窓口への円滑なつながりを推進します。

また、複数課題を抱えた人や制度の狭間にある人は、自殺リスクを抱えることが少なくない実情を踏まえ、「重層的支援体制整備事業（みんなで支え合う地域づくり推進事業）」において包括的な相談支援体制の構築を図るとともに、関係機関とも連動し、自殺リスクを抱えた人への支援が早期にできるよう取り組みます。

#### ● 庁内各相談窓口

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【健康相談、こころの相談】</p> <p>※（再掲）第3章 4（1）③各種相談支援の強化及び連携に記載</p> <p>【思春期相談】</p> <p>※（再掲）第3章 3（4）③相談支援の充実に記載</p> <p>【母子相談、子どもの発達相談】</p> <p>子育てや子どものことなどの悩みについて相談を受け、寄り添いながら問題の解決に努めます</p> <p>【子育て包括支援センター事業】</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズ対して、関係機関と連携を図り、総合的相談支援を実施します。</p>	健康増進課
<p>【生活困窮者自立支援事業（相談支援事業）】</p> <p>支援員が困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、相談者と一緒に考えながら具体的な支援プランを作成するなど、寄り添いながら自立に向けた支援をします。</p>	福祉政策課

【障がいのある方やその家族を対象とした総合的・専門的な相談】 対象となる方々からの相談を受け、必要な支援やサービス利用について情報提供や、関係機関との連携などにより支援します。	
【介護の相談、総合相談事業】 ※（再掲）第3章 4（1）③各種相談支援の強化及び連携に記載	高齢福祉課
【婦人保護事業（各種相談）】 家庭や生活上の問題及び配偶者やパートナーからの暴力を受けるなどの問題解決を図る各種相談（総合相談、女性に対する暴力相談、女性のための法律相談）を実施します。	子育て支援課
【消費生活相談】 ※（再掲）第3章 4（1）③各種相談支援の強化及び連携に記載	消費生活センター
【納税相談】 ※（再掲）第3章 4（1）③各種相談支援の強化及び連携に記載	収納管理課
【市民総合相談】 ※（再掲）第3章 4（1）③各種相談支援の強化及び連携に記載	市民課
【教育相談】 ※（再掲）第3章 3（4）③相談支援の充実に記載	生涯学習課 学校教育課

●庁外関係機関

連 携 機 関
※（再掲）第3章 3（3）①庁内外の相談支援体制の充実・連携に記載

② メンタルヘルスと生活困窮者自立支援制度との連動

自殺の背景ともなる生活困窮に対して、精神保健の相談窓口と生活困窮者の自立相談支援窓口が相互に緊密な連携を図り、それぞれが把握した自殺の危険性の高い人に対して、適切な支援ができるよう協働して効果的に取り組みます。

取 組 内 容	実 施 主 体
<p>【生活困窮者自立支援事業】 生活の様々な困難に直面している方々が、自ら問題解決を図り、自立した生活が送られるよう、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。</p> <p>① 相談支援事業 生活における困りごとや不安を抱えている場合などに、支援員が相談を受けて、一緒に考え、具体的な支援プランを作成し自立に向けた支援に努めます。</p>	福祉政策課

<p>② 住居確保給付金の支給 離職などにより住居を失った人、失うおそれの高い生活困窮者等に就職活動を行なうことを条件で、一定期間家賃相当額を支給し就職に向けた支援に努めます。</p> <p>③ 就労準備支援事業 直ちに一般就労が困難な人に、有期で就労体制を通じて、基礎能力を養い就労機会の提供や相談。支援に努めます。</p> <p>④ 一時生活支援事業 住居を喪失・もたない生活困窮者等の状態にある人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供しながら、就労支援などの自立支援に努めます。</p>	
<p>【精神保健の相談・訪問指導】</p> <p>※（再掲）第3章 5（5）①自殺未遂者等への支援</p>	<p>健康増進課 鹿屋保健所</p>



(3) 働く世代（20～50歳代）への対策（勤務・経営）【重点施策③】



市では、男性は50歳代、女性は20歳代と40歳代と50歳代の自殺率が全国より高くなっています。その自殺の背景には、職場の人間関係や長時間労働、パワハラなどの問題があり、働く世代への対策に取り組む必要があります。

また、自殺の原因・動機では、1位が健康問題（全体）であること、市民意識調査の結果では、悩みやストレスについて、「病気など健康の問題が現在ある」と答えた割合が一番高く、30歳代から50歳代において4割（男女とも）の方が感じていることから、若い世代からの健康問題への支援が必要です。

さらに、市民意識調査の結果では、19～40歳代では「勤務関係の問題」に悩みやストレスを抱えている人が多くなっていることや、心に何らかの負担を抱えている状態は、男性より女性の割合が高く、「本気で自殺を考えたことがある」と回答した人の割合は、男性よりも女性の方が多いう状況があります。

そこで、働く世代の女性向けの自殺対策も推進していきます。

① 健康問題・健康づくりへの支援

健康の保持増進の取組と、各種健（検）診を実施し、疾病の早期発見・早期治療を促すことにより、疾病の重症化を防ぎます。

取 組 内 容	実 施 主 体
<p><b>【健康診査・がん検診の実施】</b> 30歳代健診・一般健診や各種がん検診の実施により、若い世代からの生活習慣病の予防や悪性新生物の早期発見・早期治療の促進に努めます。</p> <p><b>【健康相談、こころの相談の実施】</b> ※（再掲）第3章 4（1）③各種相談支援の強化及び連携に記載</p> <p><b>【働く世代がんゼロ推進事業】</b> 健康づくり推進事業所と連携し、がん予防の普及啓発やがん検診の受診勧奨等により、従業員の疾病予防や早期発見・早期治療を図り健康の保持増進に努めます。</p>	健康増進課
<p><b>【特定健康診査の実施】</b> 健康診査の実施により、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療の促進に努めます。</p> <p><b>【特定保健指導等の実施】</b> 自らの健康状態を正しく理解し、生活習慣を改善するための支援に努めます。</p> <p><b>【糖尿病性腎症重症化予防事業】</b> 慢性腎臓病に対する知識の普及・啓発活動を行い、疾病予防及び重症化予防に努めます。</p>	健康増進課 健康保険課

② 職場におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント対策の推進

職場でのメンタルヘルス対策やハラスメント対策はそれぞれの事業者において行われていますが、働きやすい職場環境づくりについて、関係機関との情報共有を行うなど職域保健と地域保健の連携を図ります。

連 携 機 関
鹿屋肝属地域産業保健センター、労働基準監督署、 鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業鹿屋市健康づくり推進事業所

③ 女性への支援

妊娠・出産・子育ての中で不安を抱える母親や、生きづらさを抱える女性に対して、相談等を通して対応に努めるとともに、関係機関と連携し支援を行います。

取 組 内 容	実 施 主 体
<p><b>【子育て包括支援センター利用者支援事業（伴走型相談支援）】</b> ※（再掲）第3章 4（2）①各種相談支援の強化及び連携に記載</p> <p><b>【母子相談、子どもの発達相談、健康相談、こころの相談】</b> ※（再掲）第3章 4（2）①各種相談支援の強化及び連携に記載</p> <p>★<b>【女性のための健康教室】</b> 女性の健康週間にあわせて、自身にあった健康づくりの方法を習得し、心身の健康の保持増進に努めます。</p>	健康増進課
<p><b>【婦人保護事業（各種相談）】</b> ※（再掲）第3章 4（2）①各種相談支援の強化及び連携に記載</p> <p><b>【子育てアプリ事業】</b> さまざまな子育て情報を手元に届け、育児不安、産後うつ、乳幼児虐待などの予防・解消を図ります。</p> <p><b>【保育の実施】</b> 認可保育所、認定こども園などによる保育・育児相談を実施します。</p> <p><b>【ファミリー・サポート・センター事業】</b> 育児又は家事の援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、会員同士が育児等に関する総合援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備します。</p>	子育て支援課
<p><b>【男女共同参画推進事業】</b> 講演会や情報誌等において、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進します。</p>	市 民 課

## 第4章 推進体制

自殺対策を推進するため、鹿屋市いのち支える自殺対策推進委員会及び鹿屋市いのち支える自殺対策推進幹事会を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成するいのち支えるネットワーク（健康づくり推進協議会）において連携を強化し、それぞれの分野で事業の推進に努めます。

